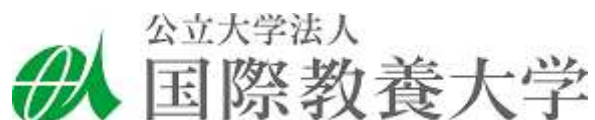


2021 年度機関別認証評価

点検・評価報告書

2021 年 4 月



目 次

| | |
|-----------------------------|-----|
| 序章 | 3 |
| 本章 | |
| 第1章 理念・目的 | 4 |
| 第2章 内部質保証 | 13 |
| 第3章 教育研究組織 | 29 |
| 第4章 教育課程・学習 ¹ 成果 | 32 |
| 第5章 学生の受け入れ | 66 |
| 第6章 教員・教員組織 | 75 |
| 第7章 学生支援 | 85 |
| 第8章 教育研究等環境 | 97 |
| 第9章 社会連携・社会貢献 | 109 |
| 第10章 大学運営・財務 | |
| 第1節 大学運営 | 117 |
| 第2節 財務 | 125 |
| 終章 | 128 |

¹ 本報告書における「学習」「学修」の表記方法については、点検・評価項目に係る記載を除き、学内文書の表記に従うものとする（例：学修成果、学修環境、生涯学習、課題解決型学習）。

序章

国際教養大学 (Akita International University: AIU) は、2004 年 4 月、日本初の公立大学法人として開学した。「国際教養教育 (International Liberal Arts)」を教学理念に掲げ、グローバル社会におけるリーダーを育成することを使命としている。全ての授業を英語で行い、新入生には留学生と共に全員 1 年間の寮生活を義務付け、在学中 1 年間の海外留学を必修化するなど、これまでの日本の大学では成し得なかった革新的な教育システムを打ち出し、その目標を達成してきた。

2015 年度に大学基準協会において第 2 期機関別認証評価を受審して以降は、「国際教養大学長期ビジョン―秋田から日本の高等教育の景色を変える―」(2014 年 4 月策定) に基づき、日本の国際教養教育を常に牽引することを目指し、文部科学省による「スーパーグローバル大学創成支援事業 (グローバル化牽引型)」(2014 年採択) に全学的に取り組んできた。具体的には、「日本発ワールドクラスリベラルアーツカレッジ」への進化に向けた 4 つの教育環境整備プロジェクトを推進している。その取り組み成果も踏まえながら、教学面では、2021 年 4 月に、新設する国際教養学科の下にこれまでの専門課程を集結し、グローバル・コネクティビティ領域を新領域として追加するとともに、従来のグローバル・スタディズ領域にサステナビリティ分野を加えることとした。これに加え、「応用国際教養教育 (Applied International Liberal Arts: AILA)」という新たな教育手法を打ち出し、学際性と応用性を高めるための教育体系を整備することで、全人教育をさらに進化させることとしている。施設面では、老朽化の進んだ学生宿舍の建替をはじめとしたキャンパス整備を進めている。新学生宿舍は、共用スペースを充実することで学生間のコミュニケーションを促し、本学の特色であるキャンパス一体型の学修環境を強化する計画である。このような改善・向上の取り組みを着実に重ねることで、開学から 18 年目を迎え、本学と類似した学部・教育プログラムを掲げる大学が全国的に増える中にありながらも、さらなる差別化に向けて前進できているものと捉えている。

外部の評価機関による評価としては、地方独立行政法人法に基づく法人評価を毎年度受けているほか、本学が独自に設置する外部評価委員会による外部評価を 2016 年度及び 2019 年度に実施した。さらに、国際的見地からも質保証に取り組むべく、2018 年度には、大学基準協会と台湾評鑑協会が共同で実施した「International Joint Accreditation」を、国内の大学として初めてトライアルとして受審し、翌年、認証を受けた。これらの評価結果は、大学ウェブサイトで公表するとともに、学内の自己評価委員会で共有し、付された提言に基づく改善の取り組みを検討・推進している。

今回の第 3 期機関別認証評価にあたっては、上記の各種評価プロセスと同様に、学内の各課程の代表及び事務局の各担当課が連携して作成した自己点検・評価報告書の素案を基に、自己評価委員会及び大学院自己評価委員会において自己点検・評価を実施し、その内容を取りまとめた。最終的には、本学の経営審議機関である大学経営会議において審議し、内容を決定したものである。

本章

第1章（基準1：理念・目的）

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

公立大学法人国際教養大学定款第1条では、公立大学法人国際教養大学の目的を次のとおり規定している。（根拠資料1-1）

○ 定款
（目的）

第1条 この公立大学法人は、外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力ある人材を養成し、地域社会及び国際社会の発展に貢献するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

この法人の目的に基づいて設置された国際教養大学（以下「本学」という。）は、学則において目的を次のとおり規定している。（根拠資料1-2）

○ 学則
（目的）

第1条 国際教養大学（以下「本学」という。）は、英語をはじめとする外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力ある人材を養成し、国際社会及び地域社会に貢献することを目的とする。

(1) 国際教養学部

本学では、上記の大学としての目的の下に、国際教養大学学則第3条第1項に基づき国際教養学部を設置し、学則第3条第2項に基づき国際教養学部グローバル・ビジネス課程及びグローバル・スタディズ課程を設置するとともに、学則第3条第3項において、各課程の目的を次のとおり規定している。（根拠資料1-2）

○ 学則

(学部、学科、入学定員及び収容定員)

第3条 本学に、国際教養学部を置く。

2 前項に規定する学部には置く課程並びにその入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 学部・学科等 | 入学定員 | 編入学定員 | | 収容定員 |
|---------------|------|-------|-----|------|
| | | 2年次 | 3年次 | |
| 国際教養学部 | | | | |
| グローバル・ビジネス課程 | 70人 | 3人 | 1人 | 291人 |
| グローバル・スタディズ課程 | 105人 | 5人 | 1人 | 437人 |
| 計 | 175人 | 8人 | 2人 | 728人 |

3 前項に規定する学部には置く課程ごとの人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

| 課 程 | 人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的 |
|---------------|---|
| グローバル・ビジネス課程 | 経済及びビジネスを基本に広く学際的な教育を提供し、生涯学習の基礎を養うと共に、創造力、判断力、独自性及びグローバルな視野を備えた人材を育成する。 |
| グローバル・スタディズ課程 | 北米、東アジア及びトランスナショナル分野について学び、グローバル化の進む今日の国際社会において活躍するために必要な知識と異文化理解、分析力を備えた人材を育成する。 |

これらの目的は、その趣旨において、次にある本学国際教養学部のミッションステートメントと合致するものである。(根拠資料1-3【ウェブ】)

○ 国際教養学部ミッションステートメント

国際教養大学は、「国際教養教育」を教学理念に掲げ、グローバル社会におけるリーダーを育成することを使命とする。

国際教養教育は、世界の広範な事象に関する幅広い知識と深い理解、物事の本質を見抜く洞察力や思考力、これらの上に築かれたグローバルな視野とともに、英語をはじめとする外国語の卓越したコミュニケーション能力を涵養する。

国際教養教育を受けた者は、確固たる「個」を確立し、道義心の修養を通じて開かれた高潔な精神と情熱を持って時代の諸課題に立ち向かい、自らが暮らす地域や所属する国家のみならず広く人類社会に貢献する。

(2) 専門職大学院

学則第3条の2に基づき本学に大学院を設置するとともに、国際教養大学大学院学則第2条において、その設置の目的（固有の目的）を、次のとおり規定している。（根拠資料1-4）

○ 大学院学則

（目的）

第2条 本学大学院は、現代の国際社会にあつて、高度なコミュニケーションの理論と実践にかかる実践的なコミュニケーションに関する教育研究を行い、高度な知識と実践力、指導力を備えた教育・研究者や専門的な人材を養成することを目的とする。

この固有の目的は、その趣旨において、次にある本学大学院のミッションステートメントと合致するものである。（根拠資料1-5【ウェブ】）

○ 専門職大学院ミッションステートメント

国際教養大学大学院は、日本語又は英語による高度なコミュニケーションを行うための理論と実践に係る知識と技能を身につけ、グローバル社会においてコミュニケーションの分野で活躍できる高度専門職業人を養成することを使命とする。

また、本学大学院には、大学院学則第4条第1項及び第5条第1項に基づき、専門職学位課程としてグローバル・コミュニケーション実践研究科（以下「研究科」という。）を設置し、大学院学則第4条第2項において、課程の目的を、次のとおり規定している。（根拠資料1-4）

○ 大学院学則

（課程）

第4条 略

2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

当該専門職学位課程は、グローバル・コミュニケーション実践専攻の下に、英語教育実践領域、日本語教育実践領域及び発信力実践領域の3領域を配し、本学大学院ミッションステートメントに合致するものとして、それぞれの職能分野において必要とされる専門的かつ実践的な知識及び技能を涵養することにより、グローバル社会において、外国語を用いて活躍できる高度専門職業人を養成することを使命としている。

以上のことから、本学においては、使命・目的を適切に設定し、また、これらを踏まえ、

学部・研究科の目的を適切に設定している。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

1.1.1.にあるとおり、本学では、定款において本学の目的を、学則において国際教養学部グローバル・ビジネス課程及びグローバル・スタディズ課程各々の目的を、大学院学則において大学院の目的をそれぞれ明示している。また、国際教養学部ミッションステートメント、専門職大学院ミッションステートメントを定め、それぞれの使命として明示している。

これら使命・目的については、本学ウェブサイトや大学案内パンフレット、大学院案内パンフレット、入学者選抜要項等の中に掲載し社会一般に対して広く公表している。

(根拠資料 1-3【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10) また、教職員及び学生に対しては、使命、目的を学生便覧や大学院生便覧に掲載し配付するほか、学内総合情報管理システム(ATOMS)においても掲示し、周知を図っている。(根拠資料 1-11、1-12、1-13)

よって、本学においては、使命・目的及び学部・研究科の目的を学則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知するとともに、社会に対しても公表できている。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学の使命・目的及び学部・研究科の目的を実現するため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策として、次のとおり策定等を行っている。

(1) 地方独立行政法人法に基づく中期目標

地方独立行政法人法に基づき、設立団体である秋田県は、本学が達成すべき業務運営等に関する目標(以下「中期目標」という。)として公立大学法人国際教養大学中期目標(期間：2016年4月から2022年3月まで6年間)を定め、本学に対して指示している。

この中期目標においては、本学が育成する課題解決力と行動力を備えた人材や地域の課題解決に向けて本学が果たす役割に対する期待は、ますます大きくなっている中、本学に課された使命を果たし、社会の要請に応じていくため、中期目標期間における次の2つの基本的な目標を掲げ、本学の魅力を世界に発信しながら、持続的な発展に向けて一層の進化を図るものとされている。(根拠資料 1-14【ウェブ】)

○ 中期目標

- ① 大学の国際教養教育の質を世界レベルに高めるとともに、地域研究を通して明らかになる課題の解決に向けた学修を拡充するなど、国際社会や地域社会において、グローバルな視野と地域の視点を併せ持ったリーダーとして活躍できる人材を育成する。
- ② 地域で期待されている役割を踏まえながら、大学が有する多様な教育資源を活用した地域貢献活動を推進することにより、地域の国際化や活性化など、本県が抱える課題の解決に寄与する。

さらに、これら基本的な目標のほか、教育の充実や多様な学生の確保、学生支援、研究の充実といった「教育研究に関する目標」、学校教育への支援や国際化の推進、地域社会への貢献といった「地域貢献に関する目標」、組織運営の効率化及び大学運営の改善や財務内容の改善、自己点検・評価等の実施及び情報公開といった「業務運営の改善に関する目標」が個別に定められている。

(2) 地方独立行政法人法に基づく中期計画

設立団体である秋田県が策定した中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）として公立大学法人国際教養大学中期計画（期間：2016年4月から2022年3月までの6年間）を定めるほか、当該中期計画に基づき、事業年度毎の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定めている。いずれも予算、収支計画、資金計画、剰余金の使途等、財政面での計画を含むものである。(根拠資料 1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】)

(3) 国際教養大学長期ビジョン

2014年4月に、開学から10周年を迎えたことを契機に、それまでの取り組みを踏まえ、本学の持続的な発展に向け、概ね10年後の本学の目指すべき姿や方向性を定めた「国際教養大学長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）を策定した。同ビジョンの下、本学の基本理念を堅持しつつ、世界レベルの教育の質保証、教育内容の改革、高大連携による英語教育の推進など、「国際教養大学が秋田から日本の高等教育の景色を変える」新たな取り組みに挑戦し、我が国の国際教養教育の先頭に立つ世界水準の大学として、グローバル社会のリーダーとなり得る人材を育成することとしている。(根拠資料 1-17【ウェブ】)

ブ】)

○ 長期ビジョン

・大学の基本理念

国際教養大学は、英語をはじめとする外国語の卓越したコミュニケーション能力と豊かな教養、グローバルな視野を伴った専門知識を身に付けた実践力ある人材を養成し、国際社会と地域社会に貢献することを使命とする。

・本学が育成を目指すグローバル人材像

現在、情報・通信技術や交通手段の発達により、地球はますます小さくなっている。今後、政治、経済、文化における国民・国家間での相互依存及び浸潤作用が更に進展していくとともに、環境・食料・資源問題にみられるように、人類が共通に直面する地球規模での問題解決が重要になる。このようなグローバル社会で、自らの個を確立し、異なる文化背景と考え方をもつ人々とも対話を通して相互理解を深め、リーダーシップを発揮できる人材こそ本学が育成を目指すグローバル人材である。

(4) スーパーグローバル大学創成支援事業における構想調書

2014年に採択された文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援事業（2014-2023年度）」における構想調書は、長期ビジョンと軌を一にしたものである。その中で、本学は、24時間リベラルアーツ教育の推進、世界標準カリキュラムの充実、日本の英語教育改革の推進、国際ベンチマーキングの実施といった4つの教育環境整備プロジェクトにより、日本発ワールドクラスリベラルアーツカレッジへと進化させ、日本に軸足を据え、世界で活躍する人材を育成することを目指すこととしている。（根拠資料 1-18）

以上(1)から(4)にある中期目標、中期計画、長期ビジョン、そして、スーパーグローバル大学創成支援事業における構想調書は、その趣旨において、1.1.1.にある本学の使命・目的及び学部・研究科の目的と合致するものであるとともに、各々の実現と一体的に推進されていくものである。

なお、これら目標や計画等については、学校教育法に基づく自己点検・評価、地方独立行政法人法に基づく自己点検・評価や法人評価、本学の外部評価委員会による外部評価やスーパーグローバル大学創成支援事業の中間評価などの各種評価、大学基準協会による機関別認証評価や専門職大学院認証評価においても検証等がなされている。（根拠資料 1-19

【ウェブ】、1-20【ウェブ】、1-21【ウェブ】、1-22【ウェブ】、1-23【ウェブ】、1-24【ウェブ】、1-25【ウェブ】、1-26、1-27、1-28【ウェブ】、1-29【ウェブ】）

1.2. 長所・特色

本学では、国際教養教育を教学理念に掲げ、グローバル社会におけるリーダーを育成するという国際教養学部における使命、日本語又は英語による高度なコミュニケーションを行うための理論と実践に係る知識と技能を身につけ、グローバル社会においてコミュニケーションの分野で活躍できる高度専門職業人を養成するという専門職大学院の使命の下、それぞれの目的の実現に向けて取り組んでいる。

(1) 国際教養学部

国際教養学部においては、多様な人材を全国、全世界から集め、少人数教育・多文化共生キャンパス・海外留学などを通じて、世界で活躍できるタフで幅広い視野を持った人材を育むこととし、次の5つの特長による世界を見据えたグローバルな教育方針を広く周知している。(根拠資料 1-30、1-31【ウェブ】)

- ① すべて英語の少人数教育
- ② 1年間の留学が義務
- ③ 多文化共生のキャンパスライフ
- ④ 多様な可能性を広げる進路選択支援
- ⑤ 多様な人材を発掘する入試制度

また、「授業科目に国際コードの導入」、「GPA(成績評価平均点)制度の導入」、「9月入学の実施」等の特色ある国際化に関する取り組みのほか、「国際通用性」をキーワードに、「海外からの留学生にとって魅力ある科目の提供」、「日本人学生にとってはアイデンティティ醸成のための日本研究科目の充実と強化」、「留学生と協働で課題解決に取り組む国際協働 PBL (Project-Based Learning: 課題解決型学習) 科目」等により世界標準のカリキュラムを実現できていることも特色の一つである。この国際通用性のあるカリキュラムと高い教育水準があつてこそ、留学生が毎年本学を留学先として選び「授業料相互免除の交換留学」を可能にしている。日本、海外双方の学生が母校と留学先で単位を履修し合うことから、これを「デュアル・アセンブリーライン・カリキュラム」と呼んでいる。

開学以後の実績として、入試倍率は10倍前後を維持し、就職率はほぼ毎年100%を達成しているほか(根拠資料 1-32、1-33)、法人評価や機関別認証評価における評価結果(根拠資料 1-21【ウェブ】、1-22【ウェブ】、1-23【ウェブ】、1-28【ウェブ】、1-29【ウェブ】、「Times Higher Education 世界大学ランキング 日本版」(根拠資料 1-34【ウェブ】)といった評価では高い評価を受けている。

2004年の開学当時は、国際教養を教学理念に掲げる大学は殆どなかったが、最近では、国立大学をはじめとし、本学の教育方針等と同様の取り組みを行う大学、学部が日本国内の大学において数多く現れている状況にある。

これらの実績や現状に鑑みると、5つの特長ある教育方針や様々な取り組みは、先駆

的又は独自性のある教育モデルとして模倣され、結果として日本の高等教育に大きな成果をもたらしたと認識している。さらには、その根幹をなす使命・目的もまた同様である。

(2) 専門職大学院

専門職大学院では、グローバル・コミュニケーション実践研究科としての専門職学位課程を置いており、理論的・学問的な展開を踏まえつつ、徹底して実用性を重視するとともに、一方向的な講義に留まることなく、討論などを通して学生の問題意識を引き出すなど、双方向の授業を展開している。また、研究科には3つの領域を設け、実践研究の専門科目におけるインターンシップや教育実習の中で、学生は講義での理論的枠組みを現場で実践し、その修得・深化を図ることができる。

このように理論と実践の融合を主眼とするため、次の5つの点を基軸としたカリキュラムを編成し、特色ある制度を提供して様々な背景を持つ学生に門戸を開いている。(根拠資料 1-35)

- ① 英語による高度な専門職教育
- ② 「理論と実践の架橋」を基軸とした教育の展開
- ③ グローバル・コミュニケーション実践に関する共通科目の配置
- ④ 社会人のリカレント教育
- ⑤ GPA (成績評価平均点) : 学業成績を測る国際的基準の導入

専門職大学院における入学者数は、これまでの間、20名前後で推移してきたが、2018年度入学者は34名となり、設置以来、初めて入学定員を充足することとなった。(根拠資料 1-36) また、修了後の進路先は日本国内に留まることなく、世界各地に及んでいる。

(根拠資料 1-37、1-38)

これらの実績や現状に鑑みると、国内で最初のグローバル・コミュニケーション専門職学位課程を置く専門職大学院として、その特色ある取り組みは、国際教養学部と同様に、我が国の高等教育において先駆的又は独自性があるものとして新たな境地を切り拓いていると認識している。さらには、その根幹をなす使命・目的もまた同様である。

1.3. 問題点

本学における現在の中期目標及び中期計画は、計画期間(ともに第3期)の最終年度、また、長期ビジョン及びスーパーグローバル大学創成支援事業は8年目と、締め括りの時期に入っている。これまでの間、中期計画(第1期及び第2期)に係る実績の法人評価及び各年度計画に係る実績の法人評価、外部評価並びに認証評価機関による認証評価と多角的、専門的評価を受け、それら評価の提言等については、随時、本学の取り組み等に取り入れてきた。開学から17年の若い大学であるものの、1.2.にあるとおり、本学の使命・

目的そして多くの特色を持つ優位性は非常に大きいものとなっている。

しかしながら、18歳人口の減少や高等教育の無償化、学び直しなどの国における生涯学習の推進といった高等教育を巡る社会経済状況の変化に鑑みると、本学がこれまで以上に飛躍するためには、1.2.にあるとおりの優位性を確保しつつ、更なる高度化・差別化を図っていくことが重要になる。

また、2019年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、本学の教育カリキュラムの軸である留学派遣・受入の中断を余儀なくされ、教学理念・目的の実現に対しても少なからず影響を及ぼすものとなった。今後も、開学時からの理念の下、本学の特色ある教育カリキュラムやそれに基づく留学制度を保持することに変わりはないものの、ICTを活用した教育の高度化、留学代替としてのインターンシップ機会の提供等、後述する様々な措置を確立していくことが必要となる。次期中期計画及び長期ビジョンに次なる発展的戦略を盛り込むと同時に、2021年度から導入する新カリキュラムと応用国際教養教育の効果を検証しながら、大学としてさらに進化を続けたいと考えている。

1.4. 全体のまとめ

本学は、2004年4月、日本初の公立大学法人として開学し、定款において、「外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力のある人材を養成し、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的」として定めている。国際教養学部は、ミッションステートメントにおいて、「「国際教養教育」を教学理念に掲げ、グローバル社会におけるリーダーを育成することを使命」とし、専門職大学院は、「グローバル社会においてコミュニケーションの分野で活躍できる高度専門職業人を養成することを使命」としている。これらの目的・使命は、大学ウェブサイトや大学案内パンフレット等を通じて社会一般に対して広く公表しているほか、教職員及び学生に対しては、学生便覧や学内総合情報管理システム(ATOMS)において周知を図っている。

また、上記目的・使命を実現していくための中・長期的計画として、地方独立行政法人法に基づく中期目標・中期計画、及び国際教養大学長期ビジョンを策定しているほか、特にワールドクラスのリベラルアーツカレッジへの進化を目指し、文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援事業」により、4つの教育環境整備プロジェクトに取り組んでいる。加えて、上記を踏まえた年度毎の事業計画を予算編成と合わせて策定し、着実に執行している。

2019年度末から発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、本学が開学当初から掲げる使命の実現に対し影響を及ぼしたことは認めざるを得ないが、教学理念を核として堅持し様々な教育手法を模索しながら、次期中期計画及び長期ビジョンを通して、引き続き、独自性のある質の高い教育を実現していけるものと考えている。

以上のことから、大学基準に照らし極めて良好で、卓越した水準にある。

第2章（基準2：内部質保証）

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

(1) 内部質保証に関する基本的な考え方

本学は、自らが掲げる使命・目的の実現のため、教育の質の向上を図り、教育、学修等が適切な水準にあることを自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスとして、内部質保証に取り組んでいる。第1章で示したとおり、定款により「外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力ある人材を養成し、地域社会及び国際社会の発展に貢献する」ことを設立目的とし、国際教養学部は「国際教養教育」を教学理念に掲げ、グローバル社会におけるリーダーを育成すること」、専門職大学院は「グローバル社会においてコミュニケーションの分野で活躍できる高度専門職業人を養成すること」を使命に掲げ、国際的な教育カリキュラムを特色としている。特に国際教養学部では、開学当初から維持する交換留学制度により海外提携校と実質的に学生を交換しているほか、英語のみで学位取得が可能であることから、学部・大学院ともに外国籍の正規学生が一定数おり、キャンパス内の学生の約4人に1人は留学生である。

これらのことから、日本人学生と同様に留学生のニーズを満たすこと、交換留学制度における単位互換性を保持するため、海外提携校と同等レベルの教育内容及び支援体制を提供すること、加えて、世界公募により世界各地から優秀で教育力の高い教員を採用し、専任教員の半数以上が外国籍であるため、教学及び大学運営双方の面において、国際的な観点を取り入れることが必須である。これらを踏まえ、本学では毎年、大学全体の運営の自己点検・評価、外部評価を行うとともに、教職員の業績評価を行うこと等により、「マクロ・ミクロレベルで自ずと改善が図られる仕組みを設ける」ことを、本学内部質保証の主眼としている。

その方針については、地方独立行政法人法に基づいて設置団体である秋田県が提示する中期目標を受け、本学が定める中期計画及び長期ビジョンにおいて次のとおり明示している。同時に、これらを本学ウェブサイトや学内総合情報管理システム（ATOMS）に掲載し、教職員及び学生に対し周知している。（根拠資料 1-14【ウェブ】、1-15【ウェブ】、1-17【ウェブ】、2-1）

○ 中期目標

IV 業務運営の改善に関する目標

1 組織運営の効率化及び大学運営の改善

(1) (略)

(2) 大学運営の改善

自己点検・評価、海外大学との比較評価等の結果に基づき、不断の見直しによる大学運営の更なる改善を図る。

2 (略)

3 自己点検評価等の実施及び情報公開

(1) 自己点検評価等

大学の教育・研究、組織運営の改善を図るため、大学内部の自己点検・評価を定期的に行うとともに、世界基準の教育、研究等であるかどうかを検証する海外大学の比較評価を実施する。

(2) 情報公開

社会への説明責任を果たし、業務運営の透明性を確保するため、経営状況、教育研究活動及び地域貢献活動の実績、自己点検評価等の結果など、大学の活動に関する情報を積極的に開示する。

○ 中期計画

IV 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の効率化及び大学運営の改善

(1) (略)

(2) 大学運営の改善

① 自己点検・評価や県地方独立行政法人評価委員会等の外部評価に基づき、業務内容や組織の改善を着実に実施する。

② 新たに海外の大学・機関の協力を得て、教育課程、教育方法、学生支援、内部質保証などを含む大学の運営体制の検証・見直しを実施する。

③ 学生による各種評価、調査、アンケート結果を大学運営へ反映するシステムの充実を図る。

2 (略)

3 自己点検評価等の実施及び情報公開

(1) 自己点検評価等

① 自己点検・評価を毎年実施するとともに、県地方独立行政法人評価委員会や認証評価機関による評価を実施する。

② 新たに海外の大学・機関の協力を得て、教育課程、教育方法、学生支援、内部質保証などを含む大学の運営体制の検証・見直しを行うとともに、本学のスーパーグローバル大学創成支援事業の外部評価を中期計画期間中に2回（平成28年度・平成31年度）実施する。

(2) 情報公開

- ① 大学経営等の状況、教育研究活動、中期計画の進捗状況、自己点検・評価、外部評価結果等について、ホームページ等により積極的に情報を公開する。

○ 長期ビジョン

1 教育

(1) 教育の質の向上及び充実

① 世界レベルの質保証

- ・ 教育成果を中心とする評価に関し、海外大学・機関からの協力を得てベンチマークを行い、世界基準に基づく教育の質の保証を目指します。
- ・ 国際教養教育という本学の教育理念を深め、発信することで、国内高等教育機関のモデルとなること、世界の中でも評価される大学となることを目指します。
- ・ 世界の大学と比較できる基準でグローバル人材としての学生の学修達成度（ラーニング・アウトカムズ）を測り、教育の質の向上に資することで、大学の国際競争力を強化します。

(略)

3 大学経営

(1) 組織・運営体制

- ・ 海外の大学機関・などの協力を得て、大学の運営体制の検証・見直しを行います。

(2) 内部質保証を推進する体制及び手続き

大学評価ハンドブック（2020年改訂版）にもあるとおり、内部質保証の取り組みの軸は教育研究活動の質の担保にあるとの認識に基づき、本学では、定款第21条に則り、教育研究活動の重要事項を審議する教育研究会議が全学内部質保証を推進し、PDCAサイクルを実施している。（根拠資料 1-1、2-2）また、専門職大学院の運営については、大学院運営委員会が責任を負い、より詳細な事項について審議・決定し、研究科長が代表して教育研究会議への報告・提案を行っている。（根拠資料 2-3）

全学的な PDCA サイクルの中心となるのは、1.1.3 に記した通り、中期計画に基づいて策定する年度計画であり、多くの教育研究に関する事項と法人運営に関する事項を網羅している。計画策定にあたっては、教育研究会議のメンバーである各プログラム・課程・研究科長との協議を踏まえて事務局が案を作成し、大学経営会議の議を経て前年度末までに県へ届け出ている。

教育研究会議では、当該計画を共有し、各プログラム・課程・研究科長又は事務局からの報告、提案等に基づき、次に掲げる具体的事項を協議することで、計画に基づく個別の教育研究活動の進捗を管理している。

- ・ 各年度、各学期に提供される科目の点検、留学生のニーズやカリキュラムの体系化に基づく新規科目の検討

- ・提携校との教員相互交換による集中講義、PBL (Project Based-Learning: 課題解決型学習) 科目の提供
- ・卒業時教学調査結果に基づく教育改善の検討
- ・他大学で取得した単位の認定、新規提携校の審査認定、留学派遣・受入の認定
- ・特別アドバイザーケア (Special Advising Care: SAC) 対象学生への対応

自己点検・評価は、学校教育法第 109 条第 1 項で定められるほか、地方独立行政法人法第 78 条の 2 の規定に基づき、年度計画に対する実績をすべて確認する形で毎年必ず実施し、地方独立行政法人評価委員会の評価を受けている。この自己点検・評価にあたっては、各プログラム・課程・研究科長との協議を踏まえて事務局が案を作成し、学則第 2 条及び大学院学則第 3 条の規定に基づいて設置された自己評価委員会及び大学院自己評価委員会がそれぞれ点検・評価を行っている。(根拠資料 1-2、1-4、2-4、2-5)

さらに、これらの点検・評価結果を、大学経営会議において審議・承認し、必要な措置や改善について議論するほか、毎回、会議の冒頭に教育研究を含む主要な事業や事項について事務局から報告し、進捗状況を確認することにより、教育研究活動を主軸とした内部質保証の PDCA サイクルそのものの適切性を管理している。なお、法人運営に関する点検・評価については、定款第 17 条に基づき、大学経営会議自体の責任においてこれを行い、審議結果は、教育研究会議へフィードバックされている。(根拠資料 1-1、2-6、2-7)

ルーティーンとして定着しているこの一連のサイクルに加え、認証評価、国際共同認証評価、本学独自の外部評価等に際しても、同様の体制・手続きで自己点検・評価を行っており、これらの評価の最終結果は、大学経営会議及び教育研究会議にフィードバックされ、事業内容や実施方法の改善に繋げている。

本学の質保証は、上述のように、教育研究会議→自己評価委員会→大学経営会議→地方独立行政法人評価委員会等の外部評価機関→大学経営会議→教育研究会議というマクロレベルでの質保証と、後述の 2.1.3. (1) から (5) にあるようなマイクロレベルでの質保証から成り立っている。特に 2.1.3. (2) の授業評価は、教育の質の改善や提供科目の検討に活用するのみならず、教員の毎年の業績評価、昇任やテニユアなどの人事システムにも関連しており、教育研究活動に関する質保証が、ガバナンスやマネジメント体制とも、あらゆる面で有機的につながって成り立っている。

加えて、単一学部の小規模大学であるゆえ、意思の統一、意見の収集がしやすいこと、教職協働の文化が根付いており、教員と職員が両輪となって教学運営を担っていることも、本学の特徴である。事務局の各部署が教員と密に連携を図り、教育研究会議等での立案や検証に参画することで、教育の質の向上に寄与している。

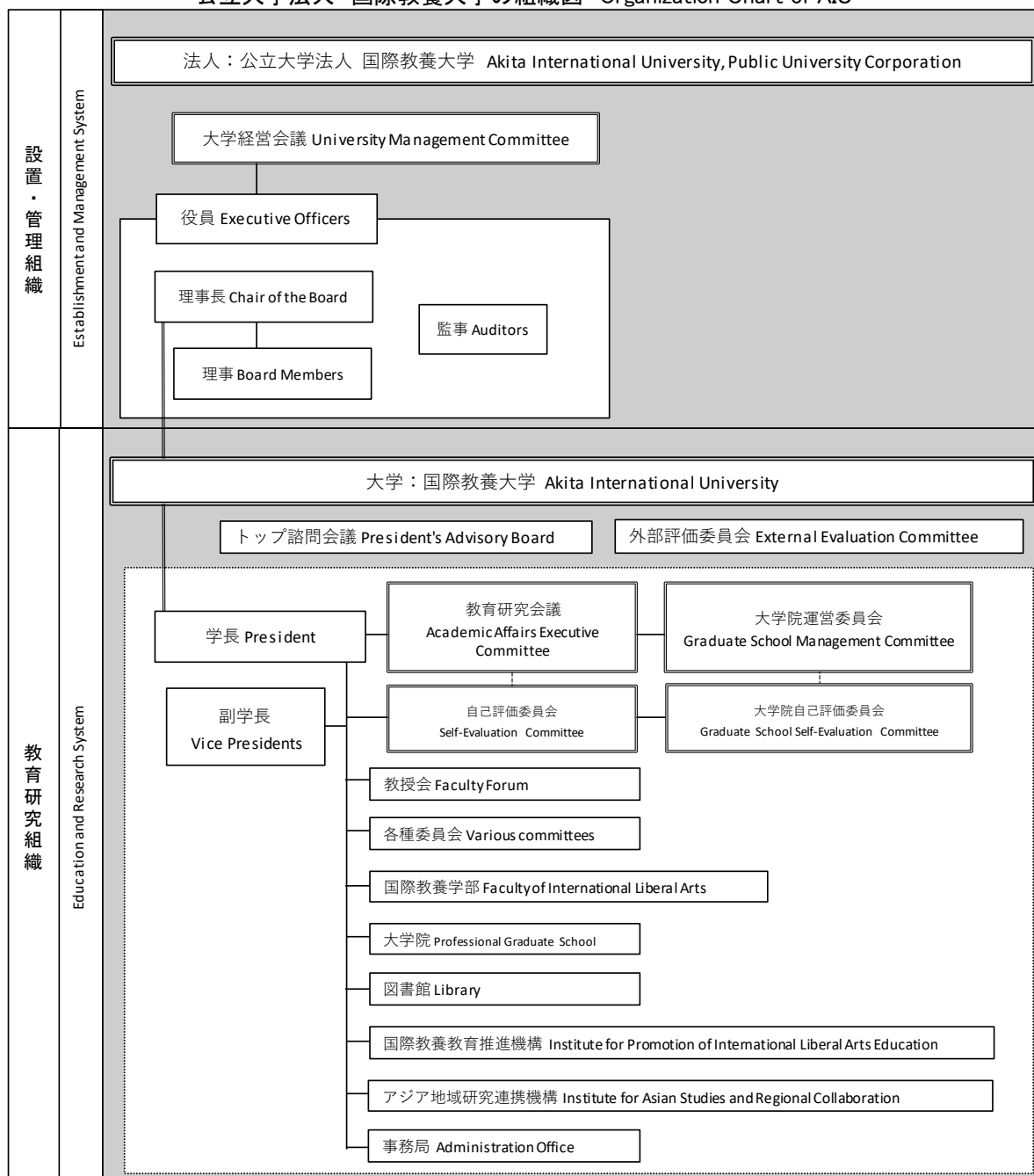
2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

2.1.1. のとおり、本学の内部質保証の推進においては、教育研究会議、大学院運営委員会、自己評価委員会、大学院自己評価委員会、大学経営会議、及び大学事務局が互いに連携し、かつ、審議事項に応じた役割分担を行いながら、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上といったプロセスを運営している。これら機関の組織体制は下図のとおり整理できる。

公立大学法人 国際教養大学の組織図 Organization Chart of AIU



教育研究会議の構成員は、定款第 18 条第 2 項の規定により、「学長」「学長が定める教育研究上の重要な組織の長」「その他教育研究会議の議を経て学長が指名する 7 名以内の教職員」と定めており、具体的には、学長、副学長、学務部長、課程長、図書館長、国際教養教育推進機構長、アジア地域研究連携機構長、学生部長、国際交流部長、英語集中プログラム・外国語教育代表、基盤教育代表、日本語プログラム代表、教職課程代表、能動的学修・評価センター長、日本学修センター長が委員を務めている。一方、自己評価委員会は、自己評価委員会規程第 4 条により、「学長」「教育研究上の重要な組織の長に関する規程第 2 条に定める者」「その他学長が指名する教職員」と定めており、教育研究会議と構成員を同じくしている。(根拠資料 1-1、2-4、2-8、2-9)

同様に、専門職大学院についても、大学院運営委員会規程及び大学院自己評価委員会規程により、大学院運営委員会の構成員が大学院自己評価委員会の構成員を兼ねている。(根拠資料 2-3、2-5)

大学経営会議の議長は理事長が、教育研究会議の議長並びに大学院運営委員会、自己評価委員会及び大学院自己評価委員会の委員長は学長がその任に就いていること、また、定款第 10 条第 2 項の規定に基づき理事長が学長を兼ねていることから、本学にあっては、同一人物である理事長・学長のリーダーシップのもと、各審議機関等の意向や方向性は常に共有され、整合性が保持される仕組みとなっている。大学運営において、経営に関する事項と教学に関する事項は常に一体不可分であり、双方の審議・決定をコンパクトな体制で効率的・効果的に行えていることが、本学の強みである。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

| |
|---|
| 評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 |
| 評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 |
| 評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取組 |
| 評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 |
| 評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 |
| 評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応 |
| 評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保 |

(1) 全学的な取り組み

全学内部質保証推進組織である教育研究会議（専門職大学院の重要事項については大学院運営委員会）について、その審議状況等は「教育研究会議開催状況」のとおりである。(根拠資料 2-2)

定款第 21 条により、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針のいわゆる 3つのポリシーについては、教育研究会議の審議事項として定められている。(根拠資料 1-1) これらポリシーの見直しは、カリキュラムの見直しに付随して行うこととしており、直近では、2021 年 4 月の新カリキュラム導入に合わせ、学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの改定について 2020 年度中に協議・決定を行ったところである。具体的には、教育研究会議の下部組織であるカリキュラム改革小委員会において議論した教育課程の編成や授業科目の内容等を踏まえて、事務局で改定案を策定し、教育研究会議での審議を経て、最終審議機関である大学経営会議で決定した。(根拠資料 2-10)

また、毎年度の開講科目計画は、プログラム・課程・領域毎に常時行っているレビューや学生のニーズ、履修結果を基にドラフトを作成し、前年度の 7 月～10 月にかけて教育研究会議で協議を重ね、決定している。その議論においては、例えば、集中講義を提供する冬期プログラムの開講科目数や招聘教員による特別講義の開講について、学生の履修動向や興味関心に合致した開講スケジュールになるよう、過去の履修データを提示するなど配慮している。加えて、新規科目の提案時には、各プログラム・課程・領域において体系的な位置づけとなるよう提案根拠や他科目との関連付けなど説明する「科目提案書」と、科目の目標、アセスメント、各週授業計画等の必須項目を列挙したテンプレートに添った「シラバス」の提出を義務付け、教育研究会議で確認することで、教育の質を担保している。(根拠資料 2-11、2-12) 特に、海外提携校との教員相互交換による集中講義や、国際協働 PBL 科目の提案においては、本学教員がトップレベル提携校の教員と協働し、講義レベルの「同等性」を維持できるよう集中講義や各種プログラムの準備・計画を行っており、その内容を同会議で点検、承認している。

他大学で取得した単位の認定、新規提携校の審査認定、留学派遣・受入の認定については、本学の教育との単位互換性や教育連携の効果という観点で詳細に検証を行っている。

カリキュラム全体の振り返りとしては、毎年実施している卒業時教学調査結果を同会議で共有し、学生が教育目標の達成度が低いと感じている項目や経年比較を確認し、改善の必要性や方法等について議論している。(根拠資料 2-13) さらに、各プログラム、課程において、学生の学修達成度やカリキュラム運用についての振り返りが定期的に行われており、課題や改善を必要とする点について、学務部長や教務課と連携を常時行い、必要に応じて教育研究会議に提案し、協議・改善を促す全学的な仕組みが機能していると言える。

○ コロナ禍での取り組み

上記の恒常的な取り組みに加えて、2020 年度においては、コロナ禍における教育の質の担保が内部質保証の優先課題となり、学長を本部長として設置した新型コロナウイルス緊急対策本部における学生の受入、授業の実施方法、施設利用の制限等に係る方針に基づき、必要な議論・決定を教育研究会議で行い、大学経営会議へ随時報告した。(根拠資料

2-14)

国際色豊かな教授陣により世界標準の授業を提供することに変わりはないものの、海外との往来が制限され、本学教育カリキュラムの柱の一つである留学が困難になったため、代替措置の検討が急務であった。留学派遣の中止により卒業できなくなる事態を回避しつつ、本学に入学したからには多くの海外経験を得たいと望む学生の要望にも応えるため、特例措置として交換留学ではない特別留学制度、国内外のインターンシップ制度、Independent Study 科目を新たに設立・開講した。一方、授業のオンライン化については、2020年3月の対策本部会議での決定後、教学担当副学長の下にITタスクフォースを立ち上げ、オンラインでの授業実施に必要なガイドラインの作成や、成功例・課題を予め議論するためのFDの実施などにより、本学の特色である双方向かつアクティブな学修を維持するため全学的に取り組んだ。結果の検証として春学期終了後に学生アンケート及び学生有志との懇談会を実施し、学生からの提案等を含めた取りまとめ結果は、副学長や学務部長、各プログラム・課程長をはじめとする教員に共有され、全学的に秋学期に向けた改善を促進した。

なお、入国制限等により海外に留まることとなった外国籍教員もいることに加え、学内の感染拡大予防の観点からも、これらの学内会議やFD等はオンラインを活用し、遠隔で協議を重ねたものである。

第1章でも触れたとおり、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、本学が開学当初から掲げる使命・目的の実現に対しても少なからず影響を及ぼすこととなったが、上記のとおり、教育課程そのものの質保証については迅速に教育研究会議が直接議論・決定をしつつ、教育手法等、実践段階での質保証は、副学長、学務部長、研究科長の統率の下、各プログラム・課程・領域が主体となって取り組み、教育の質を維持できたものと捉えている。

○ 点検・評価、全体の管理

内部質保証の取り組みのうち、点検・評価を担う自己評価委員会及び大学院自己評価委員会の審議状況等は、「自己評価委員会議事録」「大学院自己評価委員会議事録」のとおりである。(根拠資料 2-15、2-16) 自己評価委員会は、学校教育法に基づく毎年度の自己点検・評価や認証評価、地方独立行政法人法に基づく法人評価のほか、本学独自の外部評価にあたり提出する自己点検・評価報告書等の審議、及びそれらの評価結果や指摘事項に対する協議を通じて、内部質保証におけるCheck機能を果たしている。

また、自己評価委員会の点検結果は大学経営会議へ報告され、必要な指摘・助言を教育研究会議へフィードバックすることで、教育研究に関する内部質保証を担う教育研究会議の機能の適切性等について、大学経営会議が担保する形となっている。

(2) 国際教養学部の各プログラム・課程での取り組み

教育プログラムの実質的な企画・設計、運用、検証及び改善・向上を直接的に担う各プ

プログラム・課程においては、年度開始前に策定した開講方針に基づいて教育プログラムを運営し、定期的に協議の機会を設けて次年度に向けた改善案を取りまとめ、それらを踏まえて再び開講方針を立案するという単年度のPDCAサイクルを実行している。

毎学期のシラバスは、科目の所属するプログラム長・課程長による点検を経て公開されており、点検にあたっては科目の到達目標と授業の整合性が取れているか、科目レベルに応じた十分な授業外学修が実施されるような授業計画、アセスメント計画となっているか、という点が精査されている。

学期の終了時には、学期毎の振り返り及び業績評価のプロセスの一環として、学生による授業評価（Teaching and Course Effectiveness Survey：マークシートとコメントによる授業・科目効果調査）を基に、各教員がそれぞれの科目や教室で直面している固有の課題や改善点を協議する機会を設け、教員間で協働してフィードバックを提供するなど、改善に努めている。また、授業で実施しているアセスメント結果を基に学生のパフォーマンスを点検し、教育内容や手法の改善点に繋げたり、教育学的な課題を協議したりする体制が構築されている。（根拠資料 2-17）

具体的な改善につながった事例として、国際教養学部の各プログラム・課程におけるルーブリックの活用が挙げられる。英語集中プログラム（EAP）では、英語運用能力の4技能分野別のルーブリックを開発し、学生の進捗状況をモニタリングして学修成果の達成度を計測しているほか、調査研究を通じて、4技能だけでなく批判的思考力及び分析力を含めて総合的に伸長するためのキャップストーン・プロジェクトを立ち上げた。（根拠資料 2-18、2-19、2-20）今後は、学術的かつ総合的な英語運用能力の達成度を測る分野横断的なルーブリックの必要性について検討していくこととしている。さらに、「書く力」においては、入学時のEAPでのライティング指導から基盤教育（BE）での研究論文ライティングの基礎を固める一連の科目群を連携させ、海外提携校が求める水準の論述力や卒業時のセミナー論文作成の基礎となる能力を担保できるよう、指導内容の見直しや教科書の改訂等に取り組んでいる。

これらの各プログラム独自のルーブリック等による学修成果の分析結果は、学部全体のカリキュラムの見直しにも寄与している。学生の「批判的思考力」、「分析力」や「論理的に書く力」の水準や学生のパフォーマンスを把握してきた結果、カリキュラム改革小委員会にて、学生の知識を統合する力や論理的思考力や書く力など、向上すべき学生の学修能力について各プログラムからの問題提起として共有され、新カリキュラムへ反映された。

また、基盤教育（BE）においては、既存の科目を慎重に見直し、所属教員の専門性を加味しながら、人文科学とデジタルメディアやAIなど最先端技術との接続性を考察する、より高度な科目提供の可能性を見出し、2021年4月から新たに設置する「グローバル・コネクティビティ領域」のカリキュラムの核として組み入れた。（根拠資料 2-21）

(3) 海外大学との比較等に基づく中長期的な取り組み

中期計画にも掲げる国際的な観点での取り組みについては、スーパーグローバル大学創

成支援事業の一環で国際ベンチマーキングを推進している。本学と類似した特色を持つ米国3大学（ウィリアム・アンド・メアリー大学、ジョージタウン大学、ディキンソン大学）を対象とし、第1回目（2015年度）は「教育カリキュラムと手法」、第2回目（2017年度）は「人的資源の管理と運営」、第3回目（2019年度）は「学生支援」をテーマにヒアリング調査を行い、入手した情報を学内で共有・議論し、本学のカリキュラム改革や業務運営改善に反映している。特に、第1回目においては、①教育カリキュラム、②留学、③ライティング力向上、④アドバイジング、⑤学修成果測定の5つの指標に基づいて3大学と本学との比較分析を行い、その結果を教育研究会議で報告したのち、同会議の下部組織であるカリキュラム改革小委員会において、新カリキュラムの検討と骨子の取りまとめを行った。（根拠資料 2-22、2-23、2-24）時代のニーズを的確に捉えると同時に、学際性を高めることを主眼に現行カリキュラムの見直しを行い、2021年4月から、これまでの専門課程を新たに設置する国際教養学科の下に集結し、同時に「グローバル・コネクティビティ領域」を新たに追加するとともに、従来のグローバル・スタディーズ領域に「サステナビリティ」の分野を加えることを決定した。その後も、新カリキュラムタスクフォースにおいて、実際の導入に向けた細部の検討や手続きを継続的に行い、特に、グローバルリーダーとして必要な、現実課題への知識の応用と問題解決能力、知の統合を実行できる論理的思考力、困難の克服や異文化への適応など自身の全人力の社会への応用を実現できる高潔な精神と行動力を育成するための応用国際教養教育について、教育研究会議で継続的に議論している。（根拠資料 2-25）

また、同じく国際ベンチマーキングの取り組みで、本学の提供する教育内容と教育目標の関連性を分析する指標として、CLA+（Collegiate Learning Assessment：米国で用いられている大学生学修評価）を実施している。現在もデータ収集を継続中であるが、これまでの分析によると、本学学生の入学時と卒業時の比較では、点数の上昇幅が、米国の学生に比べてはるかに大きく、卒業時には米国で学ぶ留学生の学力と同等レベルにまで到達することが明らかになっている。（根拠資料 2-26）その中でも、英文作成や数的理解といった基礎力が留学前に大きく伸び、批判的思考力や分析・問題解決などの知識の統合・応用力が留学中及び留学後に伸びていることから、本学の教育プログラムの効果が確認できている。今後も継続的な分析を行い学修成果の適切な把握に努め、カリキュラムの見直しに活かしていくこととしている。

（4） その他（大学事務局 IR 担当官による分析）

本学が経営戦略を策定する上で必要な根拠データの収集・分析、提言のほか、本学の様々な制度・施策・取り組みに関する効果測定を行うことを目的とし、2016年にIR担当官1名を配置した。（根拠資料 2-27）その成果としては、本学の入試制度改革の根拠データとなった「入学データと入学後のパフォーマンスについての傾向分析の要点と入試改革」があり、2020年度入試制度設計において、有益な分析をもたらしたものと認識している。また、カリキュラムの再編時には、科目や履修などの学修関連情報を可視化して学内で共

有し、学内の教職員リソースや施設、時間割等の運用面の実行可能性を検証するなど、科目の再編やより効果的な教育の提供方法などの検討材料として役立てた。

(5) 専門職大学院における取り組み

専門職大学院については、全学の教育研究会議の支部組織である大学院運営委員会において、本学大学院の教育研究に関する重要事項を審議し、もって学生に対する責任ある指導の遂行並びに研究科の円滑な運営及び質の向上に資することを目指している。教育研究会議と同様、開講計画の見直しや教学調査結果の点検などカリキュラムの質保証を実施しているが、特に専門職大学院として、出口、つまり養成する専門職の活躍する分野との連携に重きを置き、卒業生の活躍や出口のニーズを把握する等、直接・間接的に教育内容の検証を行っている。

具体的には、公立学校への就職を希望する者が多数を占める英語教育実践領域では、県内の中等教育機関との教育実習の実施を通じた連携を行っているほか、全国の教育委員会が主催する教員研修行事への講師派遣等の機会を通じて現場のニーズを把握し、教育内容へ反映している。

日本語教育実践領域では、大学院設置時より本学の海外提携大学や県内の大学（秋田大学・秋田県立大学）はもちろんのこと、国内の大学や日本語学校、さらには国際交流基金といった公的機関との連携を図り、カリキュラム上の教育実習先及び卒業生の派遣先を毎年確保することができている。卒業後も就業先の提携校や機関へ出向き、聴き取りを行うなど卒業生の活躍実態を把握し、教育内容やカリキュラムへ還元している。

発信力実践領域においては、ジャーナリズム、パブリックリレーションズ、ビジネスの分野での就業を見越した連携の一環として、東京の主要 PR 関連企業等を訪問するフィールドトリップを実施したり、著名かつ信用ある国際ニュースメディアと連携した学生記事掲載プロジェクトを開始したりするなど、常に専門職実務家との交流や連携を図り、現場のニーズをカリキュラムに反映する取り組みを行っている。

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する対応>

過去に受審した機関別認証評価、専門職大学院認証評価の各評価結果における努力課題や検討課題については、それぞれに対応してきた。（根拠資料 2-28、2-29）

また、地方独立行政法人法の規定に基づき、秋田県地方独立行政法人評価委員会による中期計画、年度計画における業績に係る法人評価として、中期計画等に掲げた項目の実施状況と業務内容の評価（項目別評価）のほか、項目別評価を踏まえ、業務の実施状況・財務状況・法人のマネジメントの観点から、法人活動全体について評価を受けている。ここでの評価結果についても、自己評価委員会及び大学院自己評価委員会において共有し、対応を協議している。毎年度、法人活動全体としては計画どおり実施していると認められると評価されているが、2016（平成 28）年度計画における業績評価では、「法人のマネジメント」において、財務諸表上の注記が不十分であると指摘を受けた。（根拠資料 2-3

0【ウェブ】その後、財務諸表等をはじめとする財務全般を所掌する事務局総務課において、当該指摘を解消するため、他大学の状況調査や本学監事との調整を踏まえ、適切な注記を行い、2017（平成 29）年度計画における業績評価では、計画どおり実施していると評価を受けた。（根拠資料 1-21【ウェブ】）また、学生の募集において、秋田県内出身者の確保に係る数値目標が達成できていないことについて継続的に指摘を受けているものの、全国に先駆けた入試改革の実施や、地域枠であるグローバル・セミナー入試の定員拡大、戦略的広報の推進等により、改善の取り組みを継続的に行っている。

なお、地方独立行政法人法の改正に従い、2019（令和元）年度以降は、こうした秋田県地方独立行政法人評価委員会による指摘事項の業務運営への反映状況について、同委員会へ報告すると同時に、本学ウェブサイトで公表している。（根拠資料 2-31【ウェブ】、2-32【ウェブ】）

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

本学では、学内の自己評価委員会及び大学院自己評価委員会において自己点検・評価に取り組むほか、学則第2条の2の規定に基づき、独自の外部評価を行うこととし、外部評価委員会を設置している。（根拠資料 1-2、2-33）効率的・効果的な評価を目指して、現在のところ、その評価対象を全学的な取り組みであるスーパーグローバル大学創成支援事業に絞り、3年毎に実施している。具体的には、文部科学省による中間評価及び最終評価が実施される前年度に本学独自の外部評価を実施し、実績報告書に基づく書面審査及びキャンパスでの教職員・学生へのインタビュー等を含む実地調査により、客観的な評価やコメント、助言を受けることで、事業のさらなる推進につなげている。（根拠資料 1-24【ウェブ】、1-25【ウェブ】）

また、国際的な見地からの内部質保証の効果を証明するため、2018 年度には、大学基準協会及び台湾評鑑協会が共同プロジェクトとして試行した「International Joint Accreditation」を国内の大学で唯一受審し、翌年、認証を受けた。（根拠資料 2-34【ウェブ】）

学校教育法及び地方独立行政法人法に定められる評価に加え、これらの外部機関による評価を本学独自に実施することで、客観性及び妥当性を十分に確保できているものと捉えている。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学では、公式ウェブサイトにおいて「情報公開（教育情報、財務諸表、ガバナンス）」のページを設け、次の項目などにより、教育研究活動等を公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。（根拠資料 2-35【ウェブ】）

- ・ 長期ビジョン
- ・ 中期目標
- ・ 中期計画
- ・ 年度計画
- ・ 教育研究活動に係る情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2）
- ・ 大学評価（認証評価、自己点検・評価、外部評価、法人評価）
- ・ 会計財務諸表

事務局において、事業計画の策定、評価業務等の取りまとめと、ウェブサイト運営や大学案内パンフレットの作成等の広報業務は、同一課で所管しており、公開すべき情報の共有や更新において、迅速かつ整合性の取れた対応が取りやすい体制となっている。中期・年度計画やそれに係る業務実績、会計財務諸表等、地方独立行政法人法で公開が義務付けられている情報については、設置団体である県及び評価委員会へ提出すると同時に、ウェブサイト上に掲載することが毎年度一括した流れとして遺漏なく行われている。また、毎年5月頃の大学案内パンフレットの発行後に、ウェブサイト上の大学基礎データ等の情報も併せて更新を行っているほか、掲出する学生数、教職員数等の数値データは、文部科学省へ提出する学校基本調査等、外部へ発信する情報との整合性をその都度確認している。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

2.1.1.にある内部質保証に係る全学的な方針及び手続により、教育研究会議（大学院運営委員会を含む。）が内部質保証の主たる推進組織となり、PDCA サイクルを細部にわたる

まで機能させている。そして自己評価委員会が教育研究会議の活動を総括的に点検し、大学経営会議へと連結する役割を担っている。法人管理を含めた大学全体のサイクルの管理については、次に掲げる具体的事例のとおり、本学の最終意思決定機関である大学経営会議（経営審議機関）が行っているところである。

- ・ ミッションステートメント、いわゆる3つのポリシー制定時の審議
- ・ 中期計画の実行状況（カリキュラム、キャンパス整備等）の審議
- ・ 認証評価や法人評価における自己点検・評価報告書、改善報告書の審議
- ・ 認証評価や法人評価、スーパーグローバル大学創成支援事業中間評価といった外部評価結果を踏まえた対応等の審議
- ・ 入試制度の改革に係る審議
- ・ 重要な組織の改廃に係る審議
- ・ 学則等、重要な規程の改廃に係る審議

大学経営会議は、定款第13条第2項の規定に基づき、理事長のほか、理事がその構成員となっており、2020年5月現在、常勤2名、非常勤4名が任命されている。（根拠資料1-1、2-36【ウェブ】）非常勤理事は、他の大学等教育機関の経営に携わり、高等教育や国際交流の分野で豊富な経験を有している者や、民間企業の経営者などを含み、幅広い見識とネットワークにより、多角的な視点で本学の教学・法人運営に係る重要事項を審議し、助言いただいている。

なお、中期計画、年度計画においては、定量的に計測できる項目については極力そのように策定されているとともに、定性的な項目にあっては、ベンチマーキング対象とした海外の大学など国際的な標準を念頭に客観的に自己評価を行っている。また、大学経営会議で最終的に審議された自己点検・評価は、公平、中立な外部の評価機関によって審議されている。これらのことから、点検・評価の根拠は適切であると考えている。

また、2.1.1.(2)のとおり、外部機関による評価結果は、大学経営会議、教育研究会議にフィードバックされ、事業内容、実施方法の改善・向上に反映されている。

2.2. 長所・特色

国際的な観点を取り入れた質保証に取り組むべく、前述のとおり、海外大学との比較等に基づいた教育・業務改善を継続している一方、学内会議や委員会の委員等に外国人を登用することで、より一層の有効性を確保しているものと認識している。現在大学経営会議の構成員になっている理事6名のうち1名が、また、2016年度及び2019年度に外部評価を行った委員4名のうち1名が、国内外の高等教育事情に精通する外国人である。（根拠資料2-36【ウェブ】、2-37）また、本学は、学則第22条の規定に基づき、運営に関する重要事項について、学長からの諮問に応じ、学長に対して提言や助言を行うトップ諮問会

議を設置している。ここにおいても、委員7名のうち1名は外国籍であり、高等教育における国際的な潮流や海外大学の事例等に基づいた助言や提言を受けながら、改善・向上に向けた取り組みを推進している。(根拠資料2-36【ウェブ】)

こうした継続的努力の成果として、2018年度に認証を受けた国際共同認証評価(International Joint Accreditation)においては、6つの評価基準のうち、「Mission, Goals & Strategy」及び「Internal Quality Assurance」で最高評価の5(Excellent)を、「Teaching & Learning」「Social Connection」「Governance」で4(Very good)を獲得した。(根拠資料2-34【ウェブ】)本学の教育内容及び運営体制が高いレベルで国際水準を満たすことを証明できたと認識しており、当該結果を優秀な学生や教員の獲得に活用したいと考えている。

また、学生数が900人に満たない小規模校ながら、50カ国・地域の200大学と交流協定を締結し、その約9割と交換留学による交流を継続している事実が、本学の教育プログラムの国際標準性を示唆している。海外提携校の新規開拓においては、互いのシラバスを交換し、単位の互換性を確認し合うプロセスを経ているうえ、交流中も互いの学生の成績や満足度を基に協定継続の妥当性を吟味しており、相互に教育レベルのチェック機能を果たしていると言える。

2.3. 問題点

内部質保証は、PDCAサイクル等を適切に機能させることにより、教育の質の向上を図り、教育、学修等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスと定義されていることから、このプロセスには、職員個人、事務局、教員個人、教員組織、役員、学内審議機関等の様々な学内構成員、組織が関与してくる。また、自己点検・評価、法人評価、認証評価、外部評価といった非常に多くの種類の評価があり、それぞれの評価において要求される事項や資料等の違いに適切に対応することが必要である。さらに、教員の半数以上が外国籍であるため、学内会議の進行や資料の作成においては、日英双方での対応が必要となり、事務作業は膨大である。

大学全体に及ぶ多角的な評価に伴う有効性はもちろん認められるものではあるが、やはり、各組織との調整、評価の種類とその周期が起因となり、評価業務における困難度が高まっていることは否めない現状にある。自己点検・評価のみならず、内部質保証全体、そして、大学運営全体に及ぶ知識と業務経験を有する教職員の養成、確保が重要であると認識している。

2.4. 全体のまとめ

本学では、その設立目的・教学理念、国際色豊かな学生・教員構成に鑑み、教学及び大学運営の双方の面において、国際的な観点を取り入れながら内部質保証に取り組んでおり、

その方針を中期計画や長期ビジョンで示している。また、2004年の開学当初から、全て英語の少人数制授業により、厳しい教育カリキュラムを課している分、納得度・満足度の高い教育プログラムの提供を目指し、全学的及び各課程等における定期的な振り返り・見直しを当然のこととして行ってきたほか、大学全体の運営や教職員の業績評価等のプロセスにおいて、自ずと改善が図られる仕組みを設けている。

教育研究活動の重要事項を審議する教育研究会議（専門職大学院については大学院運営委員会）が全学的に内部質保証に係る取り組みを推進し、自己評価委員会（及び大学院自己評価委員会）が自己点検・評価を行うとともに、これら全体のPDCAサイクルの管理及び法人運営に係る質保証を、経営審議機関である大学経営会議が担っている。

具体的には、教育研究会議において、毎年度の事業計画に基づき、開講科目の検討・点検、海外提携校との教員交換による集中講義やPBL科目の検討・点検、卒業時教学調査結果に基づく教育改善の検討などにより、単年度のみならず中長期的なPDCAを機能させている。また、スーパーグローバル大学創成支援事業の一環で、米国大学との比較に基づき、中長期的な視点で教育カリキュラム等の質の向上・改善に取り組んでいる。さらに、個別のプログラム・課程・領域においても、学生による授業評価等を基に、提供する科目や教育内容、授業方法を点検しながら、次期開講科目を検討するとともに、ルーブリック等を用いて学生の学修成果を測定し、改善に活用している。

上述のような取り組みを恒常的に実践してきた結果、本学独自の外部評価や国際共同認証評価等において、教学面・運営面双方に関し高い評価を得ることができている。また、新型コロナウイルス感染症が未曾有の困難をもたらす中であっても、教職一体となって対応策を生み出し、教育カリキュラムや大学運営への影響を最小限に止めることができたと捉えている。

課題として、客観的な質保証を目指した各種評価業務に対し、効率化を図りながらさらなる知見を蓄積していく必要性はあるものの、小規模大学ならではの機動的な体制が十分に機能しており、大学基準に照らして良好である。

第3章（基準3：教育研究組織）

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学の理念・目的を実現するための組織として、国際教養学部1学部を設置し、その中には、基盤教育と専門教養教育があり、専門教養教育には、グローバル・ビジネス課程とグローバル・スタディズ課程の2課程がある。基盤教育の特徴としては、英語集中プログラム(English for Academic Purposes: EAP)を配して入学直後に学術英語を駆使できる能力を集中的に訓練している。また、国際社会で活躍するための実践力を高める場として、2008年9月に専門職大学院グローバル・コミュニケーション実践研究科グローバル・コミュニケーション実践専攻の1研究科1専攻を開設し、「英語教育実践領域」、「日本語教育実践領域」、「発信力実践領域」の3領域を配している。(根拠資料 1-2、1-4、1-7)

さらに、教育研究を支える組織として、24時間365日開館している中嶋記念図書館や自主的に学ぼうとする学生の意欲を高め、支援するための能動的学修・評価センターを設置しているほか、国際教養教育の高度化を図り情報を発信していくための「国際教養教育推進機構」、研究機関として、秋田を含むアジア地域に関する調査研究を行い、秋田の直面する課題やその解決策をグローバルな視点で分析し、研究成果を秋田に還元することを目的とした「アジア地域研究連携機構 (IASRC)」を設置している。(根拠資料 1-2、3-1、3-2【ウェブ】)

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性の検証は、中期計画の中で、大学運営の高度化として「自己点検・評価や秋田県地方独立行政法人評価委員会等の外部評価に基づき、業務内容や組織の改善を着実に実施する」と定めており、客観的なデータに基づいた効果的な自己点検・評価を行うとともに、県地方独立行政法人評価委員会や認証評価機関、本学独自の外部評価

委員会による評価結果については、大学経営会議や自己評価委員会に報告し、業務や組織の改善に反映している。

また、国際ベンチマーキング等の結果を基に、中長期的な教育プログラムの見直しを行う中で、学部・研究科の組織のあり方についても合わせて検討を行っている。社会のグローバル化とデジタル化が急速に進展し、時代の変化が一層著しくなるこれからの社会において、新たな価値を創造していく人材を育成することが社会的に求められているほか、国際教養大学の特色と類似した教育課程を持つ大学が増加してきていることを踏まえ、これまで取り組んできた「国際教養教育」を一步先に進め、未来志向型の教育プログラムを新たに構築するとともに学際性を高めるため、専門課程を一学科に「統合」することとした。1学部1学科に統合することで、領域間の学びの融合・統合を促進することができ、領域横断的な均衡のとれた基礎学力、論理的、批判的、創造的な思考力を身に付けることが可能な柔軟性の高いカリキュラムへと発展させることを狙いとしている。具体的には、これまでの「グローバル・ビジネス」と「グローバル・スタディズ」の2つの専門課程を領域として国際教養学科の下に置き、グローバル・スタディズ領域にサステナビリティ分野を加える。また、AIの進歩やITの進展に伴う人間社会への影響を考える「グローバル・コネクティビティ」領域を新設し、3領域（コース）とする。新領域では、自然科学と人文科学の枠を超えて、多様な学問を有機的に接続（コネク）して問題を解決する能力を育めるようになっている。（根拠資料 2-25）

加えて、「アジア地域研究連携機構（IASRC）」は、開学直後から設置されていた地域環境研究センター（CRESI）と、2012年1月に設置された東アジア調査研究センター（CEAR）を、2015年4月に統合し、誕生した組織である。CRESIは、主に秋田県内の農山村を対象に自然環境・伝統資源の持続的管理運営に関する学術調査を実施し、その成果を学問的分野だけでなく、実際の地域活性に展開し、地域の発展に貢献することを目的としていた。一方、CEARは、第2期中期目標において、「本県と諸外国、特に東アジア諸国・地域との交流促進に資する人材の育成や文化交流に取り組むとともに、県内企業等による環日本海諸国等へのグローバルな展開を支援する」と定められたことを受けて設置された組織であったが、CRESIと合わせ、両センターそれぞれの特色と実績を活かしながら調査対象地域を拡大し、グローバルな視点での研究成果を秋田に還元することが望ましいという判断に基づき、大学経営会議の議を経て統合を決定したものである。これにより、IASRCでは、「地域研究の深化」「学際的連携の推進」「地域貢献・政策提言の発信」というより包括的なミッションの下、幅広い事業を推進できるようになっている。（根拠資料 3-2【ウェブ】）

3.2. 長所・特色

開学して17年を経たが、卒業生の就職率はグローバル・ビジネス課程、グローバル・スタディズ課程ともに毎年ほぼ100%であり、日本経済新聞をはじめとするマスメディアでも本学独自の取り組みが数多く取り上げられている。これは、本学の教育研究組織が、理念・目的に照らして適切で、社会の要請との適合性が高いために得られた評価である。

また、海外の200の提携校からこの小さな大学に、継続して留学生が科目履修・単位取得に來ていることも、国際的なニーズを果たしていることの証左であると考えている。

「アジア地域研究連携機構（IASRC）」は、国内外の研究機関等と連携した共同研究の実施、セミナー、フォーラム、シンポジウムの開催、国外からの教員の招聘等を通じて、アジア地域の政治・経済・社会・文化に関する研究を深めるとともに、それらの成果に基づき、海外展開を目指す県内企業への助言や、県が抱える課題の解決に向けた提言を行っている。また、社会人研究員を受け入れ、海外との交流拡大に関する調査研究を支援することで、秋田の人材育成に寄与している。（根拠資料3-3【ウェブ】）

一方、「能動的学修・評価センター」は、学生の自律学修を支援するほか、学修に係るデータの蓄積・分析により学修成果を評価する機能を備えている。スーパーグローバル大学創成支援事業においては、同センターが国際ベンチマーキングを推進し、CLA+（Collegiate Learning Assessment）の分析結果を教学部門へ橋渡しすることで、本学のカリキュラム改革の議論へ発展させる役割を果たした。

3.3. 問題点

特になし

3.4. 全体のまとめ

本学の学部・研究科は、理念・目的に基づいて設置されており、それらは学則及び大学院学則に明示されている。また、図書館や能動的学修・評価センター等の学修支援施設、立地を活かした研究組織を備え、その意義や機能を検証しながら適切に運営されている。特に国際教養学部では、国際ベンチマーキング等の結果を踏まえたカリキュラムの見直しに付随して新たに設置した学科の下に専門領域を結集し、2021年度からは、より学際的かつ統合的な学びが叶えられる組織体制とする計画である。一方、アジア地域研究連携機構も、開学当初からの実績及び県等からの要請に基づいて統合編成した研究組織であり、適切な点検・評価の結果により見直され、研究組織としての機能が強化された。

上記のことから、適切に教育研究組織を整備し、学問の動向や社会的要請に配慮しながら点検を行っており、大学基準に照らし良好である。

第4章（基準4：教育課程・学習成果）

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

第1章に示した使命（ミッションステートメント）及び目的の達成に向け、国際教養学部、専門職大学院ごとに次のとおり学位授与方針を定め、ウェブサイト上で公表するとともに、学生便覧や大学院生便覧に掲載し学生に配布しているほか、学内総合情報管理システム（ATOMS）にも掲示し周知を図っている。（根拠資料 1-11、1-12、1-13、4-1、4-2【ウェブ】）

(1) 国際教養学部

○ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

国際教養大学は、「国際教養教育」を教育理念に掲げ、個を確立し、高潔な精神と情熱を持って諸課題に立ち向かい、地域社会と世界に貢献できるグローバル社会のリーダーたり得る人材を育成することを使命としています。

そのために本学において行われる国際教養教育は、世界の広範な事象に関する幅広い知識と深い理解、物事の本質を見抜く洞察力や思考力、これらの上に築かれたグローバルな視野とともに、英語をはじめとする外国語の卓越したコミュニケーション能力を涵養します。具体的には次の8項目を教育目標としています。

- ・多様な文化と言語的背景を持つ人々と関わり、効果的に協働することを可能にする英語及びその他の言語を操る能力
- ・世界の文化、人間社会と自然界の広範に亘る知識
- ・自己の文化とアイデンティティに対する深い認識
- ・現代の複雑な課題を多面的に理解すること
- ・理論に基づく洞察力、論証力、探求力、自省と思慮深い行動に必要となる知識及び実践的技能
- ・知識、理論、情報を統合する能力
- ・創造力と、自律的に考え情報に基づき判断できる能力
- ・地域及び世界レベルの社会構成員としての認識と活動の源となる個人的及び社会的責任感

上記の資質・能力を身に付けた者で、経済及びビジネスを中心に学修しグローバル・ビジネス課程を修めた者に「学士（グローバル・ビジネス）」を、北米、東アジア

ア及びトランスナショナル分野を中心に学修しグローバル・スタディズ課程を修めた者に「学士（グローバル・スタディズ）」を授与します。学士号を修得する要件としては、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し124単位以上を修得し、成績が累積GPA2.00以上であることが求められます。なお、3年以上で卒業できる早期卒業制度もあります。また、1年間の海外留学が義務付けられています。海外留学においては、履修計画に基づき学修を進めるとともに、英語又はその他の言語を駆使し、異文化を深く理解し、自立した学修者として問題や困難に創造的な解決を見出してゆく能力をも身につけることが求められます。

(2) 専門職大学院

○ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

国際教養大学大学院は、現代の国際社会にあつて、高度なコミュニケーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、高度な知識と実践力、指導力を備えた教育・研究者や専門的な人材を養成することにより、国際社会と地域社会に貢献することを使命としています。その実現のため、所定の教育課程を修め、以下のような能力を身に付けた者に対して専門職修士の学位を授与します。

- ・ 高度なグローバル・コミュニケーションに係る理論を理解し、実践に移すことができる
- ・ 国際的視野と言語能力を備え、国際社会に貢献できる
- ・ 専門知識、実践的な技能と指導力を有し、高度な職業人として活躍できる

国際教養大学大学院で修士号を修得するためには、原則2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、36単位（発信力実践領域は37単位）以上を修得すること、また、成績が累積GPA3.00以上であることが求められます。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・ 教育課程の体系、教育内容
- ・ 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

4.1.1.にある学位授与方針に沿う形で、国際教養学部、専門職大学院ごとに次のとおり教育課程の編成・実施方針を定め、ウェブサイト上で公表するとともに、学生便覧や大学院生便覧に掲載し学生に配布しているほか、学内総合情報管理システム（ATOMS）にも掲示し周知を図っている。（根拠資料1-11、1-12、1-13、4-1、4-2【ウェブ】）

国際教養学部においては、ディプロマ・ポリシーで掲げる教育目標の達成に向けて、各能力がどのように育成されるかがカリキュラム・ポリシーの中に明記されている。また、

専門職大学院についても、ディプロマ・ポリシーで掲げるグローバル・コミュニケーションの修得を土台としつつ、各領域の専門的知識及び実践能力をどのように育成するかをカリキュラム・ポリシーで明示しており、双方の関連性が明白である。

(1) 国際教養学部

○ 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

国際教養大学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育目標を達成するため、学修の探求方法として、批判的思考、量的論証、経験的方法、社会学的視点、人文学的・芸術的視点を盛り込みます。なお、本学の授業は、少人数クラス編成を基本とし、全ての授業を英語で行います。教育課程の編成は次のとおりです。

入学した学生は、オリエンテーション科目履修と並行して英語のレベル別にクラスを編成し、集中英語課程(EAP)で学術英語の訓練を受けるとともに大学での学修方法を学びます。その後、基盤教育に進み、社会科学、芸術・人文科学、数学・自然科学、世界の言語と言語学、保健体育、日本研究などの科目を通じて知的な土台を築きます。その際、学修が特定の分野に偏ることがないように選択必修などの履修要件が設定されています。30単位を修得するまでに、専門教養課程のグローバル・ビジネス課程とグローバル・スタディズ課程のどちらかを選択し、より専門的な分野の学修を通じて分析力、実践的なスキル、問題解決のための創造力、発信力などを身につけていきます。また、この間に必要な英語能力と履修単位の要件を満たした学生には、海外で履修計画に沿った学修を進めるとともに、多様な言語、文化、人種、価値観に触れ人間的な成長を促すため、1年間の留学が義務として課されます。留学後はそれぞれの課程で卒業に必要な科目の残りを履修し、総合セミナーに加わり、課程の総仕上げを行います。

それぞれの授業科目について、学修計画、評価方法などを明記したシラバスが準備され学生に提示されます。学生はシラバスを参照するとともに、担当教員によるアカデミック・アドバイジングを受けつつ履修計画を立て、また、留学先の選定なども行います。

授業では学生の能動的学修を促すため、科目によってグループワーク、ディスカッション、ディベート、プレゼンテーションなどが取り入れられています。また、フィールドワーク、プロジェクト・ベースド・ラーニング(PBL*1)や電子媒体を利用した反転学修を取り入れるなどの学修方法もあります。クラスにおいては、学生の積極的な参加が求められます。1時間の講義に対し、最低でも2時間の自主学習を必要とします。

学修成果の評価基準はそれぞれの科目についてシラバスに明記されます。また、学生の成績はGPAにより管理され、健全な学業成績は累積GPAが2.00(73点)以上であることとされています。留学申請にはGPA2.50以上、卒業要件としては2.00以上が必要とされます。一定値を下回る学生については学修上の問題が懸念されることから特別な助言と指導が与えられます。

キャリア教育については、キャリアデザイン科目を必修とするほか、インターンシップ科目も開設しています。本学では就職のみならず、大学院進学も推奨しており、その支援に力を入れ各担当教員によるアカデミック・アドバイジングとともにアカデミック・キャリア支援センターを設けて進学相談の体制をとっています。

なお、教職を志す学生に対しては、本学の卒業要件とは別枠で教職課程科目を開設しており、高等学校教諭一種免許状外国語（英語）の取得が可能です。

*1: PBL とは Project-Based Learning（課題解決型学習）の略で、特定のテーマについて学生自身が課題を見出し、グループで取組み、解決策を探る学習方法です。

(2) 専門職大学院

○ 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

入学した学生は英語教育実践領域・日本語教育実践領域・発信力実践領域のいずれかに属します。共通科目を一定単位まで履修してグローバル・コミュニケーションの基礎を英語で学ぶと同時に、それぞれの領域の専門科目群から必修科目・選択必修科目・選択科目を履修します。また、教育実習やインターン等、各領域で指定された科目によって実践的スキルや指導力を身につけ、そこでの学びに基づいて指導教員（アドバイザー）の指導を受けつつ課題を遂行し、知識と実践の統合と課程の仕上げを行います。学修成果の評価は予め示した成績評価基準に基づき、GPA を用いて厳格な評価を行います。

英語教育実践領域では、英語教育実践に不可欠な知識とスキルを取り扱う科目群を必修科目として配置するとともに、実際の教育現場で授業実践をする実習科目（3単位）を必修とします。実習は、原則として1単位ごとに時期を3学期に分けて行いますが、現職教員の場合など事情に応じて1学期に3単位の实習を行うことも可能です。4技能の指導法・教材作成法に関わる発展的な科目に加え、言語教育の視点に深みを与える言語学、社会学の分野の科目、小学校での英語教育を視野に入れた科目を配置して、様々な教育現場に対応できるカリキュラムとします。全ての授業は英語で行うものとします。

日本語教育実践領域では、1年次に日本語教育に必要な言語学や第二言語習得理論関連の理論科目を学びます。2年次に実践的な専門知識体得のため3期（春・秋・冬）にわたる教育実習が必修科目として課せられます。教育実習は、2期は国内で1期は海外で実施されます。修了要件として、アクション・リサーチ報告会での口頭発表が義務付けられます。日本語教育実践領域の授業は、共通科目を除き、日本語で行うものとします。

発信力実践領域では、選択必修科目としてジャーナリズム、または広報に関する基礎的科目を履修し、国際報道や組織コミュニケーションなどの科目によって将来の職業に結びつく高度な専門知識を身に付けます。また、現代の国際社会における諸問題に関する科目や情報リテラシーを高める科目などを学び、知識の幅を広げるとともに2年次には、インターンシップ、フィールド・リサーチが課せられます。修了要件として修了論文執筆と口頭試問または修了プレゼンテーションと口頭試問が義務付けられます。全ての科目を英語で学修し、国際的に活躍できる言語能力を高めます。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開講し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

(1) 国際教養学部

○ 教育課程の編成状況等

入学から卒業までの間、段階的にディプロマ・ポリシーに掲げる8項目の教育目標を達成するため、英語集中プログラム(EAP)、基盤教育(BE)、専門教養教育課程と順次各プログラムを進み、科目コード100番台から400番台までレベル別、体系的に配置された科目を履修する教育課程を編成している。(根拠資料4-3)

初年次には、CCS100「オリエンテーション」科目を必修とし、教育目標、カリキュラム編成の目的、学内外で学生が達成すべき多様な学修の在り方、教育目標を達成するための在学中の履修計画立案の指針を学ぶこと、また、学生の動機付けとガイダンスとしての役割を果たすことを目的に提供している。また、EAPでは、「多様な文化と言語的背景を持つ人々と関わり、効果的に協働することを可能にする英語及びその他の言語を操る能力」を育成することを目的とし、英語で行われる講義を聴き、理解し、自らの考えを発信して、論文をまとめるなど、学問を深めていくために必要なアカデミックな英語力を修得する。本学の授業はすべて英語で提供しているほか、「三言語主義」を提唱していることもあり、英語以外の外国語科目として5言語(中国語、韓国語、ロシア語、フランス語、スペイン語)の科目を開講している。

その後、BEに進み、「世界の文化、人間社会と自然界の広範に亘る知識」を獲得することを目的とし、社会科学、自然科学、人文科学など幅広い分野の学問に取り組むことにより専門性を確立するための礎を築く。また、「自己の文化とアイデンティティに対する深い認識」と理解の涵養があつてこそ異文化の理解が可能となるとの考えのもと、日本研究

プログラムを基盤教育科目の中に配している。BE の中で学問の偏りが生じないよう必修科目・選択必修科目、分野ごとの必要修得単位数を設定している。

基盤教育での広範囲な知識の裏付けに基づき、次の「専門教養教育課程」では、グローバル・ビジネスとグローバル・スタディズ各課程の学問体系の着実な修得と、「理論に基づく洞察力、論証力、探求力、自省と思慮深い行動に必要となる知識及び実践的技能」や「現代の複雑な課題を多面的に理解する」態度、「知識、理論、情報を統合する能力」、「創造力と、自律的に考え情報に基づき判断できる能力」、「地域及び世界レベルの社会構成員としての認識と活動の源となる個人的及び社会的責任感」などの教育目標に掲げられた必要な知識と能力を段階的に育成することができるよう専門科目を編成している。

この間、キャリア教育として、グローバル社会で実践力を持って活躍できる人材育成を目的に、CCS140「キャリア・デザイン（必修科目）」や CCS200「インターンシップ（選択科目）」を開講している。加えて、本学では、1年間の留学を卒業要件としており、英語圏のみならず、全世界 50 カ国・地域の 200 に及ぶ海外大学が留学先となり、留学要件としては TOEFL ITP[®] TEST 550 点相当以上、GPA2.50 以上など厳格な基準を設け、留学中に修得した単位は、審査を経て本学の卒業単位として認定される制度を導入している。（根拠資料 4-4）

さらに、教職課程を置き、高等学校教諭一種免許状（英語）の取得を可能としているほか、世界各国から集まる交換留学生のために日本語プログラムを配置している。（根拠資料 4-5）

○ 科目コード

本学では、国際通用性のある科目コードを導入し、全ての科目に学問分野を表すアルファベット 3 文字と難易度を表す数字 3 文字からなる科目コードを付すことで、段階的に科目を配置し、学生が体系的に履修できるよう配慮している。学生にとっては、科目選択や段階的な履修を行う際の目安となっている。（根拠資料 4-6）

○ 履修登録

各学期の履修登録の際、全ての提供科目について、その概要、授業計画、目標、評価方法等を明示したシラバスを提供しているほか、履修登録前の相談期間（アドバイジング・ウィーク）を設定しており、この期間に各学生はアカデミック・アドバイザーに履修に係る相談をすることとしている。

この履修登録は、プレ・レジストレーション（事前登録）、レジストレーション（本登録）を経ることとなっているほか、授業開始後、最初の 1 週間を履修登録変更期間としており、初回の授業に参加した後に履修変更を行うことも可能である。また、履修変更期間を過ぎても、開講後の一定期間、履修中止をすることが可能となっており、各々の学生の求める科目が適切に履修できるよう配慮されている。

なお、履修登録は、各学生がオンラインで実施するが、アドバイザーが履修計画を承認することで、各学生が履修登録を行えるシステムを導入しており、アドバイザーが担当学生の履修について必要な助言を与える仕組みとなっている。(根拠資料 4-7)

(1)ー① 英語集中プログラム (EAP)

本学では、英語の授業を理解し、学修成果をあげるためには、高いレベルの英語力が必要となり、入学直後に EAP のカリキュラムを通して集中的に英語力の向上に取り組むこととしている。

EAP における科目では、学術英語の基礎固めを行うことに焦点を置き、概ね 1 クラス平均 18 人の少人数編成となっており、学生は 1) 語学評価テスト (language assessment test)、2) 筆記試験、3) 上級レベルについては教員との面接により、EAP の 4 つのレベルのうち 1 つのレベルに振り分けられる。

EAP I から III では、特定のスキルに特化した Speaking/Listening、Reading、Writing の 3 つのクラスを履修する。次のレベルへ進級するためには、全ての科目で合格点を獲得するとともに TOEFL[®] TEST で目標得点に到達する必要がある。2020 年春学期は、新型コロナウイルス感染症の影響により TOEFL[®]TEST を対面で実施することができず、年度当初はオンライン版もまだ提供されていなかったことから、学生を適したレベルのクラスへ振り分けるため、EAP プログラム独自で学生が自宅で受験できる代替テストを考案した。この他、大学の授業に必要なコンピュータを使う能力を育成する「Computer Basics」や「TOEFL[®]TEST Preparation」を履修する。(根拠資料 4-8)

EAP I から III のほか、海外在住経験や過去に長期間英語による教育を受けた経験などを持つ学生を対象とした EAP ブリッジ・プログラムを設けている。高い英語力を有する新入生を対象とした高校から大学教育への橋渡しとなるプログラムであり、学生は特別な BRI150「ブリッジ・コース」と ENG100「英作文 I」、ENG101「アカデミック・リーディング」、CCS120「コンピュータ・リテラシー」とともに、希望すれば他の基盤教育科目の履修も可能である。

初年次教育に配慮した取り組みとして、英語の学修だけでなく、大学での授業の受け方、調査方法、論文の書き方、試験の受け方など大学生としての勉学についてきめ細かい指導が行われている。(根拠資料 4-9)

(1)ー② 基盤教育 (BE)

基盤教育 (BE) では、学生は本学における国際教養教育の 8 つの教育目標を達成するために必要なスキルや探求方法の修得に取り組む。このため、「社会科学」、「芸術・人文科学」、「数学・自然科学」、「学際研究」、「世界の言語と言語学」「保健・体育」など幅広い基礎知識の修得につながる科目を提供している。同時に、学生が複数の学問分野から得た多様な知識を、自身の中で統合できるよう支援している。

基盤教育での学修を通じて学生は、その後の海外留学や専門教養教育課程、さらには卒

業後の就職・進学において必要となる英語によるコミュニケーション能力を確立させていく。また、自国の文化についての理解があってこそ異文化の理解が可能となるとの考えのもと、20以上の日本研究科目を基盤教育科目群に配している。(根拠資料 4-8、4-10)

(1)ー③ グローバル・ビジネス (GB) 課程

GB 課程では、経済学及びビジネス分野における幅広い知識の修得のみならず、現実社会の課題に対して実用的な分析に基づき解決を図っていくためのコミュニケーション能力、批判的・創造的思考力、学際的アプローチの修得を重視している。これらは、長期的に見ても、学生の将来的なキャリアにとって必要不可欠なものである。

また、GB 課程は、提供する様々な科目を、学生が論理的かつ創造的に組み合わせられるよう配置している。経済、会計、ファイナンス、法律、経営、ビジネス文化、マーケティング、定量分析等のビジネスの基盤となる分野について、基礎科目と応用科目をそれぞれ提供している。特に、経済学に関する科目は、ビジネス分野を学修するうえでの基礎を担っており、本学のカリキュラムにおける他の分野との関係性も強いことから、重点を置いている。

留学後の必修科目となっている GB 総合セミナーは、自身で探求するトピックに基づいて論文を作成するプロジェクトである。GB 担当教員による指導を受けながら、本学と留学先での履修科目によって修得した知識を基に、学生はプロジェクトを進める。なお、留学前のオリエンテーションの中で、当該セミナーに関する説明とアドバイスを GB 教員が予め提供している。(根拠資料 4-8、4-10)

(1)ー④ グローバル・スタディズ (GS) 課程

GS 課程では、グローバル化により世界各地及び地球規模で生じる諸事象・課題に対する学生の理解を深め、課題解決に向けた思考力・発想力を涵養すべく、歴史、文化、思想、宗教、社会、政治、経済について学ぶとともに、国際関係や国際機関、国際組織の機能と役割、地球上の諸現象や課題について学ぶプログラムを提供している。

また、GS 課程は、北米研究、東アジア研究、トランスナショナル研究の3領域からなり、学生はそのうち一つを専攻領域として選択する。教員は自らの専門分野に応じて各専攻領域のプログラム運営・管理に責任を負うとともに、「グローバル・スタディズ」に求められる学際性と多様化する学生の興味関心を充たすべく、BE、GB 課程との協働にも努めている。(根拠資料 4-8、4-10)

(1)ー⑤ 教職課程

教職課程は、英語集中プログラム、基盤教育、専門教養教育等で体得する高度な英語力や様々な知識、及び留学生との交流や留学で身に付ける実践的コミュニケーション能力

と、グローバルマインドを兼ね備えた高校英語教員の養成を目的としている。また、教育現場における現実の課題に柔軟に対応できるよう個々の授業や指導において配慮している。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、春学期に予定していた「教育実習」(18名)のうち殆どが秋学期に延期されたため、単位取得の辞退や次年度への延期、本学としての救済措置の検討等、各学生の状況や意向に沿った柔軟な対応を行った。

(1)ー⑥ 日本語プログラム

世界各国から集まる留学生が、日本語の運用能力を高め、日本文化への理解を深めることを目的としたプログラムである。学生の日本語能力に応じ、初級から上級まで9～11レベル(設定されるレベル数は学期により異なる)に分かれており、総合的に日本語を学ぶクラスから、「読む」「書く」「聞く」「話す」など、個別のスキルアップに重点を置くクラスなど、学生のニーズに応じた多彩な科目を開講している。また、地域の学校や住民との交流、豊かな日本の伝統文化が残る秋田を探訪するフィールドトリップを取り入れるなど、生きた日本語や文化が学べるカリキュラムとなっている。(根拠資料 4-11【ウェブ】、4-12【ウェブ】)

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、履修者の大半を占める留学生が自国からのオンラインでの履修となったため、時差を考慮して授業時間を夜間にずらすなどの対応を行った。

(2) 専門職大学院

○ 教育課程の編成状況等

専門職大学院グローバル・コミュニケーション実践研究科としては、共通科目を一定単位まで履修し、グローバル・コミュニケーションの基礎を英語で学ぶと同時に、それぞれの領域の専門科目群から必修科目・選択必修科目・選択科目を履修する。

共通選択必修科目群には、次の科目を配置し、グローバル・コミュニケーションのより深い知識と理解を得ることを目的としている。

GCS600 (選択3単位) 「グローバル・コミュニケーション概論」

GCS601 (選択3単位) 「言語、文化とアイデンティティ」

GCS602 (選択3単位) 「グローバル化と国際関係」

GCS607 (選択3単位) 「グローバル社会のためのアカデミック・イングリッシュ」

GCS609 (選択3単位) 「異文化コミュニケーションのストラテジー」

GCS611 (選択3単位) 「通訳技法Ⅰ」

GCS614 (選択3単位) 「コミュニケーション研究調査法」

また、英語教育実践領域の ELT612（選択 3 単位）「社会言語学」、日本語教育実践領域の JLT619（選択 3 単位）「多様化する社会における日本語教育」、発信力実践領域の GCP632（選択 3 単位）「グローバル化と国際関係」のように、それぞれの領域における専門教育であってもグローバルな社会における課題や実践につながる科目を配置しており、他領域の専門科目を 3 科目 9 単位まで修了単位として算入可能であるため、学生は自身の興味、関心、進路等に合わせて履修することができる。

このほか、教育実習やインターン等、各領域で指定された科目の履修により実践的スキルや指導力を身に付け、教育実習等における学びに基づきアカデミック・アドバイザーによる指導を受けながら課題を遂行し、知識と実践の統合と課程の仕上げを行う。（根拠資料 4-13）

(2)ー① 英語教育実践領域 (ELT)

英語教育実践領域では、高度な知識と実践力を持つ英語教員を育成する観点から、高等学校教諭一種免許状（英語）を基礎免許として、中学校／高等学校教諭専修免許状（英語）が取得可能である。また、当該基礎免許を取得していない場合は、国際教養学部の教職課程を並行して履修することで、その取得を可能にしている。（根拠資料 4-14）

現職の英語教員の修学に便宜を図り、土曜日にも科目を開講しており、学生は長期の計画的履修を申し出ることによって最長 4 年間で課程を修了できるカリキュラムとしている。また、高等学校教諭一種免許状（英語）を取得していない学生が、国際教養学部で同免許状を取得する場合も同じく最長 4 年間の長期履修を認めている。

なお、このような 2 年を超える計画的履修が認められた場合は、当該 2 年を超える期間に係る授業料を減免できることとしている。（根拠資料 1-4、4-15）

ELT600「外国語習得法概論」、ELT610「言語学概論」、ELT660「言語教育実践研究概論」、ELT601「外国語としての英語教授法と学習教材」を必修科目としている。このほか、英語教育に必要な 4 技能の指導法・教材作成法に関わる科目群として、例えば、ELT611「口語文法教育論」、ELT609「外国語としての英語の試験と評価」、ELT635「言語教師のための応用心理言語学」から英語教育実践に結びつく科目を選択する。小学校において英語が科目化されたことを受けて、ELT619「児童英語教授法」を 2020 年度に新設した。

実習は 1 単位ごとに時期を 3 回に分けて行うこととしているが、現職教員が入学した場合は、勤務状況に応じて 1 学期に 3 単位の実習を行うことも可能である。（根拠資料 4-16）

(2)ー② 日本語教育実践領域 (JLT)

日本語教育実践領域では、日本国内を含む世界の日本語教育機関で日本語教員として広く活躍できる人材の育成を目的としている。

1年次に理論科目の修得、2年次に教育実習の履修を課しており、日本語教員として欠かすことのできない教員自身の日本語能力練成のため、その専門科目群は日本語で提供されるが、テキスト類には英語の書籍、文献も多く利用している。

1年次に、JLT616「日本語教育学概論」、JLT615「日本語教育のための第二言語習得論」、JLT606「日本語音声と音声言語教育」、JLT601「日本語教育初級文法Ⅰ」、JLT609「日本語教育評価法」など日本語教育に必要な言語学や第二言語習得理論関連の理論科目を学ぶ。2年次に、実践的な専門知識体得のため3期にわたる教育実習を必修科目として設定しており、このうち2期は国内で、1期は海外で行う。この実習は異なる文化体系を持つ海外の大学で、実習生のみで教壇に立つ訓練を課しており、実習生は自らの力で問題を解決しながら教育実習にあたることを通じて、グローバルに活躍する人材（教員）になるために欠かすことができない実践的訓練を受けることとなる。

修了要件として、アクション・リサーチのプレゼンテーションを義務付けている。アクション・リサーチの研究手法は、実務と理論を架橋する上で有効であると考え大学院設置時から導入している。また、2年間のカリキュラム全般も実務と理論を架橋できるように編成しており、修了後、直ちに教壇に立てる日本語教員の育成を目指している。

世界各地で活躍できる日本語教員を育成するために、日本語教育の基礎的な科目においても「外国語教育としての日本語教育」という視点を持ち、理論面の知識修得の際にも、英語教育、フランス語教育といった外国語教育に共通する教授法や第二言語習得理論を修得できるようにカリキュラムを編成している。（根拠資料 4-17）

(2)ー③ 発信力実践領域 (GCP)

発信力実践領域では、選択必修科目としてジャーナリズム又は広報に関する基礎的科目を履修し、GCP620「国際報道の聴取と発信」、GCP601「組織コミュニケーション」などの科目により将来の職業に結びつく高度な専門知識を身に付ける。また、現代の社会問題に関する科目や情報リテラシーを高める科目を履修し知識の幅を広げるとともに、2年次には GCP645「修了課題計画」の中でインターンシップやフィールド・リサーチに取り組む。GCP649「研究論文指導」と口頭試問、又は GCP650「発信力実践研究」と口頭試問が修了要件となっている。（根拠資料 4-18）

発信力実践領域において、現状、専門職として位置付けている3つの分野ごとにみた場合の教育課程の編成は次のとおりとなっている。

(2)ー③ー1) 通訳技能に重点を置く学生の場合

GCP603「通訳技法Ⅰ」で通訳技術の基礎を学んだ後、GCP614「通訳技法Ⅱ」で中級レベルに進む。また、通訳技術の修得と並行して、GCP609「国際報道の現場とグローバル・コミュニケーション」、GCP620「国際報道の聴取と発信」等を通じて、時事問題に精通するようにする。

なお、通訳分野については、2017 年に受審した専門職大学院認証評価を踏まえ、「通訳技法」の科目について再編等を検討した結果、通訳の技能は、本領域がターゲットとした専門職としてではなく、グローバル人材が共通して備えるべき素養の一つとして捉え、全領域学生向けの専攻科共通科目として「通訳技法 I」を、さらに技術の向上を目指す学生向けに、「通訳技法 II」を専門科目として配置した。

(2)ー③ー2) ジャーナリズムに重点を置く学生の場合

GCP643「国際ジャーナリズム概論」によって、ジャーナリズム論の基礎を学んだ後、GCP609「国際報道の現場とグローバル・コミュニケーション」、GCP620「国際報道の聴取と発信」等を通じてジャーナリストとして必要な専門的知識を身に付け、GCP645「修了課題計画」及びGCP650「発信力実践研究」によって実践力を養う。

(2)ー③ー3) 国際組織、政府組織、民間企業等における広報業務に重点を置く学生の場合

GCP642「国際広報学概論」又はGCP601「組織コミュニケーション」で基礎を学んだ後、GCP604「ストラテジック・ネゴシエーション」、GCP624「リーダーシップとグループコミュニケーション」、GCP633「デジタルマーケティングと広告」等によって専門的知識を身に付け、GCP645「修了課題計画」及びGCP650「発信力実践研究」によって実践力を養う。

なお、下線が引かれた選択必修科目を基礎として、さらに関連専門科目を体系的に履修する。また、最終学期の必修科目として、GCP650「発信力実践研究」又はGCP649「研究論文指導」を実践に係る科目と位置付け、発信力実践領域で修得した知識、技法を総合した成果を発表することを求めている。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

専門職大学院に係るものを [] にて記載し、また、国際教養学部及び専門職大学院に共通するものは [共通] と記載する。

(1) 在籍期間と学期 [共通]

修業年限は4年 [2年]、在学期間は原則として最長8年 [4年] である。また、 Semester制を採用し、学年を春学期と秋学期の2学期に分け、各学期とも基本的にそれぞれ

15週で授業を行い、各科目の修得を完結させることとしている。

各学期の期間は次のとおりとなっている。

- ・春学期 4月1日から8月31日まで（夏休み：8月1日～31日）
- ・秋学期 9月1日から翌年3月31日まで（冬休み：1月1日～3月31日）

また、秋学期（冬休み）中の1月初旬から3月初旬までの間、冬期プログラム期間を設けている。この冬期プログラムは全ての学生を対象にしたオプション的なプログラムになっており、履修は学生の自由となっているが、通常500～600名程度の学生が履修している。冬期プログラムの授業は7.5週間又はそれ以下の期間に提供される短期集中講義であり、春・秋学期の履修負担を軽減するうえで、学生の履修計画上重要な役割を担っている。（根拠資料4-19、4-20）

(2) 授業時間と単位 [共通]

各授業科目の1単位は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、①講義は15時間の授業をもって1単位、②実験、実習及び実技は30時間の授業をもって1単位（国際教養学部に限る。）、③演習は15時間から30時間の授業をもって1単位としている（EAPの授業時間と単位については別に定める。）。

なお、1時間の授業に対し2時間の自主学修を行うことを前提として、授業内容を構成しており、このことは学生便覧や大学院便覧を通じて学生に説明している。殆どの科目は3単位となっている。（根拠資料4-19、4-21）

(3) 授業形態の特色

本学では、教員の半数が外国人であり、日本人の教員も欧米の高等教育機関で専門的な教育を受けている者、欧米での教育経験のある者などを採用している。よって、授業形態は、欧米で一般的な双方向のディスカッションやグループワークを中心とした講義を行っており、目的に応じて、演習、実験、実習、フィールドワークなども採り入れている。また、2004年の開学以来、一貫して少人数教育を徹底している。1クラスあたりの受講者数は20名程度を基本とし、教員と学生及び学生間のコミュニケーションの機会を増やし、学生が自ら考え、意見を主張できる能力を養っている。さらに、学生の約4分の1が、海外提携校等からの留学生であり、通常の授業においても、留学生を交えた活発な議論が多く見られ、多様な価値観や視点を踏まえた問題解決能力が育成される機会となっている。

[参考]

- | | |
|-----------------|-------|
| ・1科目あたり平均登録学生数 | 18.6人 |
| ・外国人教員の割合 | 56.5% |
| ・学生専任教員比率 | 14:1 |
| ・学生数が20人未満の授業比率 | 63.9% |
| ・学生数が50人以上の授業比率 | 2.9% |

(4) 履修科目登録の上限設定 [共通]

履修可能な上限単位数を設定し、1学期の最大単位数は18単位 [年間30単位] までとしている。教職課程の履修など特別な場合は、アカデミック・アドバイザーの許可を得て、最大24単位 [36単位] まで履修できる。(根拠資料 4-22)

(5) アカデミック・アドバイジング・システム [共通]

学生のアカデミックな関心を刺激するとともに、各種ハードルを乗り越える支援として、学生一人ひとりに専任教員を割り当て、学業等に関する様々な問題に関して相談し、アドバイスを受けられるようにしている。例えば、学修計画の作成、留学先の国・大学の選択、専門課程の選択、卒業後の進路など、本学の変化に富んだ学修・生活過程における課題や疑問をアカデミック・アドバイザーに相談することにより、卒業に向けてスムーズに学業・生活を進めていくことができる。また、全ての専任教員は学生が相談しやすいようにオフィスアワーを設定し、時間を掲示しており、アカデミック・アドバイザー以外の教員であっても自由に相談が可能である。(根拠資料 4-23、4-24)

なお、学部においては、原則、入学後1年間はクラス制となっている EAP の担当教員がアカデミック・アドバイザーとなり、2年目以降は、学生が自分の探求したい分野等によりアカデミック・アドバイザーを選ぶことができる。卒業までの間、希望すれば他の教員に変更することもできる。

このほか、留学後に執筆する総合セミナー論文の指導教員を、アカデミック・アドバイザー以外の教員から選ぶことができる。また、大学院進学については、アカデミック・キャリア支援センター (ACSC) に専属の教員もいる。(根拠資料 3-1) このように、入学から卒業までの間、学業の進展段階やニーズに応じて最も適切なアドバイジングが受けられるようになっている。

(6) 総合セミナーにおける論文指導の充実

卒業前の必修科目である総合セミナー (Capstone Seminar) における論文作成は、学部での学びの集大成と位置付けている。グローバル・スタディズ課程専攻の学生は、留学前に指導教員及びテーマを決め、留学中に GSP490 「グローバル研究セミナー (留学プロジェクト)」を履修し、指導教員から指定された課題図書を読んでレポートを書いており、これが留学後に履修する GSP491-493 「北米研究セミナー」「東アジア研究セミナー」「トランスナショナル研究セミナー」における論文作成の準備プロセスとして機能している。グローバル・ビジネス専攻の学生は、留学中のプロジェクトはないが、留学前に実施されるオリエンテーションの中で ECN401 「グローバル・ビジネス総合セミナー」における論文作成についてアドバイスを受けている。

一方、セミナー論文を指導する教員の指導力や指導方法の向上をはかるため、ライティング指導に関する専門教員を置き、全教員向けにガイドを作成するなど指導の質向上にも努めている。(根拠資料 4-25)

(7) シラバス [共通]

全ての科目についてシラバスを作成し、学内総合情報管理システム(ATOMS)を通じて学生に明示している。(根拠資料 4-26【ウェブ】)シラバスは、国際教養学部教職課程科目及び専門職大学院日本語教育実践領域科目以外の全ての科目において英語で作成している。本学への交換留学生にとっても留学前の履修計画や帰国後の単位互換の際に重要な役割を果たすものであることから、国際的通用性に配慮し、シラバスの形式は全学で統一している。具体的には、各科目の教育目標、授業計画、評価基準、オフィスアワーなどの項目を当該システムのフォーマットに従って作成することとし、授業の内容・方法、使用教材、学期における授業計画等の項目に不足が生じないように配慮している。

各教員が作成したシラバスは、新規に開講する場合は、各プログラム代表、課程長又は領域代表の承認後、教育研究会議又は大学院運営委員会にて審議され承認を経たものを、既存の開設科目の場合は、各プログラム代表、課程長又は領域代表より点検され、承認を受けたものを、それぞれ合わせて学内総合情報管理システム(ATOMS)を通じて各学期のアドバイジング・ウィーク開始前に学生に開示することとしている。なお、初回の授業で学生に配付することとしている。

各科目は、原則として、シラバスに記載された予定表に即して進められている。シラバスに変更が生じた場合は、当該システムを通じて、各科目の担当教員が、履修学生に変更理由とともに提示している。

なお、科目の概要、科目の目的及び評価方法については、課程長等の承認を経た上で変更することとしている。

(8) コロナ禍での授業のオンライン化に係る対応 [共通]

2019年度末から新型コロナウイルス感染症が流行したことにより、2020年3月時点で、2020年春学期授業のオンライン化を決定した。その直後から、各プログラムの代表からなるITタスクフォースを立ち上げ、オンライン授業を行うための教員用ガイドラインを作成するとともに、複数回にわたってFDを開催し、成功事例の共有や課題に対する対応策を議論し、新学期の開始に備えた。(根拠資料 4-27)また、各プログラム・課程・領域においても、教員間でオンラインシステムを実践練習する機会を設けたり、技術的な質問に応じるためのオンライン上でのフォーラムを設けたりするなど、オンライン授業でも本学の特色である双方向かつインタラクティブな学修を実践するため、全学的に取り組んだ。

さらに、各授業の技術支援として、学生有志からの申し出を受け、「学生オンライン授業サポーター」が組成され、学生及び教員の質問等に迅速に対応し、授業をバックアップする仕組みを構築できたことも本学独自の文化を象徴している。また、学期中も、授業の

進め方や内容に関し、各教員が学生の反応やガイドラインを参照しながら継続的に工夫・改善を重ねた。

これらの体制により、リアルタイムで対話やディスカッションを行うためのオンライン会議システム等を有効に活用しながら、従来の対面授業とほぼ同様に、小グループでのディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション等を通して活発な授業運営を実施することができたほか、画面では学生一人一人をより客観的に、均等に見ることができるといったメリットを得ることができた。また、授業形態の変更に伴い、科目構成や評価方法の見直しを随時行い、これらの新たな教育手法は、対面授業の再開後も取り入れていく予定である。

春学期終了後には学生アンケートを実施し、その効果や課題、学生からの提案事項について、副学長、学務部長、各プログラム・課程長が中心となって点検したのち、全教員へ共有した。(根拠資料 2-17) さらに、FD 等の機会で、次学期に向けた提言やグッドプラクティスの共有を行い、改善に向けた取り組みを継続している。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

(1) 国際教養学部

成績評価基準は、学則及び履修規程に規定しており、その内容は学生便覧に掲載しているほか、オリエンテーションやアカデミック・アドバイジングなど、様々な機会を通じて学生に説明している。(根拠資料 1-2、4-22、4-28)

成績評価はA+からFまでの12段階に細分化されており、GPAを導入し、0から4までの評点を付し、学生の学修内容、理解度、進捗状況の目安としている。健全な学業成績をGPA2.00以上とし、下回った場合には、特別アドバイジングケア・システムによるアドバイザーとの面談を義務付けるなど、成績を通して学業の質を確保するとともに学生を支援している。また、留学には2.50以上、卒業には2.00以上のGPAを要求している。

なお、毎学期の成績優秀者は、学長表彰 (President's List: GPA4.00以上)、学務部長表彰 (Dean's List: GPA3.80~3.99) として表彰している。

履修規程に基づき、他大学で修得した単位等の認定については、本学の正式な留学により提携大学で修得した単位の認定と、その他の大学・教育機関で修得した単位の認定を区別し、教育研究会議で審議され認定される。個々の単位はアドバイザーがまず承認したのち、課程長・プログラム代表の承認を経て学長が最終的に承認する。(根拠資料 1-2、4-22)

卒業及び学位授与手続きについては、学則、履修規程、学位規程に規定しており、その内容は学生便覧に掲載し周知を図っている。その概要は次のとおりである。(根拠資料 1-2、4-4、4-22、4-29)

① 卒業要件

本学では、次の条件を満たした学生について卒業を認定している。なお、本学では年2回、春学期及び秋学期の終わりに卒業の機会がある。

- 1) 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し条件を満たしたうえで、合計124単位以上修得した者
- 2) 累積GPAが2.00以上であること
- 3) 留学要件を修了した者

② 学位

卒業の資格を得た者には、学位記とともに、次に掲げる学位が授与される。

グローバル・ビジネス課程 学士 (グローバル・ビジネス)

グローバル・スタディズ課程 学士 (グローバル・スタディズ)

③ 卒業の手続き

卒業しようとする場合は、定められた期間中に卒業申請書を提出しなければならない。なお、卒業要件を満たしているにもかかわらず卒業の延期を希望する場合は、卒業延期申請書を提出する必要がある。卒業式は原則として毎年1回、その年度に卒業した学生を対象に3月に行っている。

④ 在学期間の特例

次の要件をともに満たす場合、卒業要件の一つである在学期間について、特例として3年以上在学すれば卒業を認めることがある。

- 1) 在学期間以外の卒業要件を満たし、留学要件を修了すること
- 2) 累積GPAが3.00以上であること

なお、卒業は教授会の意見を聴いた上で、学長が認定している。(根拠資料 1-2、4-4、4-22、4-29)

(2) 専門職大学院

成績評価の方法・基準等については、大学院学則及び大学院履修規程に規定し、大学院生便覧に掲載し全院生に明示している。また、学生に対してはオリエンテーションやアカデミック・アドバイジングなど、様々な機会を通じて説明している。

成績評価の方法は、試験の成績、平常の成績、出席状況等の項目について総合的に判断することとしており、それぞれの科目に係る当該項目の配分については、シラバスにお

いて明示している。国際教養学部と同様に、成績は、学生の成績点に応じてA+からFまでの12段階に細分化しており、各段階に付した評価点（Grade Point）に基づき累積GPAを算出し、これを学生の学修内容、理解度、進捗状況の目安としているほか、修了要件の判断においても使用している。（根拠資料1-4、4-30、4-31）

他大学院で修得した単位等の認定は、大学院学則に基づき、教育上有益と認めるときは、他大学院における授業科目の履修を認めているほか、当該履修によって取得した単位について、当専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう、大学院履修規程に掲げる基準に照らし、12単位を超えない範囲で本学専門職大学院において修得した単位として認定することができることとしている。当該単位の認定は、大学院運営委員会の審議を経た上で学長が行っている（根拠資料1-4、4-30）

修了及び学位授与手続きについては、大学院学則、大学院履修規程、学位規程に規定し、その内容は大学院生便覧に掲載し周知を図っている。その概要は次のとおりである。

なお、修了は大学院研究科委員会の意見を聴いた上で、学長が認定している。（根拠資料1-4、4-29、4-30、4-32、4-33）

① 修了要件

本学では、次の条件を満たした学生について、修了を認定している。なお、専門職大学院では年2回、春学期及び秋学期の終わりに修了の機会がある。

- 1) 所定の授業科目を履修し条件を満たした上で、合計36単位以上（GCPは37単位以上）の単位を修得した者
- 2) 累積GPAが3.00以上であること
- 3) 2年以上在学していること

② 学位

修了の資格を得た者には、学位記とともに、次に掲げる学位が授与される。

| | |
|-----------|--------------|
| 英語教育実践領域 | 英語教育修士（専門職） |
| 日本語教育実践領域 | 日本語教育修士（専門職） |
| 発信力実践領域 | 発信力実践修士（専門職） |

③ 修了の手続き

専門職学位課程を修了しようとする学生は、定められた期間内に修了申請書を提出しなければならない。修了要件を満たしているにもかかわらず、修了の延期を希望する場合は、修了延期申請用紙を提出する必要がある。修了式は原則として毎年1回、その年度に修了した学生を対象に3月に行っている。

④ 在学期間の特例

次の要件をともに満たす場合、修了要件の一つである在学期間について、特例として1年以上在学すれば、大学院研究科委員会の審議を経て修了を認めることがある。

- 1) 在学期間以外の卒業要件を満たしていること
- 2) 累積 GPA が 3.00 以上であること

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 国際教養学部

本学では、学生の学修成果を測る指標として GPA を用い、毎学期の成績に基づく履修指導に役立てるとともに、卒業や留学等の要件の一つとしている。(根拠資料 4-4)

英語力については、入学時から留学前までは TOEFL ITP[®] TEST で計測し、留学申請条件として TOEFL ITP[®] TEST 550 点に達していることを課している。

さらに、米国の大学で広く利用されている CLA+ (Collegiate Learning Assessment) を導入し、入学直後と卒業前の学生を対象に、英作文能力、問題解決能力、分析力、批判的思考力などの汎用能力の伸びを測定し、本学の教育力を検証する取り組みを 2013 年度から開始している。2017 年度からは、フォーカスグループを選定し、入学直後・留学前・卒業前の計 3 回測定することにより、留学前における本学での学び、留学中の学び、4 年間の学びをそれぞれ分析している。現在もデータを収集中であるが、これまでの分析によると、英文作成や数的理解といった基礎力が留学前に大きく伸び、批判的思考力や分析・問題解決などの知識の統合・応用力が留学中及び留学後に伸びていることから、本学の教育プログラムとの関連性を認識している。(根拠資料 2-26)

これらの全学的な指標に基づく学修成果の把握に加えて、英語集中プログラム (EAP) や専門教養課程のグローバル・ビジネス (GB) 課程、グローバル・スタディズ (GS) 課程では、全学カリキュラムにおける学修段階に応じた学生の学修成果や達成度を適切にアセスメントし実態を把握するため、ルーブリックの開発に取り組んできた。例として EAP では、英語運用能力の 4 技能分野別のルーブリックを開発し、学生の進捗状況をモニタリングして学修成果の達成度を計測しているほか、調査研究を通じて、4 技能だけでなく批判的思考力及び分析力を含めて総合的に伸長するためのキャップストーン・プロジェクトを立ち上げた。(根拠資料 2-18、2-19、2-20) 今後は、学術的かつ総合的な英語運用能力の達成度を測る分野横断的なルーブリックの必要性について検討していくこととしており、これらによる学生の達成状況をプログラム内で共有することで、改善に繋げている。また、専門教養課程の最終課題である「総合セミナー」の評価は、各課程が重視するコア・コン

ピテンシーに基づいた評価ルーブリックを開発し、指導水準の標準化を図るとともに、共通の評価指標を使用して評価している。定期的に評価結果や学生のパフォーマンスについて議論する機会を持ち、指導方法やルーブリックの改善案を検討している。このような各プログラム・課程独自のルーブリックによる学修成果測定・評価は、プログラム内のPDCA サイクルへ活用されているほか、カリキュラム改革に活かすことで全学的な教育改善につながっている。

(2) 専門職大学院

専門職大学院においては、その意義に鑑み、修了後の就職先やその後の活躍状況から学修成果を把握しており、領域毎の状況は次のとおりである。

① 英語教育実践領域 (ELT)

教職を志望する修了生にあっては、これまでその全てが希望する職に就いており、教育成果は良好であると判断している。(根拠資料 4-16)

教員採用数の減少により就職が困難になる中、大学院の教育課程外で教員の資質を高めるための活動を推進している。具体的には、教員採用試験で問われる教育問題の討論や模擬授業の実施などを通年で行うことにより良好な教育成果を挙げている。また、修了生が就職した学校から修了生の勤務状況についての情報等を可能な限り得るよう努めており、在学生の指導に活用している。

② 日本語教育実践領域 (JLT)

現在、1期生から11期生までの修了生のうち51%が、日本を含む世界各地で日本語教師として日本語教育に従事している。その他16%が、語学・文化教育の分野に就いている。(根拠資料 4-17)

本学の海外提携大学を中心に、修了生が就職した教育機関から、修了生の勤務状況の情報を得ており、何らかの改善が必要な場合は、次に派遣する修了生に対し特別指導を施すなどの支援策を講じている。

海外の教育実習先や派遣先からの意見は、実習指導に際して特に重視しており、実習指導に随時改善を加える工夫をしている。また、毎年実施している日本語教育実践領域研究会には、海外各地で日本語教育に従事している修了生を招き、実際の現場の状況を報告してもらう機会を設けている。また、2020年度はオンラインを有効利用し、1期生から現役院生までを一同に集め、JLT オンライン同窓会を実施した。ここでも実際の教育現場の状況に係る情報交換が行われ、今後も継続的に実施する予定である。

③ 発信力実践領域 (GCP)

国際的に活躍することができるジャーナリスト、ビジネスマン(特に広報関係)、通訳(特に放送・企業内通訳)を養成することを目指している。これらの職業は一般公募される職種ではなく、多くの場合は、例えば、総合職等の大きなカテゴリーで採用され、その

後の職業経験を積むことにより到達しうる職種であるため、教育成果を就職先のみで測定することは困難である。そのため、修了生の就業状況を追跡し、長期的に教育成果を測定するように努めている。(根拠資料 4-18)

修了生との継続的なコミュニケーションを維持し、修了生のその後の動向を把握するとともに、それぞれの職場における業務の特性、配置転換の実情などの情報を得て、教育方法、修学指導等の改善に活用している。

<全学内部質保証推進組織の関わり>

国際教養学部、専門職大学院ともに春又は夏に卒業・修了を控えた学生・大学院生を対象とした教学調査を 2016 年度後期から実施している。この調査は、学生が初年次から卒業・修了時までの段階的なカリキュラムで獲得した学修成果、アクティブ・ラーニングや授業内外の自主学修の実態、さらにアカデミック・アドバイジング・システムの有用性など、本学が掲げる教育目標やディプロマ・ポリシーの達成度を多角的な視点で確認することを目的に実施されている。調査結果は、教育研究会議及び大学院運営委員会において事務局・課程長・領域代表と共有され、議論のうえ全教員に伝達される。その結果をもとに、各教員が持ち得る教育機会の中において積極的な改善に努めるよう促されるとともに、大学マネジメントに反映している。(根拠資料 2-13、4-34)

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

国際教養学部・専門職大学院における全ての科目について学生による授業評価を実施している。評価項目は、本学が掲げる教育目標やディプロマ・ポリシーと連動しており、個々の学生が当該科目を履修したことによる教育目標達成度を測定する 10 項目及び授業の方法や教員の指導の質を測定する 5 項目、自由記述によって授業の方法等について学生から教員に提案できる自由記述 5 項目からなっている。授業評価集計結果は、個々の教員にフィードバックされるだけでなく、各プログラム・課程・研究科代表とも共有され、学生の達成度を把握するとともに、授業内容、方法等の効果、改善の必要性の有無などを議論する材料として活用されている。(根拠資料 2-17)

また、卒業時の教学調査において、教育目標の達成度について間接評価を実施している。当該調査結果では、教育目標の達成度や学修探求方法の獲得度は概ね高い自己評価となっており、教育課程の編成・実施方針は適切に機能していること、また学修探求方法の量的論証、経験的方法や教育手法のディベートやフィールドワーク等では自己評価が低く改善を要することについて、学内で共通理解を得られ、改善方法について議論されている。

<学修成果の活用>

2016年に事務局内に IR 担当官を新たに配置し、開学時からの本学学生の学修成果を把握することを目的に、入学から卒業までの教学に係るデータを収集統合し、入試区分別に基礎学力、英語力、入学後の累積 GPA、進路先などの複数の観点から分析することで、現状把握と課題の抽出を行った。その結果、入学前教育の必要性が議論され、2017年度から新たにグローバル・セミナー入試合格者を対象に、本学で必要となる学術英語の運用力強化と学びに対する意欲の喚起を図るため、英語集中プログラム (EAP) 教員の協力を得て「Global Seminar Intake Program」を開始した。

また、GPA は、取得単位数と合わせて、学期毎に学力優秀者を選定し、学長表彰及び学務部長表彰を実施するために使われていることに加え、学業改善が必要な学生の把握にも活用され、早い段階からの支援につながっている。このような学修状況については、教育研究会議において共有され、表彰者数・割合や表彰者の就学段階や属性などの経年比較、学業改善が必要な学生への対応策に係る議論等に用いている。

さらに、プログラム・課程毎に各学修段階での学生の学修成果や達成度の把握のために実施しているルーブリックのアセスメント結果は、学生のパフォーマンスについて定期的に振り返る機会を持ち改善点を議論するなど、各プログラム・課程内での PDCA サイクルへ活用されている。

上述の複数の教育効果の測定結果は、必要な教育課程、教育内容・方法の改善につなげるため、教育研究会議、大学院運営委員会、FD 委員会、カリキュラム改革ワーキンググループ (のちにカリキュラム改革小委員会)、各プログラム・課程の定例会議、教授会において共有し、議論の対象としている。特に、カリキュラム改革ワーキンググループ (小委員会) では、各プログラム・課程の学修成果に係る課題を議論するとともに、これまでそれぞれの教育課程において独自に学生の批判的思考力、分析力、論理的に書く力等の水準や学生のパフォーマンスを丁寧に把握してきた結果から、今後、本学が力を入れて取り組むべき学修能力 (知識を統合する力、論理的思考力、書く力) を導き出し、新カリキュラムへ反映されることとなった。具体的には、開学当初より掲げている「グローバルリーダーの育成」にさらなる「応用力」、即ち、1. 現実課題への知識の応用、2. ある学問領域で得た知識の他の領域への応用 (知の統合)、3. 困難の克服や異文化への適応など自身の全人力の社会への応用や適応、という3つの「応用力」を、「論理的に書く力」の向上と組み合わせて養成するための新たな教育手法「応用国際教養教育 (AILA: Applied International Liberal Arts)」を打ち立てた。これは、適切な根拠に基づいて点検・評価がなされ、改善まで結びついた最も大きな成果の一つである。(根拠資料 2-25)

4.1.8. 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(専門職学位課程)

評価の視点1：メンバー構成の適切性

評価の視点2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用

専門職学位課程のある本学大学院は、産業界等と連携することで、教育課程をより円滑かつ効果的に実施するため、2019年4月に教育課程連携協議会を設置した。(根拠資料4-35、4-36)協議会は5名の委員により構成され、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べることとしている。

- ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

学外の委員には、地元企業の経営者、大学学長経験者、中高一貫校の校長を任命しており、地域の産業界からの意見、専門職プログラムをもつ大学学長からの教育的側面からの意見、本学大学院(英語教育実践領域)修了後の就職先となる中学・高等学校の実務的な視点からの意見をそれぞれ反映できる体制となっている。

2020年度に開催した協議会では、実習を通じた産業界との連携や専門性を活かした修了生の就職実績について評価を受けるとともに、今後の取り組みとして、日本語教育実践領域に関しては、外国人の就労支援を行う団体や行政と連携した日本語学習機会の提供について、発信力実践領域に関しては、海外への発信や広報を強化したい国内企業や団体向けの研修事業の実施について提案を受けるなど有意義な議論が行われ、大学院運営委員会において対応を検討している。(根拠資料4-37)

4.2. 長所・特色

- (1) 国際教養学部における少人数教育、学生の学修成果等

少人数制授業のため、教員は学生に目が届きやすく、授業ではグループディスカッションが一般的に行われるなど、学生主体型の授業体系となっている。GPAや英語能力試験を用いた学生の学修成果を測定することにより、教育力の検証を適切に行っているほか、学位授与についても、学則、履修規程、学位規程に則し適切に行っている。1年間の留学中、留学先の大学において修得してくる単位数(C-以上)は平均27単位程度となっている。これは、留学前の学修体験による学生の知識と能力について、英語はもとより他の教科においても十分成長していることの一つの証である。また、卒業前のTOEIC® TESTスコアは平均890点前後であることから、高い英語能力を習得した学生を輩出していると言える。

さらに、教育課程等において厳格な基準を設定しているにもかかわらず、退学率は3%程度（2019年度においては0.5%）である。これは、国内の大学のうち社会・国際系学科における平均退学率7.2%と比較し低く、初年次教育の充実や体系的科目配置、アカデミック・アドバイジングなどが適切に行われていることの表れでもある。（根拠資料 4-38）一方で、約半数の学生が卒業までに4年を超える月日を要していることは、安易な単位付与や卒業認定がなされていないことを示しており、本学が責任をもって教育目標の達成を学生に課していることの表れである。

(2) 英語集中プログラム（EAP）におけるクラス編成、教育手法等

EAPでは、本学の教育目的に沿った教育課程を編成するとともに、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育内容を提供し、高校から大学へのスムーズな移行について配慮している。また、能力別のクラス編成を行っており、近年、新入生の英語力が上昇している状況に合わせて、2013年度からTOEFL[®]TESTスコアによる進級基準についてLevelⅠ～479点、LevelⅡ480～499点、LevelⅢ500点以上へと20点ずつ上方修正した。なお、海外在住経験や過去に長期間英語で教育を受けた経験などを有する学生を対象としたEAPブリッジ・プログラムを設けている。（根拠資料 4-9）加えて、学生の能力にあったクラス編成を行ったことで、2020年度に導入したオンライン版TOEFL[®]TESTの運用を始めた際は、10月に行ったTOEFL[®]TEST（及び8月初旬に実施した特別オンライン試験）の結果において、概ね期待どおりの学生の成長を確認することができた。

また、EAPでは、次の4つの課題に取り組んでいる。

- ① EAPで修得する各英語スキルが、大学での学び及び実社会の中でどのように活かすかを理解するための総合スキル活動（pan-skill activity）を促進すること
- ② 「教養」が何を意味し、学修や生活にどう応用できるかの理解を促進すること
- ③ EAPⅢの学生（特に留学条件であるTOEFL ITP[®]TESTのスコアに到達していない者）に対し必要なスキルを身に付けさせること
- ④ 本学やより広い社会における多様性に対し、多文化的かつ寛容なアプローチを促進すること

これらに加え、EAP代表がプログラムの各レベルにおける成績評価の一貫性に留意するとともに、宿題の締め切り、プロジェクトの締め切りのスケジュールを編成し、学生のワークロードが精力的に取り組むことができる適当な量となるよう調整するなどの取り組みを行っているところである。

(3) 基盤教育（BE）における教育課程等

BEには、「英語基礎」「芸術・人文科学」「社会科学」「数学・自然科学」「学際研究」「世界の言語と言語学」「保健体育」などの幅広い学問分野があり、それぞれの分野に必要修得単位数が定められているため、学生はバランス良く知識や教養を広げ「知的土台」

を築くようになっている。(根拠資料 4-10)

また、カリキュラム開発を主な議題として定期的に行われる BE ミーティングや FD 活動を通じ、8つの教育目標を達成すべく教育方法の発展に取り組んでいる。実際に多くの議論がなされた結果、BE の各学問分野にカリキュラムの改善・向上が導入されてきたところである。

例えば、数学関連のカリキュラムでは、学生の能力や学修目標に適合した科目群を提供するため、いくつかの改善が行われてきた。新入生の学歴は多様であり、専門教養教育課程の選択や、就職・進学といったその後のキャリアプランに応じて、学修目標も学生ごとに大きく異なる。このことから、グローバル・ビジネス課程において必要となる代数学や統計学の科目に加え、論理や数学的手法の概要を学ぶことに主眼を置いた「教養数学」や、方程式の分析を学ぶ「微積分学」、コンピュータ科学に応用できる数学的知識の修得を目指す「技術社会における数学」や「詩的プログラミング」など、いくつかの科目が追加で開発、開講されてきた。

カリキュラム開発のもう一つの方向性として、新しい教授法の適用があげられる。その一例として、PBL 科目として、日本人学生と留学生が混成チームとなり、秋田県内の地域コミュニティが抱える現実的な課題について学修し、解決策を議論する科目を開講している。

(4) 基盤教育 (BE) における教育成果

学生の留学に必要な条件として、EAP で修得した単位・TLP で始まる教職課程科目の単位を除いて、合計 27 単位を修得するとともに、GPA2.50 以上、TOEFL®TEST 550 以上を満たさなければならない。学生は主に BE から、この 27 単位部分の単位修得を行うことから、基盤教育は本学のリベラルアーツ教育の「知的土台」を形成するとともに留学への準備として有効に機能していると考えている。

CLA+における分析においても、留学前に英文作成や数的理解といった基礎力が大きく伸びていることが確認されている。基盤教育科目は、まさに留学中、留学後の批判的思考力や知識の統合・応用力の土台となる部分において教育効果をあげている。

BE における指導の質を保証する取り組みとして、同僚教員や上長による授業見学により検証が行われており、各教員の教育研究の質の向上・改善のために適宜フィードバックが共有されている。

(5) グローバル・ビジネス (GB) 課程における授業科目、教育課程

GB 課程では、ビジネス分野の主要科目と社会科学の原則に基づいた経済学科目をバランス良く学ぶことができるよう科目構成を整えている。教養学の基礎や他のプログラムとの関連が強い科目が多く、例として「行動経済学」では、基盤教育プログラム (BE) の心理学で修得した知識を応用した内容となっている。特に近年では、新規科目の開講により、教育内容の充実を図っているほか、冬期プログラム期間中には、学生の関心や将来のキャ

リアとの関連性の高いトピックを用いて、通常学期中に提供している講義を補完する内容の集中講義を開講している。さらに、大学院への進学を志す学生のために、より専門的な講義の提供にも注力している。

加えて、デジタル化と知識経済の増大により、ビジネスにおける定量分析及びデータ分析に係る能力がますます求められていることを踏まえ、学生自身が実際のデータを用いて専用ソフトで分析する機会を充実している。これらの取り組みにより、当課程から、データ分析を専門とした海外の大学院へ進学する学生も出てきている。

1年間の留学後に履修する GB 総合セミナーにおいては、現役の研究者である教員が専門家として担当学生の指導を行っているほか、経営、経済、金融情報の分析・解釈を深めるため、実地調査に基づく研究を学生へ推奨している。(根拠資料 4-8)

(6) グローバル・ビジネス (GB) 課程における教育方法

ビジネス分野のキャリアで求められる技術的スキルを十分に修得することが不可欠であるほか、より広い視点での経営判断を理解し課題解決のための革新的かつ学際的手法を体得するために、幅広い知識とその応用を学ぶ必要がある。これらの点を踏まえて、GB 課程では、教育手法において次の3点を重要視している。

- ① 有用な技術的スキルと課題解決力を養うため、理論を実社会に応用すること
- ② 知識の幅を広げるため、各ビジネス分野の関連性及び学際的つながりについて理解すること
- ③ 留学生を含めた小規模クラスにより、考え方や経験の多様性を活かした自発的思考と対話型学修を促すこと

(7) グローバル・スタディズ (GS) 課程における授業科目、教育課程

GS 課程は北米研究、東アジア研究、トランスナショナル研究の3専攻領域からなり、所属教員は専門分野に応じて各専攻領域のプログラム運営に責任を負うとともに、領域間の協働を通して、カリキュラムの総合的な充実に努めている。また、「グローバル・スタディズ」に求められる学際性と学生の興味関心の多様化に対応するため、BE 課程の教員が担当する科目の一部を GS 課程科目として開講するほか、学生に対して GB 課程の科目を履修することも認めている。近年では、専任教員を3名増員するとともに、スーパーグローバル大学創成支援事業の一環として海外招聘教員による短期特別講座を開講し、カリキュラムの充実度を高めている。

GS 課程では、社会科学系の科目を中心とする体系的学修カリキュラムを提供するとともに、英語に加え、他の外国語修得の機会を与えるべく、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語の科目の上級コースも開講している。また、卒業要件であり、かつ GS 課程における学修の集大成に位置付けられている GS 総合セミナーでは、学生は自身の興味関心に即して留学出発前に所属セミナーを決定し、留学中の約1年間と帰国後の1学期を費やし、担当教員の指導のもと研究論文を書き上げることが求められている。(根拠

資料 4-8)

(8) グローバル・スタディズ (GS) 課程における教育方法

GS 課程では、開講科目間の内容的偏重・重複の有無、各科目におけるアクティブ・ラーニングの実践状況、チーム・ティーチング等における教員間の協働のあり方、課題・試験内容及びルーブリック（評価指標）を含む評価方法の妥当性、個々の学生に応じた指導のあり方等について、定例の会合等を通じて教員間の意思疎通を図ることにより、教育の質の維持・向上に努めている。

(9) 教職課程における教育課程

高等学校教諭一種免許状の取得に係る授業が4年間で円滑に履修できるよう、同一の授業を複数学期に提供するなど配慮している。春・秋学期を通じて授業は19時以降又は金曜に実施しており、4年間を見通したガイダンスを行って個別に対応しているほか、授業は対話を重視し、主体的で深い学びを促すことに配慮している。（根拠資料 4-5）

また、中学校や高等学校を訪問して英語教育や学校課題に関する情報交換をしたり、夜間定時制高等学校や特別支援学校において教育の在り方について考察したりするなど、地域の学校との連携を通して様々な機会を提供している。さらに、授業においては現場の教員や本学OB・OGとの交流を、対面やオンラインで行い、教育現場における課題の把握や個々のキャリアに関して考察する機会を提供している。

なお、教職課程運営委員会において、教職課程の概要（履修状況、教育実習の状況、教員採用試験の状況等）を共有し、今後の方向性を確認している。（根拠資料 4-39）

(10) 教職課程における教育成果

教職課程の科目は卒業要件には含まれず、夜間に授業が提供されているにも関わらず、履修者は多く、例年全学生の約2割（35名）に及んでいる。卒業時には約20名が高等学校教諭一種免許状を取得し、在学中に各都道府県や私学の教員採用試験に合格したり教育機関に職を得たりする学生がいる。2020年4月には、過去最高の5名が教職に就いた。

(11) 日本語プログラムにおける教育課程

留学生は毎学期、オリエンテーション期間中に実施するプレースメントテストの結果をもとに、初級から上級の9～11レベル（設定されるレベル数は学期により異なる。）に分けられる。各レベル別に6単位の総合コース及び1～3単位の特定のスキルに焦点を置いた科目が開講されている。中級後半以上の学生のため、日本語そのものの学修が目的ではなく、日本語を使って教科内容を学ぶコンテンツ重視のコースも開講されており、留学生の多様なバックグラウンド、ニーズを配慮したカリキュラムとなっている。また、学修

効果を最大限に高めるため、各クラスの学生数は 15 名以下の少人数クラスを原則としている。(根拠資料 4-11【ウェブ】)

日本語科目の多くは短期留学生だけでなく、日本語を母語としない正規学生や大学院生も履修することができる。

(12) 専門職大学院における共通目標と共通科目の開設

専門職大学院の各領域が想定する修了後の職業はそれぞれ異なるものの、優れたコミュニケーション能力を有し、世界的な舞台で活躍できる人材を育成するという目標を共有している。共通科目は、3領域を横断する科目構成とし、大学院生は、選択科目群から2科目6単位以上を履修・習得する。共通科目は、多くが発信力実践領域(GCP)または、英語教育実践領域(ELT)の専門科目とダブルコードとなっているため、2科目6単位を超えて履修した場合も、最大15単位(共通科目6単位+他領域の専門科目9単位)を修了単位として算入することが可能となっている。(根拠資料 4-13)

① 英語教育実践領域における授業科目、教育課程

英語教育実践領域の全ての専門科目は、理論と実践の架橋を旨としており、高度の専門性が求められる英語教員が備えるべき深い学識と卓越した能力を培う役割を果たしている。特に、ELT700(3単位)又はELT701、702及び703(計3単位)「英語教育実践法と実習」を必修科目としており、教育実習を通じて、理論を実践に応用する機会を提供している。これらの実習では、履修した科目群で学んだ事項を実践することを求めており、実習前に実践に応用する理論を明確に示すことが求められている。(根拠資料 4-40)また、必修科目・選択科目群は、いずれも理論を実際の教育現場で活用する方法を文部科学省の検定教科書を用いながら検討するなど、実践力を高める内容となっている。

授業形態としては、多くの科目において講義を伴うワークショップ形式を採用している。理論を実際の教材に照らし合わせ、日本の英語教育環境にどのように適用しうるかという視点での授業展開を基本としている。

② 日本語教育実践領域における授業科目、教育課程

教育実習を実践教育の要と位置付けており、基礎的な教室内授業を学ぶ秋実習(JLT650(必修3単位)「日本語教育実践計画」、JLT604(必修3単位)「日本語の教材・教具(教育実習)」)、プログラムの運営にまで関わる冬実習(JLT651(必修3単位)「日本語教育実践研究」、学生がグループを組んで、授業の企画・実施、現地における調整等を全て自分たちで行う春実習(JLT652(必修3単位)「日本語教育実践研究と修了論文」)は、特色あるプログラムと言える。(根拠資料 4-41、4-42、4-43、4-44)

③ 発信力実践領域における授業科目、教育課程

英語による討論、プレゼンテーション等を通じて、英語による発信能力を高めている。また、同時通訳用ブースを備えた教室における通訳技能訓練（GCP614「通訳技法Ⅱ」）、メディア向けの英文プレスリリースの作成実演等を通じた実践演習（GCP642「国際広報概論」）、英文ニュース記事の作成起案、取材活動、及び執筆実演の指導（GCP643「国際ジャーナリズム概論」）などは特色のある授業方法だと考えている。（根拠資料 4-45、4-46、4-47）

(13) 英語教育実践領域における現職教員の履修

現職の英語教員が大学院で実践的な学修をするニーズが高まっている。教壇経験のない若い学生にとっては、現職教員と共に学び、経験者の立場からの様々なフィードバックが得られることが、英語教育実践領域の特色である。また、ELT680 番台（選択3単位）「言語教育・言語習得の選択テーマ研究（a）～」では、各年度の学生のニーズに合わせて、特に必要なテーマを扱う科目としており、カリキュラムの大きな変更を伴わずに、最新の動向に適合した科目を開講することが可能となっている。

(14) 専門職大学院における教育課程の編成への配慮

日本国内外の学生が滞ることなく専門職大学院に進学することができるよう、英語教育実践領域及び発信力実践領域においては、入学時期を4月又は9月に設定している。（根拠資料 1-35）ただし、日本教育実践領域では、修了生が海外の教育機関に就職するケースが多いことから修了時期を8月としており、これに呼応して入学時期は9月に設定している。

国内の大学を卒業した学生などが4月からの修学を希望する場合には、プレ・グラデュエート・ステューデント制度を利用して、入学前に最大2科目6単位の履修が可能である。この制度は入学前のギャップ・イヤー活動についての単位認定も認めており3領域に共通した制度となっている。ギャップ・イヤー活動は、専門職経験を有する学生が、個々の活動を学術的に考察し、論文にまとめるもので、GCS610（選択必修3単位）「自省的職業経験考察」を選択することになる。このように、プレ・グラデュエート・ステューデント制度は、多様な学生のニーズに応える特色あるものとなっている。（根拠資料 1-4、1-35）

(15) 専門職大学院における教育方法

専門職大学院における授業は、全て理論と実践の架け橋を念頭に少人数で実施されており、日本語教育実践領域の専門科目を除き、全て英語で実施している。また、日本語教育実践領域においても、共通科目については英語で提供するなど、高い英語力を前提とした

教育を実施している。これは、本学専門職大学院が養成する高度専門職業人に必須となる国際的なコミュニケーション能力の獲得に資するものであり、ひいてはグローバル社会の要請に応えるものである。

(16) 新カリキュラムの導入

本学と類似した教育プログラムを持つ他大学との差別化を図る必要性が高まる中、文部科学省に採択された「スーパーグローバル大学創成支援事業（グローバル化牽引型）」として「日本発ワールドクラスリベラルアーツカレッジ」への進化に向けた4つの教育環境整備プロジェクトを推進し、教育課程の点検・評価、改善プロセスを経た結果、これまで取り組んできた「国際教養教育」を一步先に進め、未来志向型の教育プログラムを新たに構築するため、専門課程を学科の下に集めることとした。1学部1学科に統合することで、領域横断的な均衡のとれた基礎学力、論理的、批判的、創造的な思考力を身に付け、領域間の学びの融合・統合を促進することのできる、より柔軟なカリキュラムへと発展させることを目的としている。具体的には、これまでの「グローバル・ビジネス (GB)」と「グローバル・スタディズ (GS)」の2つの課程を領域とし、新たにAIの進歩やIT技術の進展に伴う人間社会への影響を考える「グローバル・コネクティビティ (GC)」領域を新設することで、3領域（コース）を配する国際教養学科へと統合する。グローバル・スタディズ領域にサステナビリティ分野も加える。新領域では、自然科学と人文科学の枠を超えて、多様な学問を有機的に接続（コネク）して課題を解決する能力の醸成を目指している。

さらに、現行の教育手法に「論理的に書く力」の向上を組み合わせ、複合的な応用力を養成するための新たな手法「応用国際教養教育 (AILA: Applied International Liberal Arts)」を打ち立てた。これにより、現実課題への知識の応用、ある学問領域で得た知識の他の領域への応用、困難の克服や異文化への適応等、社会への応用や適応ができる全人力を養成し、グローバルリーダーの育成を実現する。

この新カリキュラム導入により、学生は、「学びの軸足」となる領域を選択しつつ、様々な「切り口（分野）」を通して学際性や領域間の関連性を意識することで知識の統合を進めることとなる。また、留学や課外活動等の社会との連携を通じ、現代、そして近未来の社会が抱える様々な現実的な課題に対し、さらに網羅的、学際的、探求的なアプローチで学ぶことが可能となる。(根拠資料 2-25)

4.3. 問題点

(1) 学修成果の測定

これまでは、GPA 及び TOEFL®TEST スコアの伸び、留学中に修得してくる単位数、就職率などにより学修成果を測定し評価してきたが、これらのほか、教育方法やカリキュラム

の有効性を多面的に評価するにはどのような指標が適切か、あるいはどのような指標がステークホルダーに分かりやすいかなどについて、引き続き検討する必要がある。具体的には、英語集中プログラム（EAP）、専門課程のグローバル・ビジネス（GB）課程、グローバル・スタディズ（GS）課程では、ルーブリックの開発とデータ収集を継続しているほか、EAP で作成した英語のレポートと学修の集大成である総合セミナー研究論文を比較することなどを検討している。加えて、今後は、新カリキュラムで取り組む新たな複合的な応用力や論理的に書く力の向上について、どのように測り評価していくのが課題であり、各プログラム・課程で既に実施されている PDCA で得られた知見を全学的に共有しながら、多面的な評価方法を検討していく。なお、CLA+については、引き続きデータを収集していく。

(2) 授業科目、教育課程

これまで、一定の必修科目や科目コード、分野によってカリキュラムを体系化し、アカデミック・アドバイザーの個別指導などにより学生の履修を順次性のあるものにしてきた。新カリキュラムの導入に向けた学修効果の向上、専門教養教育科目の拡充、また、基礎・基盤教育科目との連結の強化を図る過程で、既存科目の精査、不足しているスキルや教育内容の検討、科目コード・科目難易度と科目内容の整合性の検証を行った結果、新規科目や科目名変更、科目レベル変更など、体系的なカリキュラムへの改編へつなげた。今後は、学生が体系的に科目履修を実行し、最終的な総合セミナー研究論文の作成まで知識の統合や応用が可能となるような履修指導や履修支援の方法を検討する必要がある。

(3) 英語集中プログラム（EAP）における教育方法

コロナ禍により懸念されることとして、全面オンライン授業となり、また、海外からの留学生もキャンパスにいないため、英語で交流を図る機会が減少している。このため、授業外でも積極的に英語を話すように学生へ働きかけなければならない。EAP では、課外に学生間で交流できる機会をオンラインで設けたほか、ゲストスピーカーを受け入れる等により、学生が授業外でも英語を運用できるよう支援している。

(4) 基盤教育（BE）における教育方法

クラスの平均人数は約 18 名であるが、全てのクラスが少人数制になっているわけではない。特に全学生にとっての必修科目や、グローバル・ビジネス課程、教職課程の学生にとっての必修科目、例えば、数学、自然科学、保健体育講義、異文化間コミュニケーション、コンピュータ・リテラシーなどの科目は学生数が 40 名程になることがある。教育効果を確実なものにするためには、セクションを増やすなどの検討が必要である。

(5) グローバル・ビジネス (GB) 課程における教育領域

留学生を含め、GB 課程を履修する学生が徐々に増加するに伴い、GB における必修科目 (ECN305「経済学原理マクロ」) や人気の高い科目において履修人数が増加傾向にあるため、科目の増設や対話型学修を維持するための教育技術の向上が求められている。同時に、社会の変化に追随すべく、より幅広いビジネス科目の提供を図る必要性が高まっている。また、ECN401「グローバル・ビジネス総合セミナー」の指導においても、学生の多様な研究テーマに応じるため、より効率的・効果的な指導方法の検討が必要である。しかし、今後1学科への統合を機に3領域間の教員の相互交流を推し進めるとともに、より学際的な科目編成を図ることで、この課題の解消を図っていく。

(6) グローバル・ビジネス (GB) 課程における教育方法

これまで、経済学を、他のビジネス科目を学ぶための社会科学の基盤として提供し、本学のカリキュラムにおける他分野との関連性を強調してきたが、学生によっては、それらの関連性や接続性を十分に理解できない場合もあり、理解を深めるためのさらなる工夫が必要である。また、履修学生の学術的関心やバックグラウンドが次第に多様化しており、特定の分野をより深く学修したい学生に対して、どのような機会を提供していくかが課題であると捉えている。しかし、今後の GB 課程における教育は、ビジネスの概念に関する実践的な応用を重視し、実業界を巻き込んだ革新的手法の導入や、実社会に係るデータのさらなる活用、教員の育成等を進めていくことで、一層の発展を見込んでいる。

(7) グローバル・ビジネス (GB) 課程における教育成果

GB 課程では、学生の授業評価結果を用いて継続的な科目の強化を図っているが、これ以外にも、学生の成績、本学と留学先における科目履修の傾向及び結果等、大学が保有するデータをさらに活用し、各科目及び教育課程の改善を推し進める余地がある。

(8) グローバル・スタディズ (GS) 課程における専攻領域

GS 課程では、北米研究、東アジア研究、トランスナショナル研究の3つの専攻領域を設定し、学生はそのうち一つを選択するが、GS 課程共通の卒業要件が設定されている一方、専攻領域ごとの必修科目をはじめとする卒業要件については、明確なものが設定されていない。その代わりに、学生の興味関心と専攻領域及びセミナー選択、科目履修の間の整合性を可能な限り確保するため、各セミナー担当教員による「モデル・スタディプラン」が提示され、それを参照し履修計画を立てることが推奨されているが、拘束性はなく、学修指導上、改善の余地を残している。

さらに、グローバル化の進展により「グローバル・スタディズ」が扱うべき事象・課題がより広範なものになりつつあると同時に、学生の興味関心も更に多様性を増しており、

学際性を追求する新カリキュラムの下での対応力の強化が求められている。

(9) グローバル・スタディズ (GS) 課程における教育成果

履修計画を立てる上での「モデル・スタディプラン」の重要性に対する学生の認識は年々高まってきてはいるものの、専攻領域や興味関心に照らし、合理性、妥当性を欠いた科目履修が散見されるため、科目履修の順次性をより整備し、教育効果を高めていく必要がある。

(10) 教職課程における授業科目、教育課程

教員免許状取得に必要な文部科学省が指定する授業科目を全て開設しているが、例えば、「特別支援教育」や「心理学」、「教育相談」といったより専門的な授業を担当できる教員を探すことは、特に本学のように地方にある大学においては困難である。ただし、2020年度の冬期プログラムが主にオンラインで行われることから、ウェブサイトで非常勤講師を公募したところ全国から多数の希望を受けることができたため、今後対面授業に戻った場合にも、科目に応じてオンラインによる遠隔授業の導入を検討していく。

(11) 教職課程における教育成果

教職課程の専任教員が2名と少なく、多くの授業提供を学外の非常勤講師等に依存していることから、個々の学生の情報を共有することは容易ではない。今後は、対面やメールでのやり取りに加えてオンラインでの面談を取り入れ、緻密な指導と情報共有を図っていく。なお、2021年度から専任教員（教授）が1名増員となることが決まっている。

(12) 授業評価、教学調査

授業評価については、学生からの真摯なフィードバックと適切な分析ができていると考えているが、厳密には、学修意欲や能力・知識レベルが異なる学生の評価回答を冷静かつ適切に、教学運営に反映させる必要がある。評価結果の分析データを全学的なFD/SD活動のテーマとして取り上げるなど、一層の活用を図ることとする。また、教学調査については、教育成果の傾向を把握するとともに、学生の学修の背景と成果との因果関係の検証を継続していく。

4.4. 全体のまとめ

本学では、学部・大学院ともに、教育目標を含む学位授与方針と、それに連関した教育課程の編成・実施方針を定め、学生・教職員を含む大学関係者、及び本学に関心がある

人々にも広く周知を図っている。また、教育課程の編成・実施方針に則し、各学位課程にふさわしい授業科目を編成している。

国際教養学部では、初年次に学術英語を修得するための英語集中プログラム（EAP）から、幅広い知識とスキルを身に付け専門分野に進む基礎を築くための基盤教育、そして1年間の海外留学を含む専門教養教育課程と、段階的に専門性を高めながら、PBL 科目やフィールドトリップ等により、課題解決力やチームワークなど、教育目的に掲げる「グローバル人材」に必要な資質を育成している。1科目あたりの平均登録学生数が18人の少人数制の授業により双方向型のアクティブ・ラーニングを実践しており、学修成果は、GPAやTOEFLのほか、各プログラム・課程で開発したルーブリックや卒業時の教学調査を基に計測し、教育内容及び手法の改善に活用している。また、CLA+による学修成果も計測している。

大学院においては、グローバル・コミュニケーションの基礎を共通科目として英語で学ぶと同時に、各領域の専門科目群を履修し、インターンシップや教育実習を経ながら高度な知識と実践力の修得を促している。専門職大学院としての特性を踏まえ、修了時の状況により学修成果を把握しており、英語教員や日本語教師になった者などを含め、教育現場からのフィードバックを収集し学修内容や指導方法の改善に取り組んでいる。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の流行を受け、春・秋学期とも全面オンラインにて授業を実施したものの、教員用ガイドラインの整備や実演研修等の事前準備により、オンラインの様々なツールを活用しながら、本学の特色である双方向かつインタラクティブな学修を実現することができた。また、FDや各プログラム・課程・領域内のミーティング等を通じて、教員間でグッドプラクティスを共有し、効果的な授業運営に向けて改善を重ねており、教育の質を相当程度維持できたものと捉えている。

今後は、2021年度から導入する新カリキュラム及び新たな応用国際教養教育という手法に合わせ、学修成果の測定方法についてさらに検討を進め、本学にしか実現できない教育プログラムの発展に向けて引き続き取り組んでいくこととしており、大学基準に照らして極めて良好である。

第5章（基準5：学生の受け入れ）

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、第4章で示した学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて、学生の受け入れ方針を次のとおり定めており、本学ウェブサイトや大学案内、大学院案内に掲載し、社会一般に対して広く公表している。（根拠資料 4-1、4-2【ウェブ】）教職員及び学生に対しては、学生便覧や大学院生便覧に掲載し配付するほか、学内総合情報管理システム（ATOMS）においても掲示し周知を図っている。（根拠資料 1-11、1-12、1-13）また、受験生に対しては、入学者選抜要項（学部）では求める学生像を、学生募集要項（大学院）ではアドミッション・ポリシーを掲載し説明会等において周知している。（根拠資料 1-8、1-9、1-10）

(1) 国際教養学部

○ 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

国際教養大学の教育目標を理解し、グローバル社会のリーダーとなるための教育課程に意欲をもって挑戦できる基礎学力を有し、同僚学生と切磋琢磨するとともに協働により互いを高めあうことに喜びを感じることで次のような学生を受け入れます。その際、受け入れる学生の多様性を重視した選抜方法を設定します。

主体的に学ぶ意欲が強く、鋭い問題意識を持つ学生であって、

- ・社会科学、人文科学、自然科学の広い分野について均衡のとれた基礎学力、論理的、批判的、創造的な思考力を身に着けた学生あるいは特定分野について卓越した経験や能力を有しながらより広い分野について学修を深めようとする意欲を持つ学生
- ・海外での学修経験や諸活動への参加経験、国内での国際交流事業などに積極的参加を経験するなど世界の多様な文化、言語、歴史、社会などの国際関係について強い関心と探求心を持つ学生
- ・国際社会を舞台に活躍できるような実践的な外国語運用能力（特に英語）と、幅広い教養の修得を志す学生

を求めます。

また、学生には、高等学校での学修を通じて、国際社会への知識と関心を深めるとともに、日本の社会・歴史・文化、世界の歴史についての基礎的知識を修得していることが期待されます。

さらに、学生は大学での学修において、

- ・英語で教養教育を修めるに足る十分な英語運用力を獲得する意欲を持ち
- ・バランスのとれた教養教育科目を履修要件とする本学のカリキュラムを理解しこれに積極的に挑戦し、
- ・留学などで直面する困難な問題にも自立的学修者として取組める強い意志と、多様な背景を持つクラスメートあるいは留学先の人々と協働できる能力を高める意欲を有する

ことが必要です。

上記のような学生を選抜するために、以下による入学試験を行います。

一般選抜入学試験

大学入学共通テストを課し高校段階での基礎学力を確認するとともに、二次試験として個別学力調査等を実施し、受験生が重点を置いて学修した教科に配慮しつつ、均衡のとれた基礎学力、論理的、批判的、創造的な思考力を評価します。一般選抜入学試験は複数の異なるタイプの選抜試験により実施し他大学との併願を可能とします。

特別選抜入学試験

個別学力検査、面接、提出された資料により、英語の読解力や表現力併せてこれを構成する論理的、批判的、創造的な思考力、高等学校までの学修や特色ある活動経験、学ぶ意欲や学修姿勢、問題意識等を総合的に評価します。

(2) 専門職大学院

○ 学生の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

国際教養大学大学院の教育目標を理解し、国際社会での各分野での積極的な役割を果たせる高度専門職業人となるための教育課程に意欲をもって挑戦できる学力を有し、同僚学生と切磋琢磨するとともに協働により互いを高めあうことに喜びを感じることができる次のような学生を受け入れます。

主体的に学ぶ意欲が強く、鋭い問題意識を持つ次のような学生を求めます。

・英語教育実践領域

グローバルかつクリティカルな視野を備え、国際コミュニケーション・ツールとしての英語の教育に貢献することを目指す人材

・日本語教育実践領域

日本の文化や社会全般と日本語に関する深い興味を有し、世界で活躍する日本語教師を目指す人材

・発信力実践領域

世界を総合的に観察することに関心を持ち、ジャーナリズム、パブリックリレーションズ、ビジネスの分野で国際的に活躍することを目指す人材

広く優秀な人材を世界から求めるため、入学審査は厳格な書類審査（必要に応じ、面接）によって行います。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(1) 国際教養学部

学生の受入れ方針に基づき、全国から多様な人材を確保するため、16種類の入試を用意しているほか、「9月入学制度の本格導入」、「他の国公立大学から独立した入試日程」、「入学前のボランティア活動などを評価するギャップ・イヤー入試」など特徴的な取り組みを実施している。

学生募集については、大学案内パンフレット、入学者選抜要項等を作成し、オープンキャンパスなどの学内イベント、県内外での説明会や相談会、高校訪問等で配布、説明を行っているほか、ウェブサイトに掲載するなど、広く入試制度、求める人材像等の周知に取り組んでいる。(根拠資料 5-1、5-2) また、昨今の新型コロナウイルス感染拡大によりイベント開催が制限されるなかでも「Open Campus Online 2020」として、オンラインを活用した説明会等を精力的に開催し、学生確保に努めている。また、高大接続の取り組みとして、「大学コンソーシアムあきた」に参画し、高大連携授業を秋田市中心部のカレッジプラザで開講している。2020年度はコロナ禍により開講が危ぶまれたが、年度の後期にはオンラインで教員4名が講義を行い、18名の高校生が参加した。(参考：2019年度は教員10名派遣、前期62名、後期31名が参加)

入試問題の作成にあたっては、出題内容や出題者、配点などに関し、厳正な守秘義務のもと、入学試験委員会の下で管理されている。また、受験生に関する個人情報については、隔離された部屋を確保した上で作業を行うことにより情報の漏洩防止に努めている。

特別選抜試験は、学内のみで実施しており、本学の教職員が面接、試験監督、受験生の誘導、保護者対応など全ての業務を行っている。その際、事前に作成したマニュアルを基に教職員を対象とした説明会を実施することにより、円滑かつ公正な試験を実施している。なお、2020年度は、対面による面接試験等を、オンラインを活用した試験に切り替えるなど、受験生の感染防止に配慮しながら実施している。

一般選抜試験（A、B、C日程）は、全国7会場（札幌、秋田、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡）で実施しており、秋田会場に総合本部、その他の6会場では試験実施本部を設置し、派遣した本学職員が、現地での本部長を務めている。秋田会場については本学教職員のみで対応しており、事前の説明会などにより各担当者に対し重要事項の周知徹底を図っている。秋田会場以外の会場では、秋田会場の総合本部及び各地方会場の本部長の指示のもと、本学から委託を受けた業者係員が本部運営、試験監督、誘導などの業務を行っている。業務の遂行にあたっては、会場の本部長に対して、事前に作成したマニュアルを基に業務に関する説明を入念に行うとともに、委託業者に対しては、事前に本学が作成したマニュアルを配付すると同時に、口頭で業務に関する説明をきめ細かく行うことで、着実に試験を実施している。なお、2020年度は、会場内の消毒の徹底、受験生同士の距離の確保など、新型コロナウイルス感染防止に最大限配慮しながら実施した。

入試の合否判定については、学生募集や入試、英語資格試験に造詣の深い外部有識者を委員に加えた入学試験委員会において公平・公正に行われている。また、同委員会では年に6回程度、各入試結果、選抜方法の改定、受験生の動向について分析・検討している。なお、入試結果は入試形態ごとに出願者数、受験者数、合格者数、入学者数等を本学ウェブサイトで公開しているほか、イベント等において高校生に伝えている。（根拠資料 5-3）

入学金、授業料などの費用や奨学金制度などの経済的支援策については、入学者選抜要項等に記載しているほか、オープンキャンパスにおいて「奨学金セミナー」を開催して詳細に説明している。加えて、合格者に入学手続き案内を送付する際にも、入学金、授業料その他諸経費の費用や奨学金制度について記載するなど、情報提供に努めている。

(2) 留学生の受入れ

本学では、原則、授業料相互免除の交換留学制度のもと、50カ国・地域に200ある提携校との間で、年2回、学生を受入れている。

提携校の学生は、願書（志望理由書を含む）、GPA2.50以上を証明する成績証明書、推薦状、英語を母語としない場合はTOEFL PBT[®] TEST 530点、TOEFL iBT[®] TEST 71点、IELTS 6.0点、TOEIC[®] TEST 785点以上の語学力証明書を本学に提出し、短期外国人留学生受入規程（以下「受入規程」）に定める短期外国人留学生選考委員会（以下「選考委員会」）

で書類審査を行っている。GPA や TOEFL[®]TEST については、本学の学生を派遣する際にも使用される客観的基準であり透明性は保たれている。(根拠資料 5-4、5-5【ウェブ】、5-6【ウェブ】)

なお、2020 年度の留学生受入に係る審査書類は、国際郵便による原本提出からメールや電子データによる書類提出による受付へ変更するなど受入手続の電子化に努め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても継続的な学生受入を図っている。

(3) 専門職大学院

選抜方法は、国際的には一般的な選抜方法であるとの考えに基づき書類選考により行っており、国際的な人材育成を目指す専門職大学院における学生の受入れ方針にも合致している。

選考は各年度 3 回実施するとともに、9 月のみとしていた入学時期を、国内の他大学を卒業した学生が入学しやすいよう、2014 年 4 月から英語教育実践領域及び発信力実践領域において 4 月入学を実施している。

また、授業が英語で行われるため、学生が「受講に支障のない英語力を有する」必要があることから、英語力の基準を英語圏の大学の動向を勘案しながら、国際的に用いられる標準テストの基準点として定め明示している。

このうち、英語教育実践領域については、米国における大学の学部及び大学院の一部で採用している英語資格基準に合わせ TOEFL PBT[®] TEST 570 点を、日本語実践領域については、修了生が将来、英語圏で日本語教育を実践するという前提から、その際に必要となるであろう TOEFL PBT[®] TEST 530 点を、発信力実践領域については、英語で行われる授業を理解できる最低限の英語力として TOEFL PBT[®] TEST 550 点をそれぞれの基準としている。(根拠資料 5-7、5-8)

なお、英語力が十分ではない志願者については、本学国際教養学部の英語集中プログラム (EAP) で学修し、英語力の基準を満たした上で入学を受け入れる制度もある。(根拠資料 1-35)

年 3 回の選考の際に開催する合否判定会議時、関係教職員により、入試結果、選抜方法、受験生の動向などについて検討している。

また、外国人も日本人同様に受け入れる体制を有しており、出願書類は英語で記入することとしている。ただし、日本語教育実践領域では高い日本語運用能力を要するため、日本語での出願書類も必要としている。

入学金、授業料などの費用や奨学金制度などの経済的支援策については、入学者選抜要項等に記載しているほか、合格者に入学手続き案内を送付する際にも、改めて入学金、授業料その他諸経費の費用や奨学金制度について案内するなど、情報提供に努めている。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

(1) 国際教養学部

それぞれの入試においては、過去のデータ、受験生の得点、出身高校からの資料、他大学の受験の有無などの分析を通じ合格者数を決定することにより、定員に対する入学者数の適切な確保に努めている。これまでの間、収容定員以上の入学者数は確保しており、また定員を大幅に上回る学生数は受け入れてはいない。(根拠資料 1-32)

(2) 専門職大学院

年3回の選考日程を設定することにより、多様な学生の確保に努めている。また、2014年度から、日本の大学を卒業した学生が入学しやすいよう、英語教育実践領域及び発信力実践領域において、これまでの9月入学に加え、4月入学制度の導入を図った。(根拠資料 5-7)

しかしながら、専門職大学院を設置した2008年以降、年間入学者数は平均約20人であり、定員(30名)を充足するには至っていなかった。このため、2017年から、SNSによる積極的な情報発信、雑誌等への広告などを開始するとともに、専門職大学院所属教員自身が県内外での用務の機会を活用した広報活動に積極的に取り組んだことにより、各領域への潜在的志願者を有すると考えられる大学等への広報活動の展開につながった。

その結果、2018年度は定員30名を上回る34名が入学するなど、一連の広報活動の成果が表れ始めたものと評価しており、2021年度も入学定員を充足する見込みである。(根拠資料 1-36、5-9)

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 国際教養学部

入試制度の見直しについては、IR担当官と入試室により、開学以来の入試データ、入学後の学業成績などに基づいて詳細な分析と検討を重ね、ワークショップ等を通じて優秀な学生を選抜する新たな入試(グローバル・ワークショップ入試)の導入、基礎的な学力

を備えた学生を確保することを目的とした一般選抜試験におけるセンター試験（大学入学共通テスト）の採用科目や配点の変更など、より本学の求める学生像に合致した学生を確保するための入試改革を行うことを決定し、2020年度から実施した。

また、学内での合否結果や提案については、学外有識者等により構成される入学試験委員会において、入試方法から学生確保に向けた入試広報に至るまで、総合的な点検・評価を受け、その結果を踏まえて改善の取り組みを進めている。

(2) 留学生の受入れ

短期外国人留学生の受入れについては、受入規程に定める選考委員会にて選考した結果を教育研究会議に報告し、点検を受けている。また、国際センターは、受入規程で定める内容をはじめ、受入留学生の傾向やニーズの変化についても教育研究会議に報告し、議論している。最近では、正規学部生と一緒に受ける授業に支障がないよう、非英語圏からの留学生に対する英語能力基準を引き上げたり、幅広い提携先から多様な学生を受け入れるべく、同一留学生在が本学に留学できる最長期間について明確化したりするなど、様々な改善を図っている。

(3) 専門職大学院

年3回の選考における合否判定会議の際に、関係教職員により、入試の結果の検討、選抜方法、受験生の動向などについて検討している。また、大学院運営委員会では、入試室がまとめた各種データに基づき、定期的な点検と募集方法の改善等について議論している。

5.2. 長所・特色

(1) 国際教養学部

2020年度入学者選抜状況（4月入学、9月入学）は、定員175名に対して出願者数1,665名の倍率9.5倍と、高い出願率となった。最終的には、受験者数1,464名のうち、入学者数は181名、特別科目等履修生3名となったほか、編入学生も3名が入学している。また、一般選抜試験（4月入学）の出願倍率については12.6倍となり、中期計画上の数値目標である5倍を大きく上回ることとなった。（根拠資料1-32）

この背景には、多様な能力及び資質を備えた学生を選抜するため、16種類の多彩な入試制度を設けていること、秋田県をはじめとする全国各地300校以上の高校訪問、全国6都市での大学主催説明会の開催や業者主催による高校生向けガイダンスへの参加、学生自身の出身高校訪問による合格体験や大学生活の報告、全国各地から2,000名以上が参加するオープンキャンパスの開催など、様々なPRを行っていることなどが考えられる。

(2) 専門職大学院

専門職大学院では、米国等の大学院入試制度に倣い、書類選考のみの入学者選抜を実施している。このため、出願者、特に外国人には経済的負担の軽減につながっている。また、入学者選抜試験は年3回の選考を実施しているほか、入学時期を4月及び9月（日本語教育実践領域にあつては9月のみ）としている。この結果、2020年5月時点で、全大学院生に占める外国籍学生は55名中32名（58.2%）に及び、学生の多様性の確保につながっている。（根拠資料5-10）

入学後、各領域のプログラム内容が入学者のニーズに合わないなどのミスマッチを避けるため、出願者には、事前の面談を推奨しており、出願者の殆どが、ビデオ電話等でのインタビューを希望している。（根拠資料5-11、5-12【ウェブ】）

英語運用能力が出願要件に達しない受験生に対しては、本学国際教養学部の英語集中プログラム（EAP）において英語の運用能力を高めた後、専門職大学院に再出願が可能となる研究生制度を設けており、より多くの受験生・入学者の確保と入学後のスムーズな授業への対応の支援に努めている。2012年度以降、当該制度を利用して2012年、2017年、2020年に各1名ずつ入学している。

5.3. 問題点

(1) 国際教養学部

県内出身入学者は、2020年度は25名となり、中期計画上の数値目標（35名）に達していないため、法人評価において、達成に向けた一層の取り組みを求められている状況にある。県内全ての高校を対象とした学校訪問や、グローバル・セミナー入試合格者を対象とした入学前教育、本学教員による出前講座の実施など様々な取り組みを行っているにも関わらず達成できていないのは、近年、本学が全国的に注目を集めており、受験の難易度が上昇していることに起因する出願の敬遠、県内高校生に元来存在する都会志向などが原因として考えられる。

こうした課題の解決に向けて、2017年度から開始したアドミッション・オフィサーによる学生募集活動などを通して、県内高校生や教員に向け、時代の変化を見据えて設置した新たな領域や応用国際教養教育という教育手法の導入により進化していく本学カリキュラムの魅力等を戦略的にPRし、元来、本学に興味を持っている層に留まらず、県外の大学を志望していた高校生の目を本学に向けさせることで、志願者の増加に結び付け、目標の達成を目指していく。合わせて、本学の求める学生像に合致した生徒を発掘し、受験を促す取組を引き続き進め、さらに優秀な学生の確保に努めていく。

(2) 専門職大学院

専門職大学院の入学定員について、2021 年度は充足する見込みであるが、2008 年の設置以降、過去に充足したのは 2018 年度のみであり、その他の年度は定員（30 名）に対して平均約 20 人で推移している。大学院広報を強化した翌年度に初めて定員を充足したこともあり、さらに取り組みを進めていくことが達成に向けた道筋であると考えている。

具体的には、学内の学部生を対象とした説明会の開催、東京や大阪など国内主要都市の大学説明会の開催や参加、民間の大学院生募集サイトへの参加、入学実績のある他大学における説明会の開催など、引き続き、広報戦略を徹底することにより、より多くの入学者の確保に努める。

5.4. 全体のまとめ

本学は、学生の受け入れ方針を定め、ウェブサイトや大学案内パンフレットに掲載し、広く公表しているほか、特に受験生に対しては、入学者選抜要項（学部）において「求める学生像」を、学生募集要項（大学院）においてはアドミッション・ポリシーを掲載のうえ、説明会等において周知している。この方針に基づき、特に学部では 16 種類もの多様な入試を実施し求める学生像に合致した学生の確保に努めており、募集にあたっては、オープンキャンパスなどの学内イベント、県内外での説明会や相談会、高校訪問等を精力的に行っている。これらの結果、中期計画で目標として掲げる出願倍率（5 倍）を毎年度大幅に上回り、収容定員以上の入学者数は確保できている。専門職大学院においては、2018 年度に初めて入学定員を充足しており、ウェブサイトやパンフレットでの発信や大学説明会の実施等、広報活動の充実に引き続き取り組んでいくこととしている。

一方、入学試験の統括組織として入学試験委員会を設け、厳正な守秘義務の下、入試問題の協議・決定及び合否判定を行っているほか、入試結果の分析に基づいて常に入試制度の見直しと改善を検討している。個人情報を取り扱う入試事務は、隔離された部屋を確保し情報の漏洩防止に努めている。また、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた 2020 年度においても、オンラインを活用しながら公平・公正な選考に最大限努めている。

以上のことから、大学基準に照らして良好な状態であり、適切な運営がなされている。

第6章（基準6：教員・教員組織）

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

本学では、次のとおり、中期計画及び長期ビジョンの中で教員像に関する方針を定めている。（根拠資料 1-15【ウェブ】、1-17【ウェブ】）

なお、専門職大学院では、学問的深遠性と実践的可能性の双方を享受することを目的とし、その任にあたる教員は、各分野における高い理論と実践の双方を十分に理解し指導できる者である必要がある。

○ 中期計画

IV 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の効率化及び大学運営の改善

(3) 人事管理

- ① 常勤の教職員の募集は広く国内外からの公募を原則とし、その人員計画については、留学生を含めた学生の総数、質の高い少人数教育の実現、教育カリキュラムの改善等に柔軟に対応した教職員の配置を行う（略）

○ 長期ビジョン

3 大学経営

(1) 組織・運営体制

- ・教員については、本学の理念や長期ビジョンに掲げた施策を実現するため、全世界から公募により優れた人材を採用する（略）

2.1.2.にあるとおり、本学では、定款等に基づき、教育研究会議、大学院運営委員会を置くほか、学則に基づき、国際教養学部グローバル・ビジネス課程及びグローバル・スタディーズ課程、図書館、国際教養教育推進機構、アジア地域研究連携機構及び教授会等を、大学院学則に基づき、専門職学位課程としてグローバル・コミュニケーション実践研究科を置き、その中にグローバル・コミュニケーション実践専攻及び大学院研究科委員会を置いている。また、学則に基づき、学長、副学長、学務部長、課程長、図書館長、国際教養教育推進機構長、アジア地域研究連携機構長、学生部長を、大学院学則に基づき、研究科長を置いている。（根拠資料 1-1、1-2、1-4）さらに、学則等で定める以外の教育研究上の組織の長等に関する規程に基づき、国際交流部長、英語集中プログラム・外国語教育代表、基盤教育代表、日本語プログラム代表、教職課程代表、能動的学修・評価センタ

一長、日本学修センター長のほか各コーディネーター及び副機構長並びにグローバル・コミュニケーション実践専攻長、英語教育実践領域代表、日本語教育実践領域代表、発信力実践領域代表、日本語教育実践領域コーディネーターを置くこととしている。（根拠資料 2-9）

なお、それぞれの職務については、教育研究上の組織の長等の職務に関する細則において定めている。（根拠資料 6-1）

以上のことから、教員像や教員組織の編成に関する方針を明示しているほか、教員組織の編成及び各組織の代表等の職務について定めている。

6.1.2. 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編成のための措置

本学では、国際公募による外国人教員の採用や、海外の大学での教育経験又は国内大学で外国語による教育経験を有する日本人教員の配置などにより、教育体制のグローバル化を図っている。国際教養学部の専任教員の半数以上が外国人教員であり、約 9 割の教員が海外での教育経験を有している。また、女性の比率は約 26%である。（根拠資料 5-10）

(1) 国際教養学部

2020 年 5 月現在、国際教養学部では、専任教員として、教授 12 名、准教授 21 名、助教 21 名、講師 8 名の合計 62 名（うち 35 名が外国人）を配置しているほか、非常勤教員として、特任教授・講師 7 名、客員教授 4 名、非常勤講師 18 名の 29 名を採用している。専任教員のうち半数以上が外国人教員、約 9 割の教員が海外での教育経験を有しており、すべて英語で講義を行うという高い教育方針のもと、意欲的な教員を集めている。専任教員の年齢構成は、30 代が 16 名、40 代が 24 名、50 代が 17 名、60 代が 5 名であり、40 代の教育研究が豊富な教員を中心に、幅広い年齢構成となっている。（根拠資料 5-10、大学基礎データ表 5）

(2) 専門職大学院

2020 年 5 月現在、専門職大学院では、専任教員として、教授 2 名、准教授 7 名、助教 1 名の合計 10 名（うち 3 名が外国人）を配置しているほか、客員教授 2 名を採用している。実務家教員は、英語教育実践領域においては、小学校、中学校、高等学校又は大学における 5 年以上の英語教育経験を有する 3 名、日本語教育実践領域においては、大学その

他の教育機関における5年以上の日本語教育経験を有する1名、発信力実践領域においては、マスメディアや企業の広報部門等における5年以上の実務経験を有する1名の合計5名となっている。専任教員のうち、9割の教員が海外大学で学位を取得している。専任教員の年齢構成は、40代が5名、50代が3名、60代が2名であり、40代から50代にかけての実務経験豊富な教員を中心に、幅広い年齢構成になっている。（根拠資料 5-10、大学基礎データ表1・5）

第2章で示したとおり、本学の定款において、経営審議機関である「大学経営会議」及び教育研究活動の重要事項を審議する「教育研究会議」を定めており、理事長・学長のリーダーシップの下、精度の高い迅速な意思決定を行っている。教育研究会議において、審議事項として定められる「教育課程の編成に関する事項」「教育研究の状況の評価に関する事項」と一体のものとして、教員組織編制に係る現状や課題を議論したうえで、経営的側面から大学経営会議において最終決定を行い、適切な教員組織編制を図っている。（根拠資料 1-1）

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

(1) 教員の募集、採用、昇任

中期計画や長期ビジョンに定める方針に基づき、本学では、年齢・性別・国籍を問わず熱意ある教員を世界から公募することを原則とし、教員採用及び昇任規程、教職員就業規程に基づき、教員の募集・採用・昇任等を行っている。（根拠資料 6-2、6-3）

教員の採用にかかる事由が発生した場合は、教員採用及び昇任規程により、学長は教員採用選考委員会（以下「選考委員会」）を設置する。選考委員会は、学長、教務・国際・社会貢献担当副学長、採用教員が所属する教育課程の代表及び所属教員1名、その他学長が指名する者により構成され、委員長は学長が務めている。その他学長が指名する者としては、学務部長（大学院の場合は研究科長）、そして通常の場合、財政・人事の管理の面から常務理事又は事務局長が委員となる。このため、個別の教員採用にあたっては、理事長を兼ねる学長は、常に総合的な判断ができるようになっている。

選考委員会では、当該採用される教員の専門性、担当すべき科目、職階、募集方法と選考の基準等、採用にあたって必要な事項を協議する。（根拠資料 6-2）

募集にあたっては、海外でも活用される媒体に英語の募集要項を掲示し、学位、専門分野における研究実績のほか、高等教育機関において英語で教えた経験、熱意、協力的姿勢など、必要な能力と資質を明文化し、専門分野や担当科目を明示している。後述のとおり

り、本学の教員雇用は有期雇用であるが審査を経てテニユア化できるシステムとなっており、テニユアトラックとして募集するところが若い応募者には魅力となっている。募集の締切後、採用委員会は書類選考に続いてオンライン面接により選考を重ね、最終面接対象者を3人程度まで絞る。最終面接者は、居住地に関わらずキャンパスに来てもらい、本学の学生を対象とした模擬授業と面接を設定する。海外からの候補者も多数いることから、会食やキャンパスツアー等を通じて関係する教職員との接点を設け、本学で働き秋田で生活することの具体的なイメージを持ってもらうことにより、ミスマッチを防いでいる。審査に合格した候補者に対しては、職階や年俸等の条件を提示し、必要に応じて交渉を経たうえで、雇用契約の締結を行う。

以上のように、本学の教員採用活動は入念なステップを踏みつつも、グローバルスタンダードに即した透明性のあるものとし、加えて本学の職場としての魅力や将来のキャリアアップへの展望を伝えることで、優秀な教員の確保に努めている。さらに、採用後、初年次から年度毎の教員評価の対象となるため、その評価結果をもって募集・選考の妥当性を振り返り、以降の採用活動に活かすサイクルとなっている。特に近年は、退職教員の補充に加え、2021年度に実施するカリキュラム改革や新領域設置を控え、教員の確保が喫緊の課題であった。しかし、上記の採用計画・募集・採用のステップを経て2019年度中に7名（うち4名が外国人教員）、2020年4月に7名（うち6名が外国人）を採用し、新カリキュラム導入に向け教員体制を整えることができた。

また、専門職大学院における教員の募集、採用、昇任も基本的には国際教養学部と同じであるが、高度な学術性と実践性に鑑み、候補者の選考にあたっては、その両面の基準が一層明確なものとなる。職業現場に関連した理論の修得とその実践を念頭におき、実際に現場で直面しうる問題の解決を重視した授業を展開していることから、国内外の最前線で重要な役割を果たしてきた指導者などを教員として採用し、より実践的な教育を提供できるようにしている。

教員の昇任についても、教育採用及び昇任規程により、教員昇任審査委員会を設置し、委員長は学長が務める。手続きについては、次の(2)②に詳述のとおりである。

(2) 教員の任期及び昇任

① 任期制及びテニユア制度について

本学では、全ての教員についてテニユアトラックとしつつ、3年以内の雇用契約を2回まで更新し（合計9年間まで）、その間にテニユア申請を行い認められた者を、テニユア教員とする制度としている。（根拠資料 6-4）後述のように、本学の教員評価は教育、研究、サービス（大学と地域への貢献）の3分野を、量的評価と質的評価を交え評価する詳細なものである。有期契約の最終年度には、契約終了の6か月前に更新可否を決定するため、8～9月に評価が行われる。その際は、通常の自己評価書類のほか、中長期のプラン（Mid-range Professional Goals）を指定様式により提出させ、前々年度、前年度、当該年度の累積評価に加えて中長期的な視点を持っているかを吟味し、契約更新の可否を審

議している。この制度は、教員に求める本学の基準や期待を自覚させるとともに、教員の内省と長期的な成長を促すことにつながっている。また、契約更新は、評価者、被評価者とも年度毎の評価を振り返り、その後の改善に活かす機会としても機能している。2020年5月時点では、専任教員全体72名中、32名の教員とテニユア契約を締結しているほか、テニユア契約へ移行することが決定している教員が10名いる。

② 教員の昇任

昇任の申請は、通常7月に、当該教員又はその所属長から提出し、教員昇任審査委員会において審議される。同委員会は、学長、副学長、昇任教員の所属長及びその他学長が指名する者により構成される。この中には、採用の時と同じく、学務部長（大学院の場合は研究科長）と、通常の場合、常務理事又は事務局長が含まれる。さらに公平性と透明性を強化すべく、2019年度からは外部委員が加わっている。（根拠資料 6-2、6-5）その後、昇任審査委員会での審議結果を大学経営会議に附議し、最終決定を行っている。

昇任申請の際、該当教員は、昇任基準を自ら確認したうえで、指定様式により教育と研究（出版物リストを含む）実績の概要と3～5年先までの Professional Goals を詳細に書き、提出することが求められる。（根拠資料 6-6）後述する教員評価での作業を材料としつつ、昇任申請の際には、それまでの実績の確認や中長期的ゴールを書かせることで、昇任に必要な基準を本当に満たしているか内省させる狙いもある。

直近の実績として、2019年度及び2020年度に昇任した教員数は次の通りである。

講師から助教への昇任 0名/2名

助教から准教授への昇任 5名/4名

准教授から教授への昇任 1名/1名

教授への昇任は最高職階となることから、教育・研究・サービスの各項目に加え、管理者としての資質や上に立つ者としてふさわしい人物であるかも含めて、厳しい審査を行っており、合格する者は少数である。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

(1) 教員の資質向上の取り組み

① ファカルティ・ディベロップメント (FD)

本学では、FD 委員会において年間計画を決めたうえで、教員間の交流を図るとともに、教育的課題の発見とその改善策を討議する機会として、FD を実施している。2020年度は、全ての教員を対象としたFDを、オンラインで12回実施し、のべ600名以上が参加した。

うち5回は、主に新型コロナウイルス感染症の影響により全学的に実施したオンライン授業での教育方法に焦点を当て、「Online Education」、「Online Teaching and Learning & Online Assessment」をテーマに設定するなど、遠隔授業の進捗に沿って、直面した課題やグッドプラクティスを共有、議論し、授業の改善に活かした。そのほか、留学ができなくなった学生のために、海外提携大学との共同授業の計画を支援する「AIU GLOBE Match」を国際センター職員と推し進めるなど、コロナ禍における国際教育の開発や教員の教育・研究活動の国際性を継続・発展させることを目指したFDを実施している。また、授業改善に留まらず、米国ジョージタウン大学から学生担当副学長を招いて学生支援についてのオンライン講演会を行い、国外の高等教育機関における最近の取り組みや本学の今後の展望等にも焦点を当てたFDを通じて、教員としての資質向上を図っている。（根拠資料4-27）

② サバティカル制度

サバティカル制度は、テニュアを付与された専任教員の教育研究等の能力向上を目的として、研究を除く教育、学務、地域社会貢献に関する職務を免除し、自らの調査研究に専念させる制度である。当該制度を利用できる期間は、1 Semester又は1年間であり、制度の利用に関する費用は教員の負担となる。なお、サバティカル期間中の給与については、期間が1 Semesterの場合は75%、1年間の場合は50%が支給される。2020年度までの利用実績は3名である。（根拠資料6-7）

③ 特別研修制度

特別研修制度は、テニュアを付与されていない教員でも応募できる制度で、Semesterを単位として1年以内であり、制度利用中の給与は50%支給される。ただし、冬期プログラム期間中は100%支給される。2020年度までの利用実績は10名である。（根拠資料6-8）

④ 海外提携校等への教員派遣

スーパーグローバル大学創成支援事業の一環で、2015年度以降、海外提携校等に本学教員を派遣し、講義やセミナーを実施しており、これまでに30名の派遣実績を数えている。派遣先の教職員や学生からのフィードバックを通じて、専門分野に関する知識やティーチング能力をブラッシュアップすること、及び、海外大学との関係を強化し、新たな提携校開拓や国際的ネットワーク構築の足がかりとすることを目的としており、帰国後は、FDを通じて他の教員へ知見をフィードバックし、教員全体への波及効果を促している。（根拠資料6-9）

⑤ 専門職大学院

2020年度に実施したFDには、専門職大学院所属の教員も参加したが、うち1回（3時間）は、大学院における課題に特化して実施した。専門職大学院では、在籍する大学院生の学修目的が多様で個別的であるため、それに応えることができるよう教員資質の向上、

充実を図ることが重要であり、任期制、テニユア制度、サバティカル制度、FD などにおいてもその観点を意識して実施されている。また、教員による相互の授業観察、領域代表による授業観察及びこれらに基づく教員への指導・助言が行われており、授業改善のためのフィードバックが年間を通して得られる環境を整えている。

なお、領域代表の授業に関しては、副学長が授業観察を行い、指導・助言を与える新たな取り組みを2016年度から実施しているほか、FDの中でも、Education Philosophy をテーマに設定するなど、授業改善に取り組んでいる。(根拠資料4-27)

(2) 教員業績評価

本学は、教職員評価規程に則り、全ての専任教員に対し、「業績主義に基づく評価」を実施し、評価結果は職務遂行の改善、次年度の年俸の決定、昇任や再契約の判断、テニユア契約に関する審査などに活用している。評価は、各年度を対象期間とし、「教育」、「研究」、「サービス(大学と地域への貢献)」の3分野について行う。管理職やコーディネーターの役職を持つ教員には、さらに「管理者としての貢献」を加えた4分野について評価される。このうち「教育」は、担当授業単位数や学生授業評価等の量的評価に、教員が行った教育上の取り組みや上司による総合的な視点を組み合わせ、教育の質を包括的に評価する。(根拠資料6-10、6-11、6-12)「研究」については、学術書の刊行、査読付論文など目安となる実績項目を例示し、「生産性」及び「重要性」を評価する。「サービス」については、入試業務、オープンキャンパス、外部での講演、委員への就任、プログラム・課程内での協力などを評価する。

手続きについては、まず各教員が、指定様式による6～8ページ程度の自己評価書を書き、一次評価者となる所属長に提出する。(根拠資料6-13)所属長はこれに目を通し、被評価者の授業観察を行い、面談したうえで評価を行う。評価は指定様式にスコアを入れるほか、Narrative と呼ばれる記述を1～2ページ加えることになっている。スーパーバイザー教員(学務部長、研究科長、所属長(課程長、プログラム代表、領域代表))に対しては副学長が自ら授業観察を行い、自己評価書類の吟味や面接とあわせ、教員や管理者としての業績を評価している。

評価プロセスは、二段階で構成される。まず、副学長、学務部長/研究科長と所属長からなる評価委員会において、所属長による一次評価を吟味し、必要に応じ調整を行う。さらに理事長/学長が加わり、全体の評価スコア分布を見て精査し、最終評価案は、大学経営会議において審議し、各教員の最終評価及びそれを反映した翌年度の年俸額が確定する。

各教員は、評価作業を通じ、自身の業績についての多面的なフィードバックを得たうえで、次年度の活動を計画する。この際、教育、研究、サービスは、その教員の所属や担当科目、学内での役割によって異なるため、各評価項目/各活動項目の目標や内容、重点の置き方について、所属長は担当授業科目以外においては、最大限の自主性と柔軟性を認めている。また、期初には想定できなかった様々な事象が発生した場合には、期中あるいは期末に、所属長と計画の修正を図ることができるようにしている。教員自身のモチベー

ションは、質の向上には欠かせない本質的なものであり、PDCA の持つ硬直的な側面が負の作用を起こさないよう、柔軟性を組み入れている。

以上のように、被評価者も評価者も、多層的な視点や方法で評価作業に取り組んでいる。このプロセスは膨大な時間を要するものであるが、評価の公正を期すだけでなく、教員の内省を促し、教育、研究、サービス等の各分野において質を保証し、向上させる仕組みを形成している。加えて、副学長を議長とした Faculty Supervisors Meeting を年に2～3回、開催し、教員評価制度の運用についてすり合わせを行っている。これにより、所属長による評価のばらつきを是正し、明確な基準を定めにくい事柄（例：授業ワークロードにつき、履修学生数や授業の性質の違いへの配慮）についても議論し、評価の公平性と透明性を確保しつつ、継続的な制度改善を行うサイクルを組んでいる。

さらに、FD 等の自己研鑽は、評価項目の一つであるが、これらの評価作業を通じて、教員の持つ共通課題を浮き彫りにし、FD 計画に活かすとともに、FD に対する教員のモチベーションの向上を図っている。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究会議及び大学経営会議において、教員組織の適切性を点検のうえ、必要に応じて、改組、役職の改廃、新設や規程改正を検討し決定している、直近では、スーパーグローバル大学創成支援事業で推進する日本研究プログラム及びテーマ別ハウス群を強化するため、2019年4月に「日本研究プログラムコーディネーター」及び「テーマ別ハウス群コーディネーター」の役職を新設した。（根拠資料 2-9）また、2021年度に実施する新カリキュラムへの再編に向け、新しい領域や分野の創設と、それに伴う教員組織の変更を決定した。

6.2. 長所・特色

(1) 本学のミッションに賛同し、教育研究に意欲のある教員の採用

教員採用は、開学時から国際公募により行っている。採用プロセスは、書類選考、オンライン面接、実地面接、模擬授業等の入念なステップを踏むことで、研究面のみならず教育力や本学の文化とのマッチングを見極めている。また、透明性のある雇用条件交渉、

職場としての本学の魅力のアピールを組み合わせ、限られた予算内で世界から優秀な人材を獲得してきた。結果として、国際教養学部の専任教員の半数以上が外国人教員であるほか、約9割の教員が海外での教育・研究経験を有している。加えて、採用教員は着任年度から業績評価の対象となり、採用結果自体も自ずと点検される仕組みとなっている。

(2) 教員の成長を促す総合的な教員評価、テニユア、昇任の各制度

本学の評価制度は、教育、研究、サービスの3分野を評価し、量的評価と質的評価を組み合わせた総合的なものである。被評価者は、自己評価書の作成を通じて内省を促され、上司とは授業観察や面談により密接なコミュニケーションをとる。評価結果は年俸や契約更新に反映されるため、これらの評価作業は形骸化することなく真剣に行われる。教員が地位に安住せず、リベラルアーツ教育を担う教育者として必要な緊張感を保つ制度となっている。さらに契約更新、テニユアや昇任の審査において累積の評価を参照しつつ、中長期的な視点を含めた一段上の審査を行うことで、教員の成長と教育・研究・サービスの質保証が継続的に吟味されるシステムとなっている。

(3) 専門職大学院における実務上の知見の充実及び指導力向上に向けての取り組み

① 英語教育実践領域(ELT)

小学校、中学校、高等学校その他の学校における英語教育に係る実務経験を有する教員を配置しているが、教育現場の状況変化に対応するため、各々の教員が、これらの学校に年間を通じて訪問し、授業観察を実施している。また、当該訪問の際、授業実践に対する指導・助言の機会を持つことにより、教育現場の問題点や改善点を把握できるよう努めている。なお、これらの研修、研究等の成果は、教員免許更新講習や、本学がスーパーグローバル大学創成支援事業の一環で実施している「ティーチャーズセミナー」で現場の教員に還元している。

② 日本語教育実践領域(JLT)

2年次の教育実習及びアクション・リサーチの指導において複数の教員によるチームティーチング体制を採用しているため、指導教員の日本語教育に対する考え方の意志統一に加えて、アクション・リサーチやリフレクティブ・プラクティショナー（内省的実務家）育成理論に関する統一的な理解が必須となる。本領域では、教員間のコミュニケーションを頻繁に図っているほか、本領域の教育全体及び根幹に係るリフレクティブ・プラクティショナーに関する協同研究もチームで行っている。教員間の意志統一を図り、研鑽を積む取り組みは専門職大学院設置時から続いており、日本語教育やリフレクティブ・プラクティショナーに関する共同研究や共同執筆著作の発刊も行われている。

③ 発信力実践領域(GCP)

大学全体の中で、学生による授業評価の結果が特に高い教員の授業を領域代表が観察し、

高評価の要因を分析している。このような知見は、教員による相互の授業観察後又は学期末における学生による授業評価後に行う各教員との面接における指導・助言に活用している。

6.3. 問題点

研究・教育ともに優れた教員を確保することが大学の競争力維持に必要であるが、公立大学法人である本学では予算上の制限のため、待遇面での競争力が弱い。そのため若年で教授歴の短い人間が採用される傾向が強まっており、採用後の教育やメンタリングを強化する、外国人教員への家族を含めたサポートを充実させる等の努力により、長期にわたって本学に勤務することの満足感を高めていく必要がある。

6.4. 全体のまとめ

本学は、少人数による授業を特色とし、1科目あたり平均登録学生数は18人程度、学生数と専任教員数の比は約14:1である。この特色を維持し、かつ教育の質を向上させるため、年齢・性別・国籍を問わず熱意ある教員の獲得を目指して国際公募による教員採用を行っており、専任教員の50%以上が外国人教員である。3年以内の任期制により採用し、2回の更新を経て、申請・審査に基づき承認を受けた教員のみがテニユア契約を獲得できる制度となっている。また、全ての専任教員に対して業績評価を実施し、結果を年俸の決定や昇任等に活用している。これらの教員の人事に関する事項については、諸規程に基づき、学長が主宰する教員採用選考委員会、教員昇任審査委員会、テニユア審査委員会等で審議され、大学経営会議において最終決定される。

ファカルティ・ディベロップメント (FD) は、FD委員会が毎年度の実施計画を定め、様々な教育的課題の発見とその改善策を協議する機会を設けているほか、サバティカル制度や特別研修制度により、調査研究等の能力向上を図っている。また、世界標準の教育カリキュラムの実現と教育力の強化を目指し、海外提携校等へ教員を派遣し、関係強化に取り組んでいる。

教員組織の適切性に係る点検・評価は、必要に応じた改組、役職の改廃・新設、諸規程の改正等の事項について教育研究会議及び大学経営会議において審議している。

教員採用が容易でない専門分野はありつつも、今後も、厳正な審査に基づいた採用、昇任、評価を行い、個々の教員の能力を最大限引き出しながら、効果的な教員組織を維持していくこととしている。上記のことから、本学の理念・目的を実現に向けて適切に運営・管理しており、大学基準に照らして良好である。

第7章（基準7：学生支援）

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、中期目標において、次のとおり学生支援に係る目標が示されている。（根拠資料 1-14【ウェブ】）

- 中期目標
- Ⅱ 教育研究に関する目標
- 3 学生支援
 - (1) 学修の支援
学生の学ぼうとする意欲を高め、能動的に学ぶことができるよう、適切な学修支援を行う。
 - (2) 学生生活の支援
学生が安心して充実した学生生活を送ることができるよう、住居、健康管理、留学、課外活動等において、適切な支援を行う。
 - (3) キャリア支援
学生の社会的・職業的自立を促進するため、初年次からのキャリア教育を充実し、個々の学生に応じたきめ細かな就職・進学支援を行う。また、県内の企業情報の提供や企業とのマッチングを行うなど、県内就職者の拡大に向けた取組を強化するとともに、中小企業と連携しながら学生の起業意識の醸成を行う。

また、目標を達成するための措置や具体的な数値目標を次のとおり中期計画に定めている。（根拠資料 1-15【ウェブ】）

- 中期計画
- Ⅱ 教育研究に関する目標を達成するための措置
- 3 学生支援
 - (1) 学修の支援
 - ① 図書館の蔵書・各種資料の充実と 365 日 24 時間オープン体制を維持するとともに、検索機能の向上を目的とした図書館ソフトウェアの更新などにより、更なる利便性向上を図る。
 - ② 言語異文化学修センター（LDIC）において多国語の自主学習用教材を提供するなど、自律学修支援を行う。

- ③ 学修達成センター（AAC）において英語論文指導などにより英語能力の向上を図るほか、数学や統計学などの科目について学生の個別学修支援を行う。
- ④ アカデミック・キャリア支援センター（ACSC）において大学院への進学支援を行う。
- ⑤ 特別選抜入試で合格した高校生を対象に入学前教育を実施する。
- ⑥ 教育の機会を学生の生活スペースにも広げ、24時間リベラルアーツ教育を推進するため、新たにテーマ別ハウス群を導入し、学生の自主的学修を支援する。

（2）学生生活の支援

① 学生生活支援の充実

- ア 学生が抱える心身の問題や学修・生活への特別支援等について、関係部署が連携・協力し、迅速かつ適切な対応を行う。
- イ 経済的に困難な学生に対する授業料減免や奨学金貸与等の制度を継続するとともに、寄附金等を財源とした本学独自の奨学金制度を拡充する。
- ウ 快適かつ安全な多文化共生の住環境を学生に提供するため、学生のニーズを的確に把握し、キャンパス環境や学外へのアクセス等、インフラ整備の改善・向上を図る。
- エ 学内居住施設への入居を希望する学生に対して、空室の期間限定入居を実施するなど、より多くの学生が入居できるよう、柔軟な対応を行う。
- オ 学生の意見や要望を把握し、学生生活支援の拡充を図るため、学生満足度調査について、学生の負担軽減及びより効果的な満足度の把握の観点から、設問内容の精査や簡略化などの見直しを行うとともに、学生生活委員会の開催回数を増やすなどにより、学生の意見を積極的に汲み上げる。

☆ 数値目標

- ・学生生活委員会の開催等 年10回以上

② 課外活動支援の充実

- ア 学生の主体的な活動を促進するため、学生会やクラブ・サークル活動等に対し、財政的支援や企画運営等に係る助言など、多様な支援を行う。
- イ 学生が行う地域貢献や国際交流活動の充実を図るため、地域からのこれらの活動に関する要望等の情報を学生に幅広く提供するとともに、国際会議等に参加する学生に対して経済的な支援を行う。

（3）キャリア支援

- ① 社会人として必要な能力や職業選択能力を高めるため、基盤教育科目の必修科目としてキャリアデザイン科目を提供するとともに、インターンシップを奨励する。

- ② 学生との個別相談において、社会人として働くことの意味、組織の役割や機能、個人の役割等を理解させるため、アドバイスをを行うほか、各界の第一線で活躍する外部講師や社会人講師による講義等を実施する。
- ③ きめ細かなキャリアサポートを推進するため、学内での企業説明会などにおいて多様な企業情報を提供するとともに、留学前後の個別進路相談会などを実施する。
- ④ 国内外の大学院進学希望者に対し、講演会の開催や個別アドバイスなどを通じて進学支援を行う。
- ⑤ 県内就職者の拡大に向けて、県内企業におけるインターンシップや、海外展開を目指す県内企業等と学生とのマッチングの取組を充実するとともに、学生団体が実施する県内企業訪問への支援を行う。
- ⑥ 学生の起業意識を醸成するため、企業や企業支援機関等と連携しながら、起業家精神等についての講習を行うなど、新たな取組を行う。

☆ 数値目標

- ・ 就職希望者に占める就職者の割合：100%

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

- 評価の視点1：学生支援体制の適切な整備
- 評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施
- 評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施
- 評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施
- 評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- 評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、学長、副学長の下、学生部長が学生支援に関する校務をつかさどっている。また、事務局教務課、学生課、学修支援室、国際センター、キャリア開発センターが中心となり、互いに連携を図りながら、次のとおり学生に対する各種支援を行っている。

(1) 学修支援

① アカデミック・アドバイジング・システム

4.1.4.にあるとおり、学生のアカデミックな関心を刺激するとともに、各種ハードルを乗り越える支援を提供するため、留学生を含む学生一人ひとりに専任教員を割り当て、学業に関する様々な問題に関して相談し、アドバイスを受けられるようにしている。（根拠資料 4-23、4-24）

② 留学申請支援

本学では、カリキュラムとして1年間の留学を必須としている。学生の多くが2年次の冬から留学するため、1年次の後半から留学申請の準備を行うにあたり、国際センターでは、提携校の情報と情報収集するための各種ツールを整備し、学生の志望大学選定のポイントをアドバイスしている。留学前の学生向けの全体説明会のほか、個別の質問や相談には、個人面談や、コロナ禍には「オンラインカウンター」を設けて、丁寧に対応できるシステムを整えている。留学先大学決定後は、留学地域毎に国際センターの職員が留学コーディネーターとして、各学生の留学を個別に支援・管理するとともに、「留学セミナー」（必須科目、1学期間、1単位付与）を通して出発準備に必要な情報を提供し、留学中は国際センターに加え、危機管理会社、保険会社（代理店を含む）との連携体制でサポートを行っている。（根拠資料 7-1）

③ 中嶋記念図書館

中嶋記念図書館は、学生及び教職員を対象に24時間365日開館し、学生が利用しやすい学修環境を提供しているほか、教育内容に密着した図書資料の整備を図っている。また、専門的な調査研究活動に応えるため、情報リテラシー教育及びデータベースの利用に関わるワークショップの開催等も行っている。（根拠資料 7-2【ウェブ】、7-3【ウェブ】）

2020年度のコロナ禍においても、365日開館を継続し、平日は午前10時から午後6時まで、土日祝日は午後1時から午後8時まで教職員と、11月からは学生も対象に開館した。また、遠隔授業に伴い、キャンパス外に居住する学生に対する蔵書の郵送貸出サービス、オンライン会議システムを利用したレファレンスサービスなどを新たに実施した。

④ 能動的学修・評価センター（ALAC）

学生の自律学修と自己効力感の育成支援を目的とし、言語異文化学修センター（LDIC）、学修達成センター（AAC）、アカデミック・キャリア支援センター（ACSC）を総括する能動的学修・評価センター（ALAC）を設置している。同センターでは、学生の主体的かつ能動的学修意欲を高め、支援するための様々な取り組みを実施している。（根拠資料 7-4、7-5）また、外国語能力試験や汎用能力試験を実施するほか、FDも担当している。

2020年度は全てのサービスをオンラインで実施した。

A. 言語異文化学修センター（LDIC）

LDICは、外国語の自律学修を支援する施設であり、英語については多読教材のほか、ヒアリング、クリティカル・シンキングやパブリック・スピーキング関連の教材、各種試験問題集などの英語運用能力の向上に資する教材を提供している。英語以外の外国語についても自律学修が可能な教材を提供している。

2020年度には学生がセンターに来館することができなくなったため、学外にいてもオンラインで多言語を学ぶことができる学修プログラム Rosetta Stone®を提供するとともに、新たにオンラインの英語多読教材として、多言語の一般書や映像、オーディオブック

を提供する OverDrive や Xreading を導入した。また、外国語会話パートナープログラムをオンラインで開催している。さらに、学生に数学の基礎領域で肯定的な経験を持たせるため、また、リベラルアーツにおける数学の存在を可視化するため、「インフィニティルーム」を新たに開設し、学生がボードゲームや3D プリンターなどを利用し、自由に数学的な思考を楽しめる空間を設けた。

B. 学修達成センター (AAC)

AAC では、所定の研修を修了した大学院生や学部生がチューターとなり、個別学修支援を行っており、学術英語の向上や英語能力試験のスコアアップ、数学等について、事前の予約により1回 60 分間の支援を受けることができる。また、留学生に対しては、日本語の学修支援も行っている。

2020 年度は、チュータリング予約システムを学外からも使えるよう整備し、オンラインでチューターとチューティーをつないで実施した。

C. アカデミック・キャリア支援センター (ACSC)

ACSC では、学生の大学院進学への関心を醸成するとともに、進学を検討・予定している学生に対し、進学相談や特別講演などを通じて、分野・地域横断的な支援を行い、人文・社会科学系をはじめ、多様な分野における国内外の大学院への進学をサポートしている。

2020 年度の講演会、相談会、進学した卒業生の同窓会などはすべてオンラインで開催した。

⑤ 障害のある学生への支援

2016 年 4 月に障害学生修学等支援規程を制定し、この規程に基づき障害学生修学等支援委員会を設置するとともに、学生課内に修学・健康支援コーディネーターを配置した。また、関係部署の担当職員により構成される障害学生支援グループを組織した。(根拠資料 7-6【ウェブ】、7-7、7-8)

さらに、2019 年 4 月に前出の規程等を改正し、支援体制を整理しつつ、意思決定プロセスを明確にすることで、支援内容の決定から導入までを迅速に行えるようにした。支援の申請があった場合は、修学・健康支援コーディネーターが受理し、障害学生支援グループにて協議し、副学長や学務部長をはじめ教員と連携しながら適切な支援の実現につなげている。留学生については、日本への到着前から情報を収集して、対応方法を検討し、必要に応じて現地の大学の担当者とも連携しながら対応にあたっている。

なお、支援は学期中いつでも申請、変更又は取り消しができる。支援を希望する学生数が増加し、ニーズも複雑化しているが、支援を受ける学生の主体性を重んじながら、障害特性を含めた「個」の確立とセルフアドボカシーを醸成するようサポートを行っている。

⑥ 経済的に困難な学生に対する支援

経済的な困難を抱える学生に対しては、本学独自の授業料減免制度を設けているほか、

授業料の支払いに関し、家計状況から期日までの納付が難しい学生（提携校からの短期留学生を含む）に対しては、授業料出納を管理するとともに、各学生の状況を十分に把握した上で、分納または延納等の措置を講じている。（根拠資料 4-15）

2020 年度には、国の高等教育修学支援新制度による授業料減免及び給付奨学金への応募を促進したことに加え、授業料支援を目的とした奨学金制度を新設するなど、支援拡充を図った。（根拠資料 7-9）さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、修学継続が経済的に困難となったにも関わらず十分な支援を受けられていない学生を対象とする授業料減免制度を新設したほか、オンライン授業実施に伴うパソコン購入やインターネット環境整備費用を補助する資金貸与制度を設置する等、速やかに支援を強化した。（根拠資料 7-10）加えて、官民団体からの奨学生募集情報のメール配信、応募や照会に対する柔軟な対応など、対面での指導が不可となるなかでも、経済支援の質を維持して必要な支援を丁寧に行っている。

(2) 生活支援

① 健康支援、学生の相談への対応

本学では、事務局専門職員として常駐の看護師 1 名及びカウンセラー 1 名を配置し、学生課を中心に事務局各部署及び専門職員との連携により、多面的な健康支援を行っている。（根拠資料 7-11）

身体面については、保健室で病気や怪我等の個別の対応を日常的に行うほか、「保健室だより」を定期的に発行し、季節により起こりやすい病気や健康リスクについて注意喚起や情報提供を日英両言語で行っている。また、病状や病院情報等、いざというときに必要な情報を日英両言語表記の“Medical Guidebook”にまとめ、新入生に配布している。（根拠資料 7-12）さらに、看護師が中心となり、定期的な健診やインフルエンザ予防接種を実施するだけでなく各種の健康教育イベント、新入生オリエンテーションでのセッション等による意識向上活動を通して、学生一人ひとりが健康を意識し、自己管理の知識や習慣を身に付けるよう支援している。

精神面については、カウンセラーが日英両言語でのカウンセリングセッションを実施し、メンタルヘルスや人間関係の悩みなど、様々な相談に応じている。また、新入生、留学を控えた学生、留学を終えた学生、就職活動を始める学生に対しては、グループセッション又は個別面談の機会を設け、それぞれの時期に応じた教育とサポートを行っている。なお、全面オンライン授業となった 2020 年度は、学外からでも必要な支援が受けられるよう、健康相談はメールや電話で、カウンセリングはケースに応じてビデオ会議システム又は電話やメールを使った遠隔相談を実施した。

学業や人間関係などから生じる心身の問題については、様々な側面からのサポートが必要となるため、看護師等の専門職員と学生課職員は週一回のペースで情報共有を行い、連携しながら個別のケースに綿密かつタイムリーに対応している。また、事務局関係部署で定期的にミーティングを行い、健康リスクのある学生の洗い出しや情報共有を通じて、ニーズのある学生に適切なサポートが漏れなく行きわたるよう努めている。

看護師及びカウンセラー対応以外の相談については、学生課が窓口となり随時アドバイスをを行っている。特に、大学生活の継続が困難な学生から休退学の相談があった場合は、アカデミック・アドバイザーとの面談という必須のステップの他に、学生課においても必要に応じて面談を実施し、本人の将来を見据えた上で、可能な支援の提示や情報提供を行い、迷いや不安のない判断ができるようサポートしている。

② 学生寮・学生宿舎での生活支援

本学の新生は、1年間、学生寮（こまち寮）への入寮が義務付けられ、海外からの短期留学生も、全員、学生寮又は学生宿舎に入居させる方針としている。留学期間中を除く2年次以降の学生もその多くが学内居住を望むため、学内の3エリアに学生宿舎を整備し、その結果、正規学生の8割以上がキャンパスに在住している。（根拠資料 7-13【ウェブ】）

学内居住率が高いため、居住性、異文化環境、健康などの様々な側面から学生を総合的にサポートしている。学生課が学生寮・学生宿舎の運営管理を行うほか、学生寮・学生宿舎の管理を民間委託し、管理スタッフが24時間体制で常駐し、学生の生活サポートや緊急時の対応にあたっている。

また、学生寮・学生宿舎には、2年次以上の学生から大学が任命したレジデント・アシスタント（RA）が配置され、学生寮・宿舎等の学生コミュニティ構築の推進役として様々な活動にあたっている。具体的には、新生の歓迎イベント、入寮の補助、学生寮会議・学生宿舎会議の開催、各種の交流イベントの開催、学生への定期的な面談、ナイトパトロールなどがある。また、避難訓練において避難誘導や点呼を指揮させるなど防災活動にも取り組んでいる。（根拠資料 7-14）

③ 障害のある学生への生活支援

障害の特性に応じ、学生宿舎の部屋の割り当て等の施設面での配慮に加え、保護者や主治医等とも広く連携し、体調管理、生活習慣の確立、スケジュール管理の指導などの生活支援を行っている。支援にあたっては、修学・健康支援コーディネーターが適宜面談を実施して状況を把握し、適切なタイミングで必要な支援を導入することで心身の健康を保持し、修学において学生が持つ力を十分に発揮できるよう努めている。（根拠資料 7-6【ウェブ】）

④ ハラスメント防止のための措置

ハラスメント窓口相談員を設置し、ハラスメントが発生した場合の相談受付体制等について周知を行っている。特に新生や新規短期留学生に対しては、オリエンテーションのセッションの中で、起りうるハラスメントの種類や相談窓口について説明しているほか、4名の相談員が自己紹介を行うことで、相談しやすい環境づくりに努めている。相談員は、男性、女性、日本人、外国人、教員、職員のバランスに配慮して任命している。また、2018年度に「ハラスメント相談の手引き」を作成し、同年秋学期以降の新生オリエンテーションで配布することで、一層の周知を図っている。（根拠資料 7-15、7-16）

(3) 進路支援

① 国際教養学部

本学事務局にキャリア開発センターを設置し、2020年5月現在、プロパー職員3名、嘱託職員1名の4名を配置し、個別相談に力を入れた進路支援を行っている。

国際教養学部では、CCS140「キャリア・デザイン」を必修科目としており、キャリアの理解と就業意欲の醸成を図っている。また、選択科目で国内外のインターンシップを奨励し、職業への理解向上を図り、特に、県内事業所でのインターンシップの促進に取り組んでいるほか、留学先大学の夏休み期間等を活用した海外インターンシップを行う学生も少なくない状況にある。加えて、就職活動支援の一環として、県内外の企業団体150社以上の学内セミナーや留学前の学生へのガイダンス、留学中の学生とのオンライン相談、などのきめ細かな支援を行っている。(根拠資料7-17、7-18)

2020年度は、コロナ禍の対応・対策として、オンラインを活用した個別相談や学内企業説明会を充実した。

一方、アカデミック・キャリア支援センター(ACSC)では、大学院への進学希望者に対して、国内外の大学院の情報を提供するなどの進学支援を行っている。専任教員による個別相談を常時実施しているほか、学外から講師を招いた高度専門職業人講演会や大学院に進学した卒業生による体験発表会や相談会、国内外の大学院の入学担当者を招いての大学院進学フォーラムを開催し、2020年度は、シンガポール国立大学と京都大学思修館、Schwarzman Scholars、オックスフォード大学、ロンドン大学、クイーンズランド大学などが参加した。2019年度の卒業生のうち、エジンバラ大学大学院、シェフィールド大学大学院、ソウル国立大学国際大学院、東京大学大学院など海外7校、国内2校の大学院に計9名が進学した。(根拠資料7-19【ウェブ】)

② 専門職大学院

大学院生の進路支援に関しては、求人情報などを各領域代表と情報共有し支援を行っている。修了者の進路等については、各領域において学生への就職支援を行う教員又はキャリア開発センターが把握し共有することとしている。それらの情報を基に、本学ウェブサイトにおいて、職業別・産業別就職者数等を公表するとともに、大学院案内パンフレットでは、領域ごとに修了生の主な進路を掲載している。(根拠資料7-20、7-21【ウェブ】)

(4) 課外活動への支援

本学公認の学生団体として、各種クラブ・サークル、学生会・各委員会(大学祭実行委員会、イベント委員会、Intercultural Affairs委員会、Club Circle Affairs委員会等)、特別団体(竿燈会)がある。これらの公認団体に対しては、学内施設の供与(部室、ロッカー等)や使用許可のほか、新入生や新規留学生から徴収する学生生活費や留学生生活費

を財源にした資金面の補助を行っている。

学生団体の公認や資金補助の予算決算については、学生代表と教職員代表からなる学生生活委員会における審議を経て決定されている。このほか、資金面では、大学独自の奨学金制度であるアンバサダー奨学金があり、学生個人や各種団体からの申請を審査し支給している。(根拠資料 7-22)

公認団体や有志学生の活動や企画については、これらの施設面・資金面のサポートに加え、学生課が窓口となり各種相談に応じ、適切なアドバイスや指導を行い、学生が課外活動において創造性を発揮できるよう支援している。(根拠資料 7-23【ウェブ】、7-24【ウェブ】、7-25)

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、春学期は対面での活動を禁止し、オンラインでの活動を推奨した。学生会・各委員会に対し、オンライン会議システムの有料アカウントの貸与を行う等、オンラインでの活動が円滑に進むよう支援を行った。秋学期については、オンラインでの活動に軸足を置きつつも、地域の感染状況に応じたフェーズ（感染状況を独自に細かく段階分けしたもの）及びフェーズ毎の活動内容を「課外活動の方針」として定め、感染拡大防止と段階的な対面での活動再開の両立を図った。(根拠資料 7-26【ウェブ】)

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

正規生に対しては年1回、短期留学生については各学期1回、学生生活に関する満足度調査を実施し、支援の評価を行っている。学生のニーズに合致するだけでなく、より適切な改善策を講じるために、調査にあたっては、回答者の属性を細分化して、そのグループや層に特徴的な課題や問題を正しく認識するよう努めている。また、定期的に開催する学生生活委員会や学生課と学生会のミーティング等の場で、学生と職員が意見交換を行う、あるいは課題を取り上げてアンケート調査を行うなどして学生の考えや要望を取り入れながら支援の改善や向上を図っている。(根拠資料 7-27、7-28、7-29、7-30)

例として、学生生活委員会で議論し決定したバス路線の統廃合については、一定期間経過後、点検・評価を行い、必要な対策を講じている。具体的には、バス路線改編が利便性を高めて学生生活の向上をもたらすと期待されたものの、バス利用者数は想定を下回る状態が続いたため、利用状況調査及び学生アンケートを実施して点検・評価を行ったうえで、運行スケジュールや本数の調整等により改善を図った。

図書館とLDICでは、毎年留学生を含む全学生と教職員を対象に利用満足度調査を行っており、その結果をもとに選書やレファレンスサービスを充実している。図書館オリエン

テーションやリサーチワークショップではその都度、理解度を確認し、意見を書かせる質問票を配布し、参考にしている。(根拠資料 7-31)

また、AAC や ACSC では、利用した学生等から意見、要望を集め、運営の見直しに活用している。

7.2. 長所・特色

(1) 学修支援

本学では、スーパーグローバル大学創成支援事業の一環で、学生宿舎の一部及び学生寮にテーマ別ハウスを導入し、教育寮としての機能を持たせ、教室外でもリベラルアーツ教育を推進している。学生宿舎では、2015 年度以降、毎学期 3～7つのハウスが設置され、各ハウスに入居の日本人学生と留学生が共同生活を送り、テーマに基づく活動の企画・運営を行いながら、学生主導の学修コミュニティを形成している。加えて、2019 年度からは、1年次の学生が居住する義務寮にテーマ別ハウスを導入し、入学直後から、自律性、協働作業力やリーダーシップ等、人間力を育むための学修環境を整えている。(根拠資料 7-32【ウェブ】)

また、専任教員はオフィスアワーを設定し、学生との面談を通じて、学修計画の作成のほか、留学や卒業後の進路など、様々な学生が抱える悩み等への助言を行っている。

中嶋記念図書館は 24 時間 365 日開館し、カウンターでは、スタッフが学生からの図書館資料の利用や調査に関する質問に対して、平日・日曜日(翌日に授業がある場合)は午後 10 時まで、土・日祝日(翌日に授業がない場合)は午後 6 時まで日本語と英語で対応し、学生が利用しやすい学修環境を提供している。さらに、新入生を対象とした図書館オリエンテーションを入学時に英語で行い、教員と連携し、授業で利用するデータベース、電子ジャーナル等についてのワークショップを行っている。

(2) 生活支援

小規模な大学であり、かつキャンパス内の居住率が高いため、学修面、生活面、健康面などの様々な面において教職員の目が行き届き、柔軟かつ丁寧でタイムリーな学生サポートが実現している。また、授業が英語で行われる多文化共生のキャンパスにおいて、留学生を含むすべての学生を平等に扱い、適切な支援や正確な情報を提供できるよう、事務局職員は日英両言語で対応を行っている。

(3) 進路支援

卒業生の就職状況については、小規模大学ならではのきめ細かな支援、グローバル人材に対する企業側からの期待などもあり、2007年度以降、ほぼ毎年100%の就職希望者内定率を維持している。(根拠資料 1-33) また、キャリアデザインの授業の中で、アカデミック・キャリア支援センター(ACSC)や大学院の紹介を行うことにより、早い段階から大学院進学についての考察を促している。また、留学先での体験が進学の動機付けになることが多いことも本学の特徴である。

(4) ティーチング・アシスタント(TA)

授業運営補助を行うTAの雇用については、指導教員の補助だけではなく、雇用される大学院生にとっては将来、教育者・研究者・高度専門職業人として活躍する際の訓練の機会となっている。具体的には、指導教員の監督のもと、授業準備や教材作成、授業における学生への助言、試験監督、ゲストスピーカー講演会運営補助など学部及び大学院科目の成績評価以外の授業運営補助を行っている。

7.3. 問題点

(1) 生活支援

学資調達の計画性に乏しく当事者意識が希薄なことにより、貸与奨学金の借入額が過大となる、あるいは授業料の支払い不能に陥る等の学生が存在する。そのため、新入生オリエンテーション時に実施する奨学金セミナーでの情報提供に加え、外部奨学金の積極的な活用の促進、本学独自奨学金制度の応募要件の見直し、学生への個別指導などにより、経済支援の一層の充実等を図っていくこととしている。

(2) 進路支援

秋田県が設置する公立大学として、「県内就職者の拡大」を中期計画で掲げているものの、県内企業への就職希望者が非常に少ない状況にある。県内企業へのインターンシップ活動参加者への経済面での支援や、行政機関、県内他大学との連携を図り、魅力ある県内企業の発掘等に取り組んでいく。

7.4. 全体のまとめ

本学では、中期計画に掲げる「学修の支援」「学生生活の支援」「キャリア支援」を柱とし、学生のニーズや意見を取り入れながら学生支援の充実に取り組んでいる。

学修支援においては、24 時間 365 日開館のハイブリッド式図書館や、学生の能動的学修をサポートする各施設の設置等、ハード面の環境整備に加え、アカデミック・アドバイザーやチューター制度によるソフト面での支援を実施している。また、修学・健康支援コーディネーターによる障害のある学生へのケア等により、インクルーシブな修学環境を目指している。さらに、スーパーグローバル大学創成支援事業で推進する「テーマ別ハウス」の設置により、学修コミュニティの形成を促し、24 時間リベラルアーツ教育を推進していることも本学の特色である。

生活支援においては、常駐の看護師及びカウンセラーを配置し、学生課を中心とした事務局各部署との連携により、多面的な健康支援を行っている。また、1 年次の義務寮を含み、学生の 8 割以上がキャンパス内の寮・宿舎に居住していることから、24 時間の管理体制を敷き夜間パトロール等を行っているほか、レジデント・アシスタント (RA) の配置により学生間の関わり合いや自治を促している。

キャリア支援において、小規模大学ならではのきめ細やかな支援により、開学以来、希望者に対する就職者の割合がほぼ毎年 100%を維持していることは特筆すべき点である。

2020 年度、コロナ禍でキャンパスに学生がいない中であっても、学生が必要とするサポートをいかに実現するか、すなわち、感染拡大の影響を受けて困窮した学生への経済支援、新入生を含む学生コミュニティの構築支援、企業の求人活動が停滞する中での就職活動支援等、多くの課題に直面し、その都度、学長・副学長を筆頭とする各種会議体や教職員間、事務局内で議論を重ね、最大限学生に寄り添った対応を行ってきた。

今後も、学生会等の学生組織や各種委員会、満足度調査などを通じて学生のニーズを積極的に収集し、本学ならではの支援の充実に努めていくこととしており、大学基準に照らして良好である。

第8章（基準8：教育研究等環境）

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や状況を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学における学生の学修や教員による教育研究活動については、中期目標の中で次のとおり示している。（根拠資料 1-14【ウェブ】）

- 中期目標
- Ⅱ 教育研究に関する目標
- 4 研究の充実
 - (1) 国際教養教育に資する研究の推進
国際教養教育の充実を図るため、各教員が絶えざる自己研鑽に努めるとともに、カリキュラムや教授法等の教育方法を改善する研究を推進する。
 - (2) 学术交流の推進
研究の充実を図るため、国内外の教育研究機関との共同研究を推進するなど、学术交流の拡充を図る。
- (略)
- Ⅳ 業務運営の改善に関する目標
- 4 その他業務運営に関する事項
 - (1) 安全等管理体制の充実
学生と教職員の安全と健康等を確保するため、これらの管理体制を充実する。
 - (2) 教育研究環境の整備
良好な教育研究環境を確保するため、計画的に施設整備の維持管理と整備を行う。
 - (3) 情報セキュリティ対策の強化
大学が保有する情報の外部への漏洩等を防ぐため、情報セキュリティ対策を強化する。
 - (4) コンプライアンスの徹底
大学に対する県民の信頼や適正な業務運営を確保するため、教職員や学生の法令、定款、学則などの社会的規範の遵守を徹底する。

また、中期目標の指示を受け、本学としても中期計画の中で次のとおり定めている。（根拠資料 1-15【ウェブ】）

○ 中期計画

Ⅱ 教育研究に関する目標を達成するための措置

4 研究の充実

(1) 国際教養教育に資する研究の推進

① 教育向上に係る研究の推進

ア 各教員の研究成果の教育への反映を図るため、教員研究費の支給により、専門分野での研究を促進する。

イ 学内公募型の学長プロジェクト研究費を活用し、教員の連携による共同研究を促進することにより、教育内容の向上に向けた教育プログラムの開発を推進する。

ウ アジア地域研究連携機構により、秋田を含むアジア地域に関する調査研究を進める。

エ 学内において、国の科学研究費助成事業に関する説明会を実施するなど、組織的な取組により、外部競争資金や受託事業を確保する。

オ 各教員の研究成果を大学出版会が発行する「Global Review」などの学術誌に掲載することにより、大学の教育・研究を国内外に発信する。

② 授業内容や方法を改善し、教育力の向上を図るため、研修会の開催など、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を積極的に推進する。

(2) 学術交流の推進

① 本学の研究成果等を発信し、また、教員や研究者の交流を促進する機会として、シンポジウム等を開催する。

② 提携校をはじめとした海外の大学等との教員や研究者の交流及び共同研究を推進する。

(略)

Ⅳ 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

4 その他業務運営に関する事項

(1) 安全等管理体制の充実

① 学生と教職員の安全を確保するため、リスク管理に関する基本的指針や個別対応マニュアルに基づき、安全管理体制の充実を図るとともに、定期的な研修や訓練を実施する。

② 学生及び教職員の健康に関する管理体制の充実を図るとともに、産業医、看護師による健康指導など、健康管理のための取組等を実施する。

(2) 教育研究環境の整備

① 施設管理規程に基づき、施設設備の維持管理を適切かつ効率的に行うとともに、老朽化した施設整備の改修、更新を行う。

② ICT 関連システムの整備を計画的に実施する。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

- ① 情報システムを保護するための物理的なセキュリティ対策を強化する。
- ② 情報システム利用者への教育等により人的セキュリティ対策を強化する。
- ③ 情報システムを保護するため、不正アクセスの防止及びコンピュータウィルス対策等の技術的セキュリティ対策を強化する。

(4) コンプライアンスの徹底

SD 活動、教員及び学生に対する説明会等を通じ、法令やガイドライン等の遵守を徹底させる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

(1) 校地・校舎等の整備状況

本学のキャンパスは、市街地から車で約30分、秋田空港から車で約10分の秋田市雄和地区に立地し、キャンパスに門や塀はなく、地域・世界に開かれた環境となっている。校地面積及び校舎面積は大学設置基準を満たしているほか、設置基準で求められている十分な空き地を有しており、学生の運動やレクリエーション等に利用されている。(根拠資料 8-1、大学基礎データ表1)

2020年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による全面オンライン授業の実施に合わせ、教職員以外のキャンパスへの立入を原則禁止とし、外部との出入口に立入禁止看板を設置するとともに、ICカードによる建物の施錠管理の強化や警備員による見回り回数を増やすなど、学内における感染防止に努めた。大学施設は、学生の学修や生活環境、教員の教育研究環境に配慮した整備を行うとともに、各施設において必要な感染予防に努めており、その状況は次のとおりである。

① 管理棟 (A棟)

理事長・学長室、常務理事室、副学長室、教員研究室、事務局職員の事務室、会議室のほか、約100名程度の収容が可能で授業等にも活用できる講堂、化学や物理の実験室を整備している。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、教職員がオンライン授業やオンライン会議を円滑に実施できるよう、マイク、カメラ、モニター等の設備を、既設の会議室だけでなく研究室や講堂等にも整備・拡充するとともに、主要な会議室や窓口への飛沫防止スクリーンの設置や、研究室や事務室の換気対策として窓への網戸の設置(更新含む)を行った。

② 講義棟（B・C・D棟）

B・C棟は、教室及び教員研究室があるほか、特にC棟には、本学の研究機関である「アジア地域研究連携機構」の研究室や、同時通訳ブースを設置した教室（同時通訳教室）を整備しており、専門職大学院の発信力実践領域において、通訳技法を学ぶ授業に活用している。2008年12月に竣工したD棟には、多様な授業を行うことができる各教室のほか、約250名収容可能で公開講座などにも使用されるレクチャーホールや大学院生が24時間利用できる大学院生研究室を整備している。また、各教室には、PC及びプロジェクタの設備を整備しており、演習やディスカッション形式の授業に対応している。

2020年度は、全てオンライン授業となり対面授業を行っていないが、感染状況を注視しつつ速やかに対面授業に移行できるように、十分に座席間隔（1.5m）を空けた教室レイアウトのシミュレーションや、窓への網戸の設置、教室出入口に設置する消毒設備等の購入等を行った。また、一部教室に設置されていた大型モニターやWebカメラ、集音マイク等を全教室へと拡充設置し、対面授業とオンライン授業を同時併行で実施する平行授業に対応できる環境を整備した。

③ ファカルティ棟（E棟）

音楽室、個別ブースが設置された非常勤教員室、看護師が常駐する保健室、カウンセラーが常駐するカウンセリングルーム等を整備している。音楽室は授業時間以外でも予約制で利用可能であり、学生のピアノ練習等にも利用されている。

④ 学生会館（F棟）と Student Cabin、サークル棟

学生会館は、主に学生生活の拠点となる施設であるレクリエーションスペース、ラウンジ、学生生活室、学生会議室、日本間、音楽スタジオ、カレッジカフェ（軽食・喫茶）、売店のほか、就職支援を行うキャリア開発センター、海外大学との提携や留学生の派遣・受入れ手続きなどを行う国際センターがあり、学生生活や学生支援の拠点、学生が集まる拠点として大切な施設となっている。また、Student Cabinは、学生が集まり、会議やパーティができる場所として、サークル棟は、学生のクラブや委員会活動支援、学生団体のミーティングや荷物倉庫として利用されている。

⑤ 図書館棟（L棟）

24時間365日開館の中嶋記念図書館、能動的学修・評価センター（ALAC）、IT教室等を整備しており、学生による自主的な学修等に活用されている。図書館の面積は1,831㎡あり、閲覧室には利用者の質問に答えるカウンターのほか、300席の閲覧席とグループ学修室3室（最大20名利用可能）が設置されている。2020年度は、感染予防対策として、貸出カウンターや閲覧デスクへ飛沫防止スクリーンを設置した。

IT教室は3室あり、合計150台のPCが設置され、図書館と同様に、学生はPCを活用した自習等に24時間利用可能となっている。

なお、学生寮及びカフェテリアから外に出ることなく図書館棟にアクセスできる渡り

廊下（スカイウォーク）を設置し、利用者の利便性を確保している。

⑥ 学生イニシアティブセンター（I棟）

スーパーグローバル大学創成支援事業で推進するプロジェクトの活動拠点として設置し、多目的に活用できるスペースを整備している。小・中・高校生を対象にした英語で英語を教えるプログラム「イングリッシュビレッジ」や海外提携校との「パートナーズプログラム」に使用しているほか、編集機材を備え防音室となっている「ICT 学修スタジオ」は、MOOCs の制作や学修教材の作成に活用している。

⑦ 学生寮（こまち寮）

本学の新生には、全員に入学からの1年間を大学の敷地内にある学生寮（こまち寮）に入居して生活することを義務付けている。こまち寮には185室あり、2つの2人部屋がバス・トイレを共有する形の混住型ユニットスタイルとなっているが、室内空間に余裕を持たせるため、1ユニットを概ね3名で居住するよう調整しており、定員を277名として運用している。

世界各国・地域からの留学生や日本全国から集まる学生など、異なる文化的背景を持った学生が共同生活することで、社会性やたくましさ、問題解決能力を身に付けることを期待しており、本学では寮生活も大切な国際教養教育の一部と考えている。また、3名で居住しているためベッドが1つ空いているが、この空きベッドをサマープログラムやその他の短期プログラム（グローバル・セミナーの高校生、冬期日本語集中プログラムの学生、スタート・ナウ・セミナーの高校生等）の学生受入れに役立て、多様な学生との交流も可能にしている。

2020年度は、寮での集団生活によるクラスター発生防止の観点から、入寮を中止したものの、入寮再開後の感染防止対策として、出入口へのサーモグラフィを設置するとともに、多くの学生が触れる主要なドアを自動ドアに変更した。

⑧ 学生宿舎

キャンパス内に、ユニバーシティヴィレッジ、グローバルヴィレッジ、さくらヴィレッジの3つの学生宿舎を整備し、様々な居室タイプにより約550名の定員を確保しており、2年次以降の学部学生の入居が可能となっている。また、大学院生用の宿舎として、グラデュエートハウス（全24室）も整備している。これにより、本学では、こまち寮の学生も含め、学生のキャンパス内居住率が8割以上となっており、多くの学生が通学時間を気にすることなく、キャンパス内で24時間、学修やクラブ・サークル活動に取り組むことができる。

なお、老朽化しているユニバーシティヴィレッジの建替えとして、新宿舎の建設工事が現在行われており、2022年4月の入居開始を予定している。新宿舎の居室は共有部分を除いて全て個室があるため、既存宿舎のルームシェアに比べてウイルス等の感染リスクを軽減できると考えている。

⑨ Suda Hall (多目的ホール)

体育館、コンサートホール、コンベンションホールなどの幅広い用途に使い分けられることができる多目的施設として整備している。通常は体育館として使用しているが、可動式の観覧席(約500席)や音響反射板付きのステージを備え付け、入学式や卒業式等の式典、大規模会議やコンサートなどにも活用している。また、学生や教職員の健康増進を図るトレーニングジムやランニングロードも整備しているほか、授業や大学行事等に支障のない範囲で学外者への貸出を行っている。

(2) 施設・設備の維持管理

施設管理規程に基づき、施設の管理及び使用事務を総括する総括管理者を置き、理事長をもって充てている。また、施設ごとに、施設の使用許可、盗難、火災その他の災害の防止、整理清掃及び環境衛生、そのほか施設の良好な維持保全に関する事務の管理を行う施設管理者を置いている。(根拠資料 8-2) 日常の維持管理業務は、ビルメンテナンス等を行う民間の専門事業者に委託し、管理スタッフが24時間体制で、清掃・環境衛生管理、設備機器等の保守、警備、施設利用の窓口対応等の各種業務にあたっている。

2020年度は、感染予防対策として、委託業者と連携し、ドアノブ等の消毒回数を増やすとともに、関係者以外のキャンパス内への立入を制限したため、キャンパス内のパトロール回数を増やして注意喚起等を行っている。

本学施設に関する管理方針として、2015年度に学校施設管理計画を策定した。(根拠資料 8-3) これに基づき、各施設の中長期的な修繕・更新等の方針を定める「個別施設計画」を策定し、今後計画的な施設の改修等を行うこととしている。(根拠資料 8-4) 特に老朽化している学生寮と学生宿舎(ユニバーシティヴィレッジ)については、上記計画に基づき、学生寮は大規模改修の設計業務に着手し、学生宿舎は建替工事を進めている。

(3) ネットワーク環境や ICT 機器の整備、情報リテラシー教育

学内ネットワーク環境については、開学時からほぼ全ての教室・研究室等にLANを敷設しており、その後2008年の図書館棟新設に合わせてWi-Fi環境の整備を開始、2010年には基幹ネットワークを高速化(10Gbps)するなど順次拡充を図っている。また、学生の多くがキャンパス内に居住しているため、校舎だけでなく、学生寮等のネットワーク環境も整備・拡充し、現在は全ての宿舎においてLAN(主に居室内)とWi-Fiのどちらも利用可能であり、学生・教員ともに、24時間キャンパス内のどこでもインターネットにアクセスし、学修や教育研究活動に利用できる。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、全ての教室にプロジェクタ、ウェブカメラ、PC等を設置しICTを活用した授業形態に対応できるようにしたほか、学生等が教室内に個人のPCを持ち込み、インターネットにアクセスしながら授業を行うこともできるよう、教室内の電源設備やWi-Fi設備の増強を行った。

学内の ICT 環境の利用にあたっては、情報セキュリティポリシー（基本方針）及びそれに基づく情報取扱手順、ガイドライン等を定め、Eラーニング研修や教授会の機会に講習を行うなど、学生・教職員への定期的な周知や研修等を実施している。また、学内外における好事例や不適切事例等を参考にし、必要に応じた見直しを行っている。（根拠資料 8-5、8-6、8-7）

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

(1) 図書館・学術情報サービスの整備状況と体制

中嶋記念図書館には、本学の学修・教育・研究を支援するため、2020 年度現在、洋書約 5 万 3 千冊、和書約 3 万冊、洋雑誌 121 タイトル、和雑誌 99 タイトル、主に英語の電子書籍約 37 万 8 千タイトル及び電子ジャーナル約 2 千タイトル、視聴覚資料 約 3 千点、データベース 5 種類を整備している。これらの蔵書は、図書館運営委員会において収集方針の検討や具体的な選書を行っている。（根拠資料 7-2 【ウェブ】、8-8）

図書、雑誌、視聴覚資料は、蔵書検索システム（OPAC）により検索できるほか、2017 年に導入したディスカバリーサービスにより、資料が紙か電子かに関わらず、瞬時に検索可能となった。自動貸出機により、深夜まで貸出にも対応している。また、非来館型のサービスとして、ウェブサイト上でいつでもどこからでも蔵書検索や電子書籍、電子ジャーナル、データベースの利用、貸出状況の確認・更新、購入希望図書のリクエストを行うことができる。

図書館のカウンターでは、スタッフが蔵書の貸出、学生からの図書館資料の利用や調査に関する質問に対して、平日・日曜日（翌日に授業がある場合）は午後 10 時まで、土・日祝日（翌日に授業がない場合）は午後 6 時まで日本語及び英語で対応している。加えて、専門的な調査研究活動に応えるため、情報リテラシー教育及びデータベースの利用に関わるワークショップの開催を行っている。

2020 年度は、電子書籍、電子ジャーナル及びデータベースを、遠隔授業を支援する教育コンテンツ基盤とするため、キャンパス外からのリモートアクセスを改善したほか、指定図書等の授業関係資料を可能な限り電子書籍等で購入し、出版社等が新型コロナウイルス感染症対応として無償提供している学術的な電子資料のリンクリストを作成し、キャンパス外に居住する学生・教員の教育学修支援を強化した。また、学際的なデータベースである Web of Science と、研究評価ツールである InCites Journal Citation Reports 及び

Essential Science Indicators を導入し、研究支援を充実した。さらに、キャンパス外に居住する学生に対する蔵書の郵送貸出サービスやオンライン会議システムを利用したレファレンスサービスを行い、教職員に対しては、カウンターを平日の午前 10 時から午後 6 時まで開設し、対面サービスを継続するなど、コロナ禍でも教育及び研究の質を維持するため、全面的な支援の拡充に取り組んだ。

(2) 国内外の教育機関との学術情報相互提供システムの整備

国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) に参加し、国内の大学図書館の総合目録データベース作成に寄与するとともに、他の教育機関と図書の現物貸借や雑誌論文の文献複写などの相互貸借サービスを行っている。また、秋田県立図書館と相互協力に関する協定を締結し、図書の相互貸出を行っている。(根拠資料 7-3【ウェブ】、8-9)

(3) 司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室

図書館業務は職員 12 名 (常勤職員 3 名、業務委託職員 9 名) が担当しており、そのうち司書は 5 名 (常勤職員 2 名、業務委託者 3 名) である。常勤職員のうち 1 名は米国の大学で図書館情報学の修士 (Master of Library and Information Science) を取得し、米国の大学図書館で勤務経験のある専門職員である。

図書館の開館時間は 24 時間 365 日のため、職員が勤務していない夜間は学生証・身分証による入館管理を行っている。2020 年度は、365 日開館を継続し、教職員を対象に平日は午前 10 時から午後 6 時まで、土日祝日は午後 1 時から午後 8 時まで開館し、身分証による入館管理を行った。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1 : 研究活動を促進させるための条件の整備

本学では、基礎的な研究の推進に関する事項を図るとともに、教育効果を高めることを目的に、専任教員及び特任教員に対して教員研究費を支給している。また、学長が大学の経営状態や教育・研究環境等を総合的に勘案し、必要と認めた場合には、教員の研究意欲を喚起し、教育研究の活性化を図るとともに、県内の産業、教育、文化等の振興及び国際貢献に資するため、本学の教員で構成される研究グループに対し学長プロジェクト研究費を配分することを研究費規程に定めている。これらの研究費の執行については、分かりやすく解説した研究費執行マニュアルを日英両言語で作成し、教員をサポートしている。

(根拠資料 8-10、8-11、8-12、8-13)

また、科学研究費助成事業を含む外部競争資金公募の情報を、随時メールや掲示板等で教員に周知しているほか、科研費採択率向上に向けた取り組みとして、ワークショップの開催、外部団体による科研費対策セミナーへの教職員の派遣、申請書の添削支援等を実施している。

これらの研究推進に関する事項を審議し、もって研究の質の向上及び研究費の円滑な運用に資するため、学則第 21 条に基づき、研究運営委員会を設置している。(根拠資料 8-14)

教員の研究室については、全ての常勤教員に個室を割り当てるとともに、非常勤教員には、個別ブース付きの共用スペースを確保し、一つの研究室を同一課程の複数の非常勤教員で共用するなど、勤務・雇用形態を問わず、全教員が研究・教育に専念できる環境を整備している。

また、教員は、授業時間、大学用務、学生指導等の用務以外の時間は、研究活動に専念できる時間となっている。教員は、授業運営補助のため大学の一般予算で大学院生を TA (ティーチング・アシスタント) として雇用できるほか、研究費を活用して研究活動を補助する学生をリサーチ・アシスタントとして雇用できるようになっており、円滑な教育研究活動の遂行を支援する制度として機能している。

さらに、サバティカル制度又は特別研修制度により、1 セメスター又は 1 年間、研究以外の職務を免除し、自らの調査研究に専念することが可能となっている。(根拠資料 6-7、6-8)

2020 年度は、コロナ禍でのオンライン授業や在宅での教育研究活動の円滑な遂行を支援するため、教員研究費の執行ルールに関する特例措置を定めて必要機器を迅速に購入できるようにするなど、弾力的な対応を行った。また、2020 年 10 月から研究費の支出申請に係る電子決裁システムを導入し、教員による事務手続きの効率化と負担軽減を図った。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1 : 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

国の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づき、本学における研究不正行為及び公的研究費の不正使用を防止し、適正な運営・管理を推進するために研究活動の不正行為に関する取扱規程及び公的研究費の執行・管理に関する規程を定めている。

(根拠資料 8-15、8-16) これらの規程に基づき、教員に対して年に一度のコンプライアンス教育及び 3 年に一度の研究倫理教育の受講を義務付けており、これらの受講完了を教員研究費受給の条件とすることで、受講率は 100%となっている。学生に対しても、必修科目において研究倫理に関する内容を扱っている。また、研究を遂行する上で求められる研究者の基本的な倫理指針として、研究倫理に関するガイドライン、「人を対象とする研

究」倫理ガイドラインを定め、研究倫理に関する学内審査は研究運営委員会において定期的に実施している。(根拠資料 8-17、8-18)

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

中嶋記念図書館は、各プログラム・課程・領域の代表教員からなる図書館運営委員会において、収集方針や除籍方針など重要な事項について協議する体制をとっているほか、ジャーナルの契約については3年毎に同委員会で議題とし見直すなど、教員の教育研究活動、学生の学修の必要性に即した学術情報資料の整備を日常的に点検・評価している。2019年度からは、学部生1名及び大学院生1名を図書館運営委員会の委員とし、積極的に学生の意見を図書館運営に反映させている。また、毎年留学生を含む全学生と教職員を対象に利用満足度調査を行っており、その結果を基に選書やレファレンスサービスの充実を図っている。(根拠資料 8-19)

研究活動においては、研究運営委員会を年に4回程度開催し、学内研究費の運用指針、研究活動の評価方法、大学出版会の管理運営、外部研究費の獲得、研究倫理に関すること等について審議している。委員は各プログラム・課程の教員等で構成しており、研究環境に関する教員のニーズを適切に把握し、改善につなげる体制を整備している。また、主に科研費を対象に、監査室による内部監査を毎年実施しており、研究費の適切な執行、管理に向けたモニタリングと業務改善を行っている。(根拠資料 8-14)

8.2. 長所・特色

開学以来の定員増加に対応するため、2008年以降、多様な学修支援機能を持つ図書館棟や新講義棟(D棟)、体育館としてだけでなく学術会議や学生生活動等にも利用できる多目的ホールを新設するなど必要な施設整備を着実にを行い、教育研究等環境の充実に努めている。これらの施設には、地元産の秋田杉がふんだんに使用され、緑豊かなキャンパス景観との調和や内部の空間構成により、自然に学修意欲を喚起するようデザインされており、特に「本のコロシウム」と称される図書館は、その建築美もあり、本学を象徴する施設となっている。

こうして整備した大学施設の多くを学生や教員に長時間開放しており、24時間365日利用できる図書館やIT教室、大学院生研究室をはじめ、能動的学修・評価センター、教

室や各ホール等も深夜（施設により 22:00、24:00、翌日 2:00）まで利用可能となっており、学生の学修や教員の教育研究活動の充実に努めている。（根拠資料 7-2【ウェブ】）

加えて、中嶋記念図書館は、英語による教育を支援するため洋書を中心としたコレクションを提供している。特に電子書籍、電子ジャーナル、データベースはほぼ全てが国際的に評価されている英語の学術情報で、海外の大学生と同等の研究能力、論文執筆能力を身に付けるため、ディスカバリーサービスや引用文献情報検索ツールなども導入している。また、これらツールの利用方法を紹介するワークショップや、学生からの質問に答えるレファレンスサービスもオンラインで実施し、学生の遠隔からの学修も支援し、オンライン時代に適合した学修環境を提供している。

さらに、教育研究施設の整備と合わせ、義務寮であるこまち寮、及び寮生活を終えた学生が入居する学生宿舎をキャンパス内に新設し、学生の通学の負担や経済的負担の軽減を図っている。全学生の8割以上がキャンパス内で生活していることで、留学生等との共同生活を通じて視野を広げながら社会性等を育てており、この学修・居住一体型のキャンパスは、本学の大きな特色となっている。この特色をさらに伸ばしていくため、2014年度から実施しているスーパーグローバル大学創成支援事業の一環で、特定のテーマを設け日本人学生と留学生が共同生活を行う「テーマ別ハウス」を導入し、教育寮として学生が主体的に学び合う環境の充実に図る 24 時間リベラルアーツ教育の取り組みを進めており、現在建設中の新学生宿舎は、こうした取り組みの拠点施設となることが期待される。（根拠資料 7-32【ウェブ】）

8.3. 問題点

教育研究施設については、本学開学前に建設された既存施設を改修して開学したため、管理棟（A棟）、講義棟（B・C棟）、学生会館、学生寮、学生宿舎（ユニバーシティヴィレッジ）などの主要な施設は、建設後 30～40 年程度が経過し、経年劣化による老朽化が進行しているほか、開学後に新設した各施設と比較して、本学の特色が十分に活かされた施設とはなっていない。

このため、学生寮と学生宿舎については、大規模改修や建替えを行うことを決定し、既に設計業務や建設工事等の事業に着手しており、両施設の完成後は、学内居住希望者の増加ニーズに応えるとともに、教育環境の一層の充実に図られると考えているが、教育研究や学生生活の場となる管理棟（A棟）や講義棟（B・C棟）、学生会館等については、個別施設計画に基づき、計画的に建替えや大規模改修を進めていく必要がある。

また、全学生の8割以上がキャンパス内で生活し、日本での生活経験の少ない留学生も多数含まれていることから、地震や火災等の災害発生時における危機管理や、学生寮等での集団生活に伴うメンタルヘルスケアの重要性、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症発生リスクなどは、他大学より比較的高いため、学生の安全・安心を確保するための対策を十分に講じていく必要がある。

8.4. 全体のまとめ

本学では、中期計画において教育研究等環境に関する方針を示し、講義棟や図書館棟等、学修に必要な施設のほか、学生会館、学生イニシアティブセンター、学生寮・宿舎等、学生の居住や課外活動に必要な施設を整備し、適切に維持管理を行っている。特に中嶋記念図書館は、学生及び教職員が24時間365日利用できるほか、キャンパス外からも電子書籍・電子ジャーナル及びデータベースへのアクセスが可能であり、2017年度に導入したディスカバリーサービスにより、所蔵資料を瞬時に検索できるシステムを整えている。

研究活動の促進においては、専任教員及び特任教員に対し教員研究費を支給しているほか、科学研究費助成事業を含む外部競争資金の獲得に向けて、ワークショップの開催や外部団体による科研費対策セミナーへの教職員の派遣等に取り組んでいる。また、ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントの雇用により円滑な教育研究活動を推進するとともに、サバティカル制度や特別研修制度により、個々の教員の調査研究を支援している。研究倫理、不正防止に関しては、国のガイドラインに基づいて学内で諸規程を整備し、学生・教員に対するコンプライアンス教育を行っている。

これらの体制・取り組みについては、図書館運営委員会や研究運営委員会等において定期的な点検を行いながら充実を図っており、2020年度のコロナ禍においても、キャンパス外の学生や教員に対してオンラインを活用して継続的な支援を行い、利便性を維持した。

以上のことから、大学基準に照らして適切に運営している。

第9章（基準9：社会連携・社会貢献）

9.1. 現状

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、業務方法書第30条の規定に基づき、学外の一般の方々に対して学習機会の提供を、第31条の規定に基づき、地域貢献及び国際貢献を行うこととしているほか、中期目標や中期計画の中で地域貢献に関する目標及び計画を次のとおり示している。（根拠資料 1-14【ウェブ】、1-15【ウェブ】、9-1）

○ 中期目標

Ⅲ 地域貢献に関する目標

1 学校教育への支援

(1) 児童生徒の英語コミュニケーション能力養成等への支援

地域の小・中・高校がグローバル人材の育成に向けて行う、児童生徒の実践的英語コミュニケーション能力の養成や異文化の理解のための取組を学生及び留学生を活用して支援する。

(2) 英語担当教員の指導力向上への支援

児童生徒の実践的英語コミュニケーション能力の養成に必要な小・中・高校における英語担当教員の指導力の向上を図るための取組を支援する。

2 国際化の推進

(1) 県民と留学生等との交流の推進

県民の国際理解を深め、地域の国際化を進めるため、市町村が行う国際交流事業を支援するとともに、留学生等を地域に派遣し、住民との交流を推進する。

(2) アジア地域等との交流拡大に向けた取組の推進

本県と諸外国、特にアジア地域との交流拡大に向けた調査研究や人材育成等を進めるとともに、県内企業の海外展開を支援する。

3 地域社会への貢献

(1) 多様な学習機会の提供

県内高等教育機関との連携を強化しながら、大学が有する教育資源を活用した公開講座の開催や、図書館等の大学施設の開放などに積極的に取り組み、県民に多様な学習の機会を提供する。

(2) 社会人の能力開発

企業、自治体等の人材の職務上必要な知識や能力を養成するなど、社会人の能力開発を進める。

(3) 地域活性化への支援

市町村等と連携し、大学の教育資源を活用した地域研究を進めるとともに、市町村が行う地域課題解決に向けた取組を学生や留学生を活用しながら支援する。

(4) 国内外への情報発信

広報の充実や卒業生のネットワーク化等を図り、県内の観光や文化などの情報を国内外に向けて発信する。

○ 中期計画

Ⅲ 地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 学校教育への支援

(1) 児童生徒の英語コミュニケーション能力養成等への支援

- ① 小・中学校等における英語教育や異文化理解の取組を支援するため、県内自治体と連携した本学留学生の派遣交流を行う。
- ② 県内高校への出前講座や、高校生を対象とした英語力向上のための各種セミナー等を実施する。
- ③ スーパーグローバルハイスクールが行う特別プログラムへ教員を派遣するなどの支援を行う。
- ④ 県内外の小・中・高校生を対象に「英語で英語を学ぶ」プログラムを提供する「イングリッシュビレッジ」を実施する。

(略)

(2) 英語担当教員の指導力向上への支援

- ① 英語担当教員の教育力を向上するため、県教育委員会と連携し、教員研修事業等に教員を派遣するなどの支援を行う。
- ② 県内外の小・中・高校の英語教員を対象に「英語で英語を教える」プログラムを提供する「ティーチャーズセミナー」を実施する。

2 国際化の推進

(1) 県民と留学生等との交流の推進

- ① 国際交流協定締結市町村など、県内市町村が行う国際交流事業について、留学生等の派遣等により支援を行う。
- ② 県民の国際理解を深めるため、地域の団体等が行う各種イベント等に留学生等を派遣するなど、小・中・高校生や地域住民と留学生等との交流を拡充する。

(2) アジア地域等との交流拡大に向けた取組の推進

- ① アジア地域研究連携機構の研究成果に基づき、海外展開を目指す県内企業への支援や海外との交流等に関する各種提言を行う。
- ② アジア地域に関する研究を更に深めるため、新たに国内外の研究機関等との連携により研究を行う。
- ③ 海外との交流拡大に必要な人材の育成を支援するため、社会人を研究員又は研修員として受け入れる。

3 地域社会への貢献

(1) 多様な学習機会の提供

- ① 県民の知的好奇心の向上や地域活性化に資するため、大学が有する教育資源を活用した公開講座等の開催や、県内各地への講師派遣などに積極的に取り組む。
- ② 図書館、言語異文化学修センター（LDIC）やサテライトセンターを広く県民に開放するとともに、多目的ホールなど本学施設を利用した各種イベントの実施や誘致を推進する。
- ③ 高校生や一般県民の知的好奇心の向上を支援するため、大学コンソーシアムへの参画や4大学協定（秋田大学、秋田県立大学、秋田公立美術大学及び本学）に基づき、高大連携授業や公開講座等を実施する。

（略）

(2) 社会人の能力開発

- ① 社会人を対象とした入試を実施し、学生として受け入れることにより、社会人の能力開発を進める。
- ② 地域の人材育成を支援するため、社会人を研究員又は研修員として受け入れる。

(3) 地域活性化への支援

- ① アジア地域研究連携機構において、本県が直面する課題や施策を見据えた研究調査や、地域の活性化に資する各種提言を行う。
- ② 学生や留学生の活用により、地域課題の解決に向けて自治体等が実施する取組への支援を行う。

(4) 国内外への情報発信

留学生を含む同窓会組織のネットワーク化を推進するとともに、その活用等により、大学や秋田県関係の情報発信の充実を図る。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

(1) 学外組織との連携協力による教育研究の推進

アジア地域研究連携機構では、高齢・人口縮小社会における地域コミュニティのあり方を研究する「Akita Age Lab」を東京大学大学院、国連大学、ハバタク株式会社と共同で設立し、南アフリカ共和国フリーステート大学との共同研究を実施するとともに、2018年10月から「人口減少社会における包摂と継承—「最先端」秋田からの提言」プロジェクトを開始し、外国人介護人材の受け入れ、外国人技能実習生への支援、地域の祭礼・伝

統文化の継承と外国人受け入れなど、秋田を含むアジア地域研究に継続して取り組んでいる。(根拠資料 3-3【ウェブ】)

また、大学コンソーシアムあきたへの参画や県内国公立4大学連携協定(秋田大学、秋田県立大学、秋田公立美術大学及び本学)に基づく取り組みを通じ、シンポジウムや学生による地域活動報告会を合同で実施するなど、広く一般県民の知的好奇心の向上を支援している。(根拠資料 9-2、9-3)

(2) 国際協働 PBL (Project-Based Learning : 課題解決型学習)、寄附講座

2011年度からの5年間にわたって取り組んだ文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」において実施した日米協働 PBL 科目の実績を基に、スーパーグローバル大学創成支援事業では新たに ASEAN 諸国と協働で PBL 科目を開講している。2016年度以降、タイ、マレーシア、フィリピンの海外提携校の教員と本学の教員が協働でプログラムを開発し、両大学の学生がチームを結成し、両国地域における課題に取り組み、自治体や調査協力者に対して研究成果や改善提案を還元している。(根拠資料 7-32【ウェブ】)

また、JR 東日本秋田支社との連携協定に基づき、JR 東日本寄附講座「遺産観光論：持続可能な東北観光」を開講している。本講座は、東北地方の持続可能な観光を考える上で必要不可欠な、遺産の保全と観光活用という学際的分野について、JR 東日本や行政、観光業等との連携、地域観光の将来を担う人材との協働を通じ実践的に学ぶことを狙いとし、通常の講義に加え、同社からの寄附金によるフィールドワーク、外部講師による講義を複数回実施している。全講義の最後に実施したプレゼンテーションでは成果を発表し、JR 東日本社員や観光を担当する行政機関職員から好評を得たほか、学生との意見交換、報告書としてアジア地域研究連携機構研究紀要第 11 号を発行するなど、産官、地域へ成果を還元した。(根拠資料 9-4、9-5【ウェブ】)

(3) 教育研究の成果を基にした社会貢献活動

国際教養大学出版会を設置し、本学教員の教育研究成果の発表等を助成することにより、学術・教育・文化の振興や発展に寄与することを目指している。学術関連図書及び教科書等の刊行、頒布を行っているほか、教員の論文を掲載する英文紀要「グローバル・レビュー」(Global Review)、学生の学術研究発表の場である「スチューデント・ジャーナル」(Student Journal of International Liberal Arts)の発行と大学ウェブサイトへの掲載により、国内外の高等教育機関をはじめ広く世界へ本学の研究・教育成果等を発信している。(根拠資料 9-6【ウェブ】) アジア地域研究連携機構においても、秋田を含むアジア地域研究に関する成果論文や報告をアジア地域研究連携機構研究紀要に取りまとめ、ウェブサイト上で公表している。(根拠資料 9-5【ウェブ】)

また、2017年度から研究内容をポスターにし、図書館棟や秋田空港内で展示する「リサーチ・ウィーク」を実施している。オープンキャンパスと日程を合わせて開催し、展示会場において教員が来場者に研究内容の説明を行うなど、地域社会に向けて積極的に研究

成果を発信している。(根拠資料 9-7)

加えて、地域コミュニティの知力や学ぶ意欲の向上につながるよう公開講座等の多様な学修機会を提供しており、公開講座等の機会に参加者アンケートを実施することで、県民のニーズを把握し、運営方法や内容の改善・向上に努めている。

さらに、アジア地域研究連携機構では、外国人観光客誘致拡大に向けて、学生によるモニターツアー調査やクルーズ船の観光客を対象としたアンケート調査を行ったほか、グループマップを活用した県内バス運行情報の発信や、QR コードを活用した観光施設の案内表示多言語化など、観光客の利便性向上のための取り組みも進めている。また、グローバルな視点を備えた企業・企業人材を育成するためのグローバル人材育成研修事業「Project GloAkitabai」を主催したほか、2019 年度には、県内の若手経営者と本学学生が協働し企業の課題解決に取り組む「AIU デザイン LAB」を立ち上げた。県内企業と「ビジョン共創ワークショップ」を 5 回開催し、インキュベーションプログラムを通じて企業の海外展開等を支援している。今後も、秋田県が直面する課題や施策を見据えた研究調査や、地域の活性化に資する各種提言に積極的に取り組んでいくこととしている。(根拠資料 3-3【ウェブ】)

(4) スーパーグローバル創成支援事業による英語教育支援

スーパーグローバル大学創成支援事業の一環で、「英語で英語を学ぶ」研修プログラムとして「イングリッシュビレッジ」を年に 12 回程度開催し、県内外の中高生の英語によるコミュニケーション能力の向上に貢献している。2020 年度は、従来のイングリッシュビレッジの内容をオンライン型アクティビティに再編・実施し、国内外から中高生が参加している。

また、県内外の小中学校の英語教員を対象とした「ティーチャーズセミナー」では、本学教員が「英語で英語を教える」ことの意味やその手法、実践的教授法、クラスマネジメントなどについてのワークショップを県内外教育委員会と連携して継続的に実施しているほか、米国大使館の支援・共催により英語指導法セミナーを全国規模及びオンラインで開催するなど、本学が有する「英語で英語を学ぶ」取り組みにおける独自のノウハウを、小中高等学校の教育現場等に還元できるよう取り組んでいる。(根拠資料 7-32【ウェブ】、9-8【ウェブ】)

このような地域及び全国への英語教育支援の実績が広く周知され、評価されたことから、2019 年度には奈良県教育委員会からのアプローチにより連携協定を締結し、次年度以降、本学専門職大学院英語教育実践領域へ同県の教員を院生として受け入れている。

(5) 地域交流・国際交流事業への積極的参加

県内の 8 つの自治体と国際交流に関する協定を締結しており、継続的な異文化交流・国際交流事業を実施している。小・中学校などとの交流活動としては、留学生を含む本学

学生の派遣交流や、小・中学生等を招いた交流など、双方向の活動を行っている。2020年度は、学生が中心となり、小学生を対象とするオンライン型の異文化理解教育プログラムを開発し、県内外の小学生が参加した。(根拠資料 9-9)

また、県内の高校における出前講座や高校生を対象とした英語力向上のための各種セミナーを実施しているほか、言語異文化学修センター (LDIC) を一般向けに無料開放し、交換留学生との外国語による会話時間を設けるなど、様々な外国語学修・異文化交流の機会を提供している。(根拠資料 9-8【ウェブ】)

加えて、アジア地域研究連携機構では、秋田県とロシア極東地域及び中国東北部などとの経済交流の促進に係る自治体や商工団体等の取り組みに、本学教員が毎年参画し、特にロシアに関する政治経済情勢や日本との関係などの情報提供や助言等を行っている。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の機能及び資源の活用により、社会が抱える多様な問題に応えることによって、地域社会や国際社会に貢献するため、学則第 21 条に基づき、学内に地域貢献委員会を置き、地域貢献の方針、実施に関することを審議している。委員会は年に 3 回程度開催し、公開講座等のアンケート結果やイベントの振り返りに基づき、テーマ設定や運営方法の改善について協議を行っている。また、協定を結んでいる各自治体と定期的に意見交換の場を設定しており、学校等から寄せられる交流活動に関する感想や要望及び大学の状況について相互に共有し対応を協議することで、より円滑な交流運営を目指している。(根拠資料 1-2、9-10)

9.2. 長所・特色

(1) 国際協働 PBL (Project-Based Learning：課題解決型学習)

2019 年度、タイと秋田県内地域で実施した PBL 科目では、タイ・カセサート大学の学生 5 名と本学の学生 5 名が参加し、SDGs の目標の一つである教育に関して「地域社会における教育」をテーマとして、地域コミュニティや地域人材をどう維持しているか、そして教育プログラムはどのように設計され実践されているか、という持続可能な地域づくりと教育の関係性について学修した。地域の小・中学校や行政への訪問を行ったほか、現地調査後の成果発表会では課題に対する分析結果や解決策の提案を行うなど、学生と地域の

活動家や協力者が活発に意見を交換する機会となり、教育成果が十分に還元されているものと言える。(根拠資料 7-32【ウェブ】)

また、このようなフィールドワークや地域住民への聴き取り活動を通して地域における課題に取り組み、自治体や調査協力者に対して研究成果発表や改善提案を行う PBL 科目では、日本語を共通言語とせざるを得ないため、海外の提携校から参加している留学生に対しては、引率教員の逐次通訳や資料提供による対応に加え、ポータブル翻訳機器を導入するなどの工夫を行っている。

(2) 地域交流、国際交流、公開講座

本学では、中期計画において、小・中学校等との交流を年 200 回以上行うことを数値目標として掲げ、県内の小・中・高校生や就学前児童等との交流活動を積極的に行っている。2019 年度は、学校等との交流として、国際交流に関する協定を締結している県内自治体との交流を中心に 227 回実施し、延べ 1,341 名の学生（うち留学生 798 名）が参加した。このように、毎年度、目標を大きく上回る実績を挙げており、地域の活性化や国際化に多大な貢献ができていると認識している。(根拠資料 9-8【ウェブ】)

2020 年度は、コロナ禍により対面での交流活動が実施できない状況であったが、秋田県内の各自治体や教育委員会と協議のうえ、オンラインを活用した地域交流プログラムを新たに開発した。(根拠資料 9-9) 世界各地・日本各地に住む本学学生と学校等をオンラインでつなぎ、バーチャル・キャンパスツアー等を通じて大学生活を紹介するプログラム、互いの国について紹介し合うプログラム、ゲームを交えながら英語に親しむプログラム等、計 12 回実施し、中高生等約 600 名が参加した。

また、公開講座（セミナー、ワークショップ、公開報告会等）については、中期計画上、数値目標を 10 回以上開催することとしており、2019 年度は目標を大きく上回る 24 回、2020 年度もオンラインを活用し 15 回開催した。(根拠資料 1-15【ウェブ】、9-8【ウェブ】)

イングリッシュビレッジについて、2017 年度以降、(公財) 秋田観光コンベンション協会と連携し、教育・修学旅行におけるプログラムの一つとして組み込む事業を推進しているほか、個人単位で参加できる一般公募型プログラム、本学の企業研修事業と連携した県内社会人向けプログラムなどを展開し、対象を拡大してきた。(根拠資料 9-11【ウェブ】) 一方、このプロジェクトの目的である日本の英語教育の改革と支援の推進という意味での成果に加え、参加する学生に対する教育効果も顕著である。2014 年度から 2019 年度においてトレーニングを受けた学生は延べ 489 名、プログラムの実施回数は 72 回、参加した生徒数は 2,400 名を超える。経験を積んだ学生が新規の学生スタッフの訓練を行う体制を構築し、学内外との調整など英語指導以外の実務も経験させた結果、学生の主体性が伸長され、プログラム運営全体を意識して参画するようになった。また、教職課程を履修している学生も多く、学修との相乗効果が見られている。

9.3. 問題点

開学当初から県内の小・中・高校生等や地域との交流を継続してきたことにより、留学生を主体とした本学独自の地域交流のスタイルを確立したと言える。増加する県内外からの本学学生との交流需要に対応するため、交流可能日・時間枠の設定と公表、交流活動をサポートする学生スタッフの活用などに取り組んだ結果、年間 200 件の数値目標を効率的に達成する実施体制を構築してきた。一方で、交流の内容については、学校側が主体的に計画することとしているものの、学校教員から内容や進行に関する相談を受ける場合もあるため、今後は交流の質の向上を目指し、本学から能動的に教育効果の高い交流プログラムの開発と提案を行っていく。また、コロナ禍への対応として、オンラインを活用した交流活動を促進する必要があるが、学校によってインターネット環境や設備に差があるため、技術的なサポートを含めた柔軟な対応が求められる。

9.4. 全体のまとめ

本学は、定款において「地域社会及び国際社会の発展に貢献する」ことを目的の一つに定め、中期目標、中期計画、年次計画それぞれに「学校教育への支援」「国際化の推進」「地域社会への貢献」の3項目を掲げ、個々の取り組みを推進してきた。

アジア地域研究連携機構を中心に、他の教育機関との共同研究や民間企業との連携を進め、秋田県の課題解決に向けた提言を行っているほか、県内企業の国際化支援に取り組んでいる。また、県内市町村との協定に基づくものをはじめとして、小中学生等と本学留学生との交流活動を年間 200 回以上実施していることに加え、スーパーグローバル大学創成支援事業による英語教育支援を通じて、地域の活性化及び国際化に大きく貢献できているものと認識している。

本学が持つ人的資源、グローバルな教育の成果を地域社会に還元するシステムを独自に構築できており、実績の蓄積とともに、県内外からの注目や期待の高まりを感じている。海外とのつながりを持ちにくい秋田の地で、世界中の提携校から留学生を受け入れ、地域に開かれた大学として住民と活発な交流を継続していること、地域研究の知見を活かして産学連携に積極的に取り組んでいること、さらに、それら一連の活動が、学生の主体的な学びの場となり、恒常的に質の向上及び拡大を遂げていることは、大学基準に照らして極めて良好で、卓越した水準にある。

第10章（基準10：大学運営・財務）

第1節 大学運営

10(1).1. 現状説明

10(1).1.1. 大学の使命・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、地方独立行政法人法に基づく日本で最初の公立大学法人として2004年に開学した。公立大学をはじめとした地方公共団体が直接行っている事務及び事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人を設立し、当該法人に当該事務等を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指すものである。このため、地方独立行政法人法に基づき、本学の設立団体である秋田県は、法人の目的や名称、業務の範囲等を規定した定款を定め、本学は、法人の具体的な業務の方法を規定した業務方法書を制定している。（根拠資料1-1、9-1）

また、定款には、大学経営会議、教育研究会議等の各審議機関が扱う審議事項についても定めており、同一人物である理事長・学長のリーダーシップのもと本学運営がなされている状況にある。これらの法人内部における組織体制については、2.1.2.で記した公立大学法人国際教養大学の組織図のとおりである。

上述の定款、業務方法書をはじめ諸規程は、本学ウェブサイトや学内総合情報管理システム（ATOMS）に掲出しているほか、大学経営会議、教育研究会議、教授会等では、審議事項と報告事項を分けて扱っており、各会議や委員会の役割が自ずと明確になっている。（根拠資料10(1)-1【ウェブ】）

10(1).1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

(1) 大学運営のための組織の整備

大学の運営組織については、学則（第7条～第22条）及び学則等で定める以外の教育研究上の組織の長等に関する規程で規定している。また、定款18条第2項第2号に規定する学長が定める教育研究上の重要な組織の長については、教育研究上の重要な組織の長に関する規程により規定しており、当該組織の長が、教育研究会議や自己評価委員会の構成員となっている。（根拠資料1-2、2-8、2-9）

理事長兼学長が主宰する大学経営会議、教育研究会議での決定事項は、教員組織及び事務局組織それぞれの長を通じて教職員へ共有されるほか、議事内容を学内総合情報管理システム（ATOMS）に掲出している。（根拠資料10(1)-2）また、学長、常務理事兼総務企画・学生担当副学長及び理事兼教務・国際交流担当副学長は、上層部会議（セネートと呼ばれる）にて意見交換・情報共有の場を日常的にもっており、喫緊の課題から中長期的な大学の方針や戦略まで幅広く協議し、必要な指示が教職員へ下ろされる。当会議には、内容に応じて学務部長や事務局長が加わる。事務局内では、常務理事を筆頭に、事務局長、次長、課室センター長を務めるディレクターが出席する事務局連絡会議（ディレクターズ会議）を毎週開催し、事務局全体の動きや課題を共有・協議している。

各教員からの意見や提案については、プログラム・課程・領域毎に開催される会合において、代表（プログラム代表、課程長、領域代表等）が吸い上げ、教育研究会議に提出される。同様に、職員からの意見や提案は、課室センター長を通じて、事務局連絡会議へ上げられる。さらに、学生からは、学生生活委員会、学生寮・宿舍会議等の会合を通じて意見収集しているほか、カリキュラム改革に係るワーキンググループや委員会、スーパーグローバル大学創成支援事業推進会議に、議題によって学生を出席させている。加えて、2019年度以降は、図書館運営委員会の委員に学部生及び大学院生1名ずつを任命して運営に参画させるなど、学生の意見を収集できる体制を整えている。（根拠資料8-19、10(1)-3）

○ 役職者の選任方法

理事長（学長）は、選考機関の選考による法人からの候補者の申出に基づき、知事が任命することとされている。選考機関は理事の中から選出された者3人及び教育研究会議を構成する者の中から選出された者2人をもって構成し、議長は委員の互選によって定める。選考機関の議事の手続き等については、理事長選考機関規程に規定し、理事長選考会議と称することとしている。理事長候補者の選考手続き等については、理事長選考規程に規定している。候補者の推薦は理事長及び各理事が、それぞれ1名又は2名の候補者を、順位を付さずに選考会議に対して推薦し、選考会議は、推薦書及び面接により審査を行い、最終的に1名を理事長予定者として選出する。（根拠資料1-1、10(1)-4、10(1)-5）

副学長の選考方法等は、学則第15条に基づき副学長の選考等に関する規程に規定しており、学長が候補者を選考し、大学経営会議の議を経て学長が任命することとしている。なお、副学長の職務やその分担については、副学長の職務に関する要綱に規定している。

(根拠資料 1-2、10(1)-6、10(1)-7)

教育研究上の組織の長の選考方法等は、教育研究上の組織の長等選考規程に規定しており、同規程第 3 条に規定する選考の基準に基づき、理事長が候補者を選考し、大学経営会議の議を経て理事長が任命することとしている。それぞれの職務については、教育研究上の組織の長等の職務に関する細則に規定している。(根拠資料 10(1)-8、10(1)-9)

○ 役員の権限と責任、教授会の役割

本学では、理事長が学長を兼務(定款第 10 条第 2 項)しており、迅速な意思決定が可能となっている。また、理事長・学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行えるよう、大学経営会議の議長は理事長(定款第 15 条第 1 項)、教育研究会議の議長は学長(定款第 20 条第 1 項)が務めている。

役員等の職務及び権限については、定款第 9 条において、理事長、常務理事、理事及び監事の業務内容が規定されており、その詳細については、大学経営会議規程第 5 条第 3 項の規定に基づき理事長が定め、大学経営会議に報告している。また、役員の任期については、理事長の任期に関する規程、理事の任期については理事長決定により定めている。

(根拠資料 1-1、2-6、10(1)-10)

教授会は、開学当時からその権限が限定的であったことに加え、2014 年改正の学校教育法及び学校教育法施行規則に則り、「学生の入学及び卒業」について学長が決定を行うにあたり「意見を述べる」こととし役割を明確化している。その他の諮問を受けた教育研究に関する重要事項については、教育研究会議に審議を委任し、同会議の議決をもって教授会の議決に代える仕組みとなっている。(根拠資料 1-2、10(1)-11)

(2) 危機管理対策

危機管理に係る規程や内規等を整備し、学長、部局長、事務局代表で構成するリスクマネジメント委員会を中心に、平時及び有事の危機対策に取り組んでいる。(根拠資料 10(1)-12、10(1)-13、10(1)-14、10(1)-15) 平時の危機管理としては、リスクマネジメント委員会で毎年度、基本計画及びアクションプランを策定し、選定したリスクの予防・軽減のための対策を実施、年度末に報告・評価を行っている。

また、本学は年間 200 名程の学生を海外の提携校に交換留学として派遣していることに加え、海外インターンシップ、国際協働 PBL など、授業科目での海外活動も推進しており、渡航先での危機管理も非常に重要である。学生に対しては、留学に際し危機管理会社のサービスへの加入を必須としているほか、ガイダンス等で個人レベルでの対策を促し意識の醸成を図っている。さらに、数年に一度は、教職員を対象としたシミュレーション研修を実施し、外部講師が設定したシナリオに基づき、事象発生時の初動から緊急対策本部の設置、メディア対応等をロールプレイ形式で実践し、体制を検証している。

2019 年度末から流行した新型コロナウイルス感染症に対しては、2020 年 2 月時点で緊急対策本部を立ち上げ、卒業式・入学式の延期、授業の全面オンライン化、キャンパスの閉鎖、教職員の予防対策等について、迅速な議論・決定を行ってきた。(根拠資料 2-14) 学長を対策本部長とし、同本部会議には、リスクマネジメント委員、事務局ディレクター、関係教職員が出席している。教育課程、施設運営、学生支援等において、具体的に講じてきた措置は各章で記載のとおりである。決定事項は、大学経営会議へ報告するとともに、全教職員、学生、保護者を含む大学関係者へメールやウェブサイトで周知し、理解を促している。

10(1).1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

| |
|---------------------------|
| 評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性 |
|---------------------------|

予算編成及び予算執行等、法人の財務会計については、地方独立行政法人法、地方独立行政法人会計基準、定款、業務方法書及び会計規程の定めるところにより行っている。また、会計事務の詳細については、会計規程に基づき、会計組織等規程、予算事務規程、金銭出納事務規程、契約事務規程、工事事務規程、決算事務規程及び減損処理取扱細則に規定している。(根拠資料 1-1、9-1、10(1)-16、10(1)-17、10(1)-18、10(1)-19、10(1)-20、10(1)-21、10(1)-22、10(1)-23)

予算については、年度計画において、大学経営会議の議を経て定めるものとしている。(会計規程第 7 条) また、予算案の作成及び予算執行のため予算責任者及び、金銭等の出納、債権管理、資金管理及び記帳に関する事務を行うため経理責任者を置き、責任の所在を明確にしている。なお、いずれの職も事務局長をもって充てることとしている。年度途中において緊急的な対応が必要となる業務が発生した際は、その経費を確保するため、必要に応じ補正予算を編成し、弾力的な対応を行っている。

財務に関する監査については、地方独立行政法人法第 34 条第 2 項の規定に基づく監事による監査と、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき秋田県監査委員が実施する財政的援助団体に対する監査を実施しているほか、内部監査を実施し、本学の業務及び会計の適正かつ効率的な運営に努めている。(根拠資料 10(1)-24)

なお、監事及び監事監査に関する事項は、2018 年 4 月の独立行政法人法の改正に基づく内部統制の取り組みの一環として、業務方法書に明示するとともに、関連規程を整備している。(根拠資料 9-1、10(1)-25) 加えて、監事及び外部有識者等からなる契約監視委員会を設置し、契約事務の適切な執行を定期的に確認している。(根拠資料 10(1)-26)

10(1).1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

法人及び大学の運営、教育研究活動の支援など大学運営組織については、前述のとおりだが、事務組織については、事務組織規程に規定されている。(根拠資料 2-27) また、事務決裁規程に基づき、理事長のほか理事、事務局長、事務局次長及び課室センター長における決裁区分を定め適切な事務執行を行っている。(根拠資料 10(1)-27)

なお、事務組織機能を含めた大学運営全般については、地方独立行政法人法、定款、業務方法書及び学内諸規程に基づき、いわゆる監事監査や内部監査により適切性の確認が行われることになっている。(根拠資料 10(1)-24、10(1)-28)

事務局には総務、施設管理、企画、研究・地域連携支援、教務、学生の6課、教職員支援、入試、学修支援、監査の4室、キャリア開発、国際の2センターを置いている。職員数は、2020年5月1日現在で93名であり、その内訳はプロパー職員50名、設立団体である秋田県からの派遣職員5名、嘱託職員(再雇用を含む)24名、非常勤職員1名、派遣職員12名、教員との兼務職員1名となっている。事務局組織の見直しは適宜行っており、2019年4月には、新学生宿舎の建設をはじめとするキャンパス整備事業を本格化させるにあたり、総務課から分離する形で施設管理課を新設し、また、教員に対する研究支援の強化を目指し、企画課から分離する形で研究・地域連携支援課を設置するなど、戦略的に改編を行っている。

職員の採用や服務については、教職員就業規程に規定している。(根拠資料 6-3) 採用にあたっては、経理等の専門職員を除き、外国人留学生や外国人教員への支援及び学内外への英語による情報発信の強化等のため、英語による業務遂行能力を必須条件としており、応募要件の段階的引き上げにより、現在はTOEIC900点相当以上を目安としている。

また、秋田県からの派遣職員を含む全ての常勤職員に対し、評価制度を導入している。(根拠資料 6-10) 業績評価については本人の適性や業務遂行の難易度を勘案しつつ、業務実績と能力の双方を評価の対象としており、職員の資質を総合的に評価する仕組みを作り、評価結果を翌年度の年俸額に反映することで、職員の意欲向上を目指している。年度初め及び年度末に上司である評価者と被評価者が面談を行い、目標設定や評価結果に対するアドバイスを行うことで、単に年俸を決める手段としての評価制度ではなく、職員の資質向上やキャリア形成の一助となる制度としている。

10(1).1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

職員研修（SD）規程に基づき、毎年度実施計画を策定し、外部研修と大学主催の研修を織り交ぜながら、教職員の意欲及び資質向上を図っている。（根拠資料 10(1)-29）教育研究に関するもののほか、コンプライアンスや情報セキュリティ等、共通して必要な知識・スキルに関するものは全教職員対象として企画している。

事務職員については、各部署の実務に特化した研修、職階に応じた研修等、多岐に亘って資質向上の機会を提供している。また、教員向けのファカルティ・ディベロップメント（FD）に職員が参加し、新カリキュラムや学生支援等、教員・職員に共通するテーマについて共に議論する場を設けることで、ALL AIU としての意識の醸成を図っている。さらに、スーパーグローバル大学創成支援事業では、教員に加えて、事務職員や専門職員の海外研修を実施しており、海外提携校との職員交流、米国の教学や学生サポート、入試制度等の先進事例に係る研修等、担当業務に応じて派遣し、国際性や専門性の向上を図っている。2020 年度時点で、事務職員・専門職員の海外研修経験率は 52%となっており、帰国後も、部署内で知見を共有するとともに、事務局内で発表の機会を設けるなど、国際的な視点や感覚が職員間で波及するよう努めている。2020 年度の事務職員の外部研修については、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン型に限定されたものの、積極的に情報提供を行い、のべ100 名以上が受講した。

なお、教員については、6.1.4. に詳述のとおり、FD の実施、サバティカル及び特別研修制度、海外提携校への派遣、業績評価等により、きめ細やかに意欲や資質の向上を図っている。

10(1).1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性に関する点検・評価は、地方独立行政法人法に基づいて毎年度作成する年度実績に係る報告書を基に、自己評価委員会及び大学院自己評価委員会での協議を経て、決算報告と合わせ、大学経営会議で最終審議を行っている。

監査については、監事が大学経営会議に出席し、役職員等から業務運営の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等を閲覧しているほか、必要に応じて、各部門責任者から業務

処理の状況を聴取するとともに、書面・証憑書類の査閲を行っている。また、ガバナンス体制や理事長、理事の業務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めている。

また、監査室で毎年実施している科研費監査により、旅費規程を一部改訂するなど業務の改善・向上も実施している。

2018年4月の独立行政法人法の改正に基づいて、業務方法書を変更し、内部統制に関する規程をはじめとする諸規程を整備した。（根拠資料 9-1、10(1)-25）同時に設置した内部統制委員会には、民間企業経営者である理事を内部統制統括担当として委員に含め、毎年度、業務モニタリングの計画を策定し実施している。2018年度は休学・退学の手続きについて、2019年度は海外における危機管理について、2020年度は業務のデジタル化について、監事及び学内の監査室が合同で検証し、指摘事項を業務の改善に活かしている。

10(1).2. 長所・特色

法人運営については理事長が、大学については学長がトップとなり、かつ、理事長と学長が同一人物のもとリーダーシップを発揮することができる運営体制が整備されている。

プロパー職員の採用の際には、高い英語力を条件として設定しているほか、海外研修等を通じて、交渉力・折衝力や国際感覚を身に付けるとともに、海外のトップリベラルアーツ大学での取り組みを参考に学生対応力等を強化している。これにより、留学業務を所管している国際センターの職員に限らず、管理部門を含めた全部署において、学生や教員に英語での対応を行える体制を確立できている。加えて、カリキュラム編成や入試広報、提携校との交渉など、他大学の多くでは教員が主導する業務についても、本学においては事務局職員が中心となって教員の意見や協力を得ながら遂行しており、教員と職員が両輪となった協働文化が、大学運営の基盤となっている。

加えて、小規模大学としてのメリットもあり、教員同士、職員同士、教員と職員、役員・管理職と若手の壁がなく、問題意識やアイデアを自由に提言できる組織文化が根付いているほか、学生との距離が近いことが特徴である。学内関係者から広く意見を収集したうえで迅速な意思決定を行い、決定内容を確実に執行することができる。

また、第2章における特色と同様に、学外からの視点を積極的に取り込むとともに、本学の使命・目的に大きく関連するものとして、外国人を委員に登用することで、一層の有効性を確保している。

10(1).3. 問題点

本学の教職員採用においては、英語能力を応募要件の1つとしていることもあり、高い英語力を有し、即戦力となる人材の確保が困難な状況にある。事務組織を安定的に運営し、発展させていくためにも計画的な人材確保と育成が必要となっている。引き続き、秋田県へのAターン転職希望者向け説明会に参加するなど、県内就職を検討する人材をターゲットとした職員募集活動に取り組むこととする。

10(1).4. 全体のまとめ

本学の長期ビジョン、中期計画、年度毎の事業計画は、教員及び職員が協働で策定・審議に関わるほか、策定後はウェブサイトや学内システムにおいて周知・共有されている。これらの計画は毎年度の予算とも連動しており、個別の取り組みに必要な組織や諸規程の整備も合わせて対応している。

大学運営のための組織体制としては、理事長が学長を兼任し、法人運営及び教学面での審議機関である大学経営会議及び教育研究会議の双方を主宰している。小規模大学としてのメリットから、学生、教員、職員との距離が近く、学生や教職員からの意見・提案は、各種委員会・会議や所属長をとおして収集される。そして教職協働の文化が機動力となって、改善や改革へとつながっている。さらに、外国人を組織や委員会の要職に登用することで、グローバルスタンダードを常に意識し、本学の使命・目的の実現に向けて、大学の機能を円滑かつ十分に発揮することができている。

危機管理対策については、規程・内規等を整備し、リスクマネジメント委員会の下でPDCAサイクルを実行しており、有事の事態を想定した研修も実施している。新型コロナウイルス感染症の流行に対しても、迅速な決断と適切な対応が取れていると認識している。

法人の財務会計は、規程の定めるところにより執行され、予算や決算については、大学経営会議において適切に審議・報告がなされている。また、法定により監事監査、設置団体である県の監査委員による監査に加え、内部監査を実施し、業務及び会計の適正かつ効率的な運営を図っている。

さらに、事務組織規程に基づき、大学運営に必要な事務局組織を編成しているほか、教職員に対しては、職員研修(SD)規程に基づき、大学主催の研修に加え外部研修や海外派遣を積極的に実施し、教育研究や職務遂行に必要な能力と意欲の向上を図っている。業績評価にあたっては、教員、職員ともに年度毎の目標設定と実績・到達度について、所属長と必ず面談することとなっており、評価のみならずアドバイスも行っている。こうした、個々人にきめ細やかな対応ができる仕組みが、大学運営上の組織や規程といったハード面とともに円滑な組織運営を機能させている。

今後も、適切な組織体制及び予算執行により、安定的な大学運営を維持できるものと認識しており、大学基準に照らし、良好な状態にある。

第2節 財務

10(2).1. 現状説明

10(2).1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に即した中・長期の財政計画の策定

中期計画（2016年度～2021年度）において、計画期間の予算、収支計画及び資金計画を定めている。これらの財政計画は、中期目標で示された各目標を達成するために定めたものである。また、年度計画を策定する際に、当該財政計画に基づき、各事業年度の予算、収支計画及び資金計画を定めている。各事業年度の予算編成過程においては、財政計画を基本としつつ、予算編成方針により重点的に取り組むべき事業を定めることにより、中期計画に即した予算を編成することとしている。（根拠資料 1-14【ウェブ】、1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】）

年度計画の実績については、秋田県地方独立行政法人評価委員会に報告し、評価を受けているほか、中期計画期間終了後には、年度計画と同様に中期計画における達成状況等について、同評価委員会の評価を受けている。（根拠資料 1-21【ウェブ】、1-22【ウェブ】、1-23【ウェブ】、10(2)-1【ウェブ】、10(2)-2【ウェブ】）

10(2).1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金の獲得状況、資産運用等

教育研究活動を安定して遂行するための財源については、学生納付金等の自己収入のほか、秋田県からの運営費交付金等の財政措置により、必要額の大部分を確保している。また、科学研究費補助金等の外部資金の確保にも努めている。

学生納付金については、自主財源の確保によるリベラルアーツ科目、少人数教育並びに地域貢献活動の充実・強化等を目的として、2012年度入学生から、授業料を年額160,200円引き上げ、696,000円とした。なお、運営費交付金については、中期目標・中期計画の達成のために必要とされる標準的な支出経費から、各年度において見込まれる標準的な収入を差し引いた額として算定されるが、当該授業料引上げ分は、算定の対象外（全額自主財源）となっている。

一方、運営費交付金のうち、学生への教育サービスに直接影響のない経費については、対前年度比▲2.0%の経営努力促進係数が設定されており、何もしなければ、運営費交付金は毎年減少する。そのため、毎年度の予算編成においては、事業の成果や費用対効果の検証を行うとともに、経費縮減目標を設定して新規事業の財源を捻出することとしている。なお、新規事業については、予算編成方針に定めた重点事業として優先的に予算配分することとしている。

外部資金の確保については、中期計画、年度計画に盛り込んでおり、組織的に取り組むこととしている。(根拠資料 1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】) また、研究の質の向上及び研究費の円滑な運用に資するため、研究運営委員会において外部資金の獲得についても所掌し、サポートを行っている。外部資金の公募情報は、学内のオンライン掲示板にて随時周知を図るとともに、科学研究費補助金については、説明会やワークショップを開催するなど、教員に具体的な情報を提供し、応募を促している。(根拠資料 8-13)

なお、文部科学省の国際化拠点整備事業補助金について、大学の世界展開力強化事業(2011-2015)、グローバル人材育成推進事業(2012-2016)に続き、2014年に採択されたスーパーグローバル大学創成支援事業では、10年間で7億円程度の補助金の交付を受けている。(根拠資料 1-18、10(2)-3、10(2)-4)

また、寄附金収入の確保にも努めており、学生の奨学支援のための奨学寄附金のほか、キャンパスの整備や科学関連分野の教育力強化を目的とした開学20周年記念事業寄附金、新型コロナウイルス感染症対策寄附金等の募金活動を行っている。加えて、入学式等の本学が主催するイベントや企業訪問の機会を活用して、保護者、卒業生、県内外の企業等に対して寄附に関する協力を依頼しているほか、ウェブサイトからの寄附の受付を行っている。(根拠資料 10(2)-5)

10(2).2. 長所・特色

本学の運営費については、公立大学法人として、設立団体である秋田県からの運営費交付金に大きく依存していることから、教員による受託研究費や科学研究費補助金の獲得、国等の補助金の積極的な活用、企業や保護者等への寄附の働きかけなど、大学を挙げて自主財源の確保に取り組んでいる。

10(2).3. 問題点

科学研究費補助金については、外国人教員の割合が高い本学にとって、補助金の申請に困難を伴うケースが多いことから、引き続き教員に対する説明会を開催するなど、積極的な取り組みが必要である。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、2020年春学期・秋学期の授業は、すべてオンラインで実施し、全学生が、原則として自宅から履修することとな

った。そのため、遠隔授業に対応するための経費の増加に加えて、通常ならば学生の8割以上が学内の寮・宿舎に居住している本学にとっては、寮費等収入の大幅な減少が財政運営上の重大な問題となっている。

特に寮費収入については、2020年度においては約2億円減少した。経費縮減に努めたものの、施設の維持管理に係る固定的経費など縮減が難しいものもあり、収支不足が避けられない状況であったが、秋田県からの財政支援により補った。

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、2021年度以降も同様の問題が生じるおそれがあることから、今後の対応について十分に検討する必要がある。

10(2).4. 全体のまとめ

本学では、6年毎に策定する中期計画において、計画期間の予算、収支計画及び資金計画を定め、それに基づいた年度毎の事業計画を策定し、大学運営を行っている。外部資金として、寄附金収入の確保に努め、入学式等のイベントや企業訪問の機会を活用して、保護者、卒業生、企業等に協力を依頼しているほか、ウェブサイトからの寄附の受付も行っている。また、研究運営委員会において研究費の円滑な運用を図っており、科学研究費補助金の獲得のため、説明会やワークショップ等を開催し、応募を促進している。

今後とも、秋田県からの運営費交付金等の財政措置を見込むことができるものの、教育研究活動の充実を図っていくため、教員による受託研究費や科学研究費補助金の獲得をはじめ、国等の補助金を積極的に活用し、一層安定的な財政基盤を確立していくこととしており、大学基準に照らして適切な運営がなされている。

終章

本学は、「国際教養教育」という教学理念の下、国際教養学部においては、開学当初からの特色である「全て英語による少人数制授業」「1年間の留学」を基盤に、世界標準を見据えた教育課程を編成し、専門職大学院においては、コミュニケーション分野での高度専門職業人を養成するため、理論と実践の架橋を基軸とした教育を展開してきた。また、厳しい教育カリキュラムに対応するため、24時間365日開館のハイブリット式図書館や能動的学修を促進する各施設を備え、アカデミック・アドバイジングやチューター制度等により学修を支援するとともに、課外活動や寮・宿舎での留学生との協働を通じ、本学が目指すグローバル人材に必要な「個」の確立を促しているところである。

質の高い教育サービスを提供し続けることで、首都圏から遠く離れた地に立地しながら、開学から17年を経てもなお高い出願倍率、100%の就職内定率を毎年維持し続けていること、世界各国・地域から数多くの留学生が本学を選んで訪れていること、また、様々な大学ランキング、とりわけ、「Times Higher Education 世界大学ランキング 日本版」において、2018年度以降「教育充実度」及び「国際性」の2項目で全国1位を維持できていることが、本学の真の実力と存在価値を示している。

一方で、地域においても、グローバルな教育環境と教育成果、人的資源を最大限活用した、自治体や地元企業と連携した取り組みにより、秋田の国際化及び小中高校での英語教育に貢献し、確かな存在意義を築いてきた。今後益々大学間の競争が激化する中、地域に根ざした活動を充実することは、社会貢献の意味合いだけでなく、学生に対しても、本学ならではの学修機会を拡充し魅力を強化することにつながるものと考えている。

これらの原動力である本学最大の強みの一つは、教職員の高いコミットメントである。大学としての使命・目的の下、それぞれの立場・役割で自らにミッションを課し、短期的・中長期的な視点で各取り組みの課題や発展的方策について意見を交わし、提供する教育プログラムやサービスの質の向上を恒常的に図っている。また、業績評価や運営体制の見直しを通じて、マクロ・ミクロレベルで自ずと改善が促される仕組みが働き、内部質保証やガバナンス改革が謳われる以前から、それらの土壌が備わっていたと言える。

この教職協働の文化と柔軟かつ強固な組織体制により、社会全体を混乱に陥れたコロナ禍においても、授業のオンライン化、遠隔での学生支援等に際し、大学一丸となった前向きな姿勢を生み、学生の意欲やひたむきな姿勢に寄り添いながら困難を克服してきた。これらの緊急対応を通じて得た学びや今回の認証評価結果を踏まえ、今後も理事長・学長のリーダーシップの下、不断の努力を継続する。なかでも、2021年度からの新カリキュラム導入、及び新学生宿舎の建設をはじめとするキャンパス整備事業を確実に遂行するとともに、今後策定する次期中期計画及び長期ビジョンにおいて、社会の変化や国内外の高等教育を巡る動向を踏まえた次なる青写真を明確に描き、本学の理念・目的の実現に向けてまい進する所存である。